

経営論集

vol.6

2020年3月

目 次

〔論 文〕

- ジオツーリズムへのローカルコミュニティの参加に関する現状と課題：
山陰海岸ジオパークを事例として……………青木勝一 No.1
- 東欧のコンパクトシティの現状と課題：
プラハ・メトロポリタンプランを事例に……………青木勝一 No.2
- 東北経済概況と東日本大震災の経済的影響
—経済学で行われた議論から—……………櫻井宏明 No.3
- 健康課税は必要か？
—健康課税・補助金の先行研究と砂糖税に関する諸外国の事例から—
……………櫻井宏明・地引力也 No.4
- 地域金融機関と地域性……………田代雅之 No.5
- 地方財政における世代間負担の公平性について
—退職手当の会計的視点からの検証—……………中川美雪 No.6
- パス解析を用いた面接審査における影響分析
……………森一将・大江朋子・橋本貴充 No.7

執筆者一覧（掲載順）

文教大学経営学部 専任講師	青木勝一 博士（経済学）
文教大学経営学部 専任講師	櫻井宏明 博士（経済学）
文教大学経営学部	地引力也
農林中金総合研究所 専任研究員	田代雅之
合同会社みらい会計研究所 代表	中川美雪
文教大学経営学部 准教授	森 一将 博士（学術）
帝京大学文学部 准教授	大江朋子 博士（社会心理学）
大学入試センター研究開発部 准教授	橋本貴充 博士（工学）



ジオツーリズムへのローカルコミュニティの参加に関する現状と課題：山陰海岸ジオパークを事例として

青木 勝一

概要

ジオパークは地域固有の資産であるため、地域振興への活用が可能である。2010年代以降、日本の各地域はジオパークのこうした性質に注目し始め、ジオパークを活用した地域活性化の取組が本格化している。

本稿の目的は、ジオパークによる地域振興のなかでも「ジオツーリズム」に焦点を当て、事例として、京都、兵庫、鳥取の3府県にまたがり、複数の自治体の連携による取組が進む「山陰海岸ジオパーク」を事例として取り上げ、地域経済や地域コミュニティへの影響に関する現状と課題を分析することである。

キーワード：ジオパーク、ジオツーリズム、ローカルコミュニティ、山陰海岸ジオパーク

(投稿日 2020年1月15日)

文教大学経営学部

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

Tel 0467-53-2111(代表) Fax 0467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>

ジオツーリズムへのローカルコミュニティの参加に関する現状と課題：山陰海岸ジオパークを事例として

青木 勝一*

1. 本稿の目的

ジオパークは景観として美しい地形や地質などの地球科学的な資源を活かした「大地の公園」であり、ユネスコが支援する世界ジオパークネットワーク（GGN）が推進しているものである。ジオパークの役割は、地球活動に伴う自然遺産であるジオサイトを「大地の遺産」として保全・保護するとともに、それらを教育・啓蒙や研究に活用して、地域の持続的な発展に寄与することである（菊地ほか [2011a]）。

ジオパークは地域固有の資産であるため、地域振興への活用が可能である。一方で、各地域がジオパークを重視し始めたのは2010年代以降であり、ジオパークを活用した取組はようやく本格化したところである。

本稿の目的は、ジオパークによる地域振興の中でも「ジオツーリズム」に焦点を当て、その地域への波及効果について、国内のジオパークを事例に、現状と課題を分析することである。後述するように、ジオツーリズムが地域に与える効果の理論的整理及びそれに基づく実証分析を行った研究は日本では少ないため、本稿の学術的独自性は高い。

本稿の構成は以下の通りである。次の第2章

でジオパークの定義及び日本のジオパークの概要を述べる。第3章ではジオツーリズムに関する先行研究をレビューし、第4章においてローカルコミュニティ（以下LC）の参加を通じたジオツーリズムの地域への波及効果の類型及び経路の理論的枠組みを整理する。第5章では、アンケート調査に基づき、日本のジオパークにおけるLCの参加状況を見る。第6章では、第4章で示した枠組みに基づき、事例によるジオツーリズムの現状と課題の分析を行う。最後の第7章で議論のまとめと今後の展望を述べる。

2. ジオパークの定義及び日本のジオパークの概要

(1) ジオパークの定義

GGNが定めるジオパークとは、以下のものである¹⁾。また、本稿ではジオパークを特色づける地質、地形、歴史など見学場所や拠点を「ジオサイト」と言う。

- 1) 地域の地史や地質現象がよくわかる地質遺産を多数含むだけでなく、考古学的・生態学的もしくは文化的な価値のあるサイトも含む、明瞭に境界を定められた地域である。
- 2) 公的機関・地域社会ならびに民間団体によるしっかりした運営組織と運営・財政計画を持つ。
- 3) ジオツーリズムなどを通じて、地域の持

* 文教大学経営学部

✉ masa@shonan.bunkyo.ac.jp

持続可能な社会・経済発展を育成する。

- 4) 博物館、自然観察路、ガイド付きツアーなどにより、地球科学や環境問題に関する教育・普及活動を行う。
- 5) それぞれの地域の伝統と法に基づき地質遺産を確実に保護する。
- 6) 世界的ネットワークの一員として、相互に情報交換を行い、会議に参加し、ネットワークを積極的に活性化させる。

(2) 日本のジオパークの概要

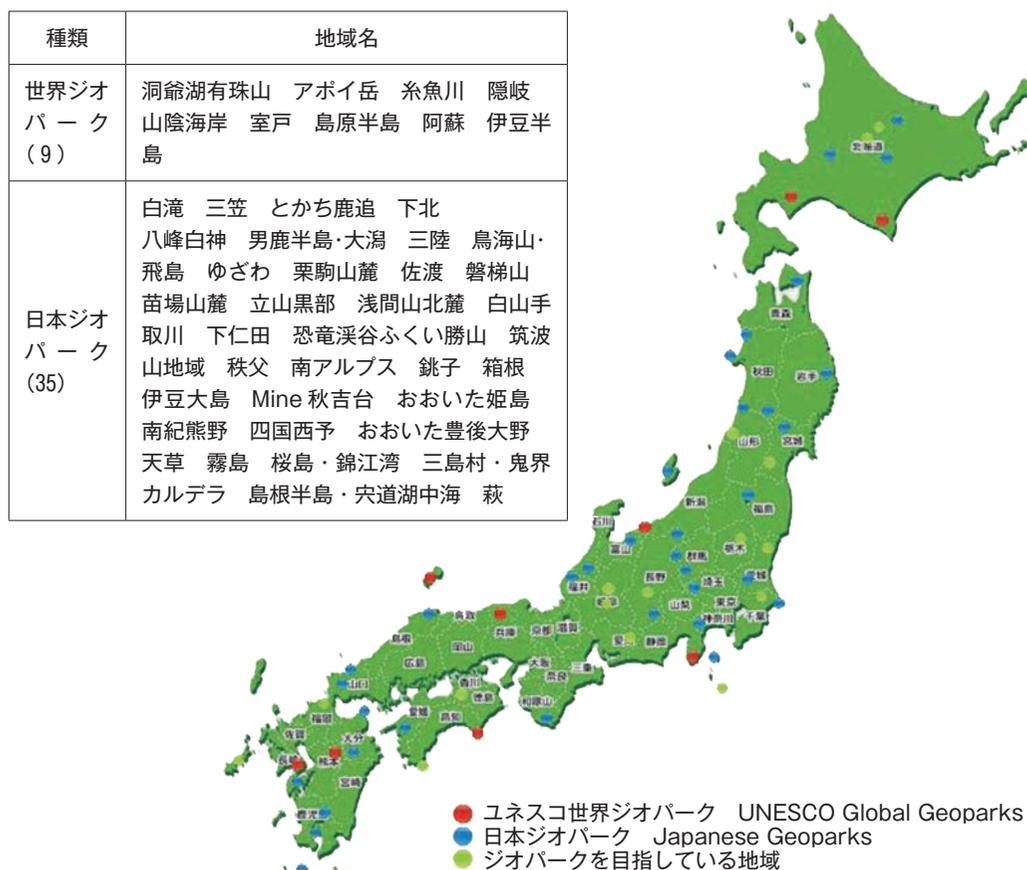
GGN は先述の定義に基づきジオパークの認

定を行っており、日本では9つのジオパークが認定を得ている。また、GGNの認定を受けるには、まず日本ジオパークネットワーク（JGN）の認定を受け、JGNの会員となる必要があるが、2018年9月20日時点で44地域がその会員となっている。

3. 先行研究

海外では、ジオツーリズムと所在地域のLCとの関係に着目した研究が多く見られる。総論としてジオツーリズムがコミュニティの発展に

図1 世界ジオパーク及び日本ジオパークの認定を受けた地域



出典：JGN ウェブサイトに基づき筆者作成

寄与することを指摘した Dowling [2011] に基づき、Powell et al. [2017] は、社会・環境・経済の各側面からジオツーリズムの地域への影響を分析し、社会及び環境面に比較して経済面の効果が弱い点を指摘し、資源保護と地域経済の成長を両立させるジオツーリズムの必要性を強調している。また、世界25か所のジオパークを対象に、地域住民の参加に対する当局の認識、参加の実態、ジオパークを活用したビジネスを分析した研究 (Farsani et al. [2010]) など、ジオツーリズムが地域社会に与える効果を多面的に分析したものもある。

一方、日本では、「ツーリズム」としての方法論に着目したものが多く、大野 [2011] は、地形・地質に関する専門知識と地域の歴史・文化、伝統などを関連付けるストーリーを市民や観光客に分かりやすく伝えることの必要性、そのためのガイドやガイドブック作成に携わる人材の育成を論じ、尾方 [2011]、澤田ほか [2011]

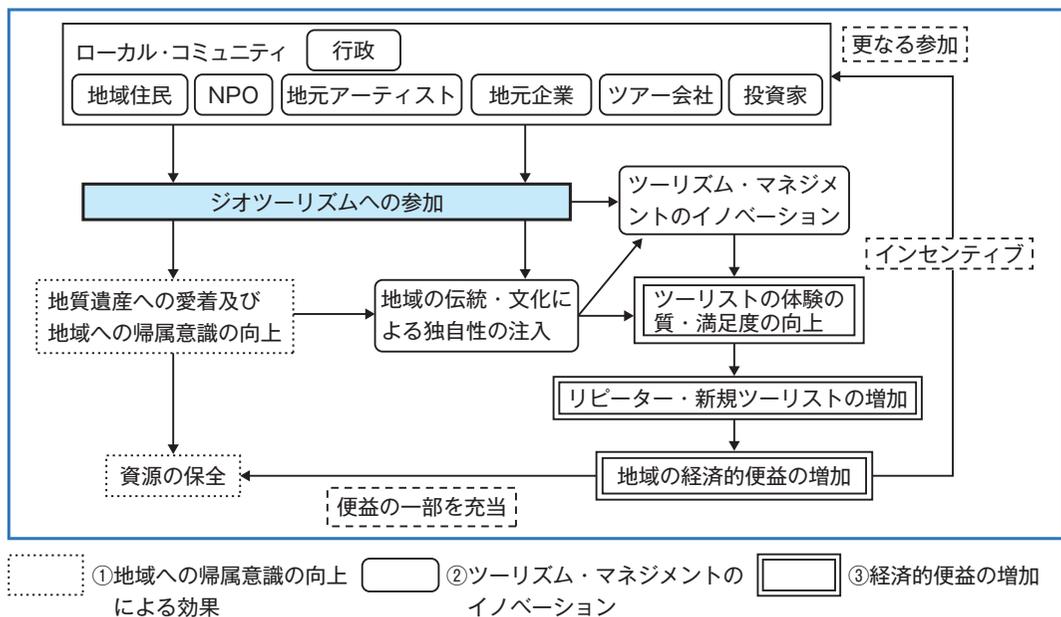
は、実際のガイドツアーに関する工夫について考察を行っている。この他、ジオツーリズムにおける大学の役割の分析 (天野ほか [2011]) や、ジオツーリズムにおけるジオサイトの保護・保全に関する研究者の関わり方の研究 (目代 [2011]) がある。

このように、日本ではジオツーリズムが地域振興に果たす役割については、集落主体の地域活性化や郷土の自然や文化に対する市民の誇りの醸成の促進を考察した研究 (竹之内 [2011]) はあるが、地域社会全体、とりわけLCとジオパークの関係に焦点を当てた研究は見当たらない。

4. LCの参加を通じたジオツーリズムの波及効果

先述の通り、海外の先行研究は主にLCのジオツーリズムへの参加が地域社会に及ぼす波及効果を分析している。その波及効果は以下の3

図2 ジオツーリズムの地域への波及効果



出典：筆者作成

点に整理することができる（図2）。また、LCについては先行研究を参考に、「個人及び企業、行政等の組織からなる地域共同体」と定義する。

① 地域への帰属意識の向上

第一に、LCのジオツーリズムへの参加は、LCの地質遺産への愛着や地域への帰属意識、及び地質遺産の保全と持続可能な資源の活用への志向性を高める（Halim et al. [2017]、Farsani et al. [2010]）。

② ツーリズム・マネジメントのイノベーション

第二に、ジオツーリズムは一過性のものでなく、持続可能性が必要である。それには、投資家やツアー会社などのビジネス関係者に加え、地元の芸術家やNPOといった多様な主体が参加し、伝統的な知識・芸術・ライフスタイルなどの地域の独自性をツーリズム・マネジメントに与え、常にイノベーションを起こすことが必要である（Farsani et al. [2010]）。

③ 経済的便益の増加

第三に、LCのジオツーリズムへの参加は、

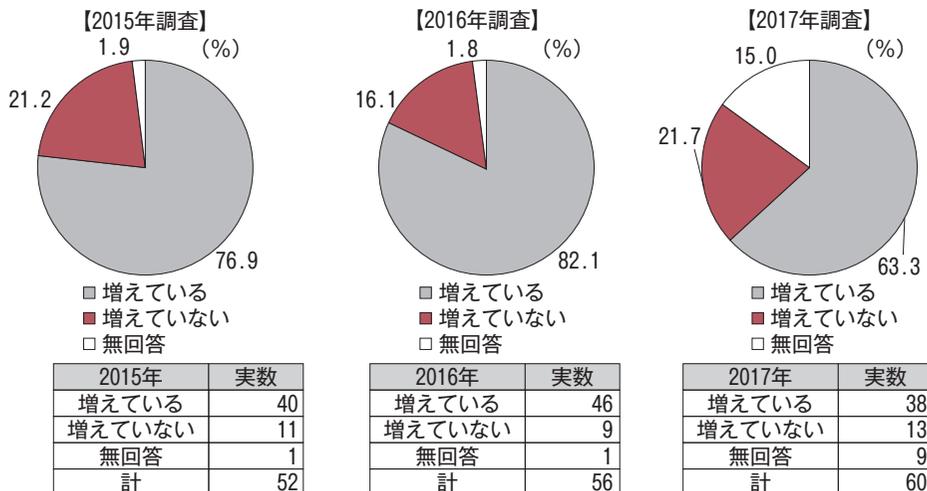
②の伝統に基づく地域の独自性を加えることにより、観光客の体験の質と満足度を高める。この結果、リピーターや新規観光客が増え、地域の経済的便益も増す（Halim et al. [2017]、Farsani et al. [2010]）。経済的便益の増加は、LCのジオツーリズムへの更なる参加を促進するとともに、便益の一部を資源の保全に係る費用に回すことも可能となる（Dowling [2011]）。

5. 日本のジオパークにおけるLCの参画の現状

前章で整理した通り、LCのジオツーリズムへの参加は、地域経済の発展や地質遺産の保全を促進するものである。ここでは、JGNのアンケート調査に基づき、日本全国のジオパークにおけるLCの関与の状況を考察する²⁾。

第一に、住民のジオパーク活動への参加状況については、2015～2017年の3年間で、6割から8割のジオパークが「参加が増えている」と感じており、住民はジオパークの活動に積極的

図3 住民のジオパークへの参加が増えていると感じるジオパークの割合



出典：JGN [2015]、[2016]、[2017]

に取り組む様子が窺える (図3)。

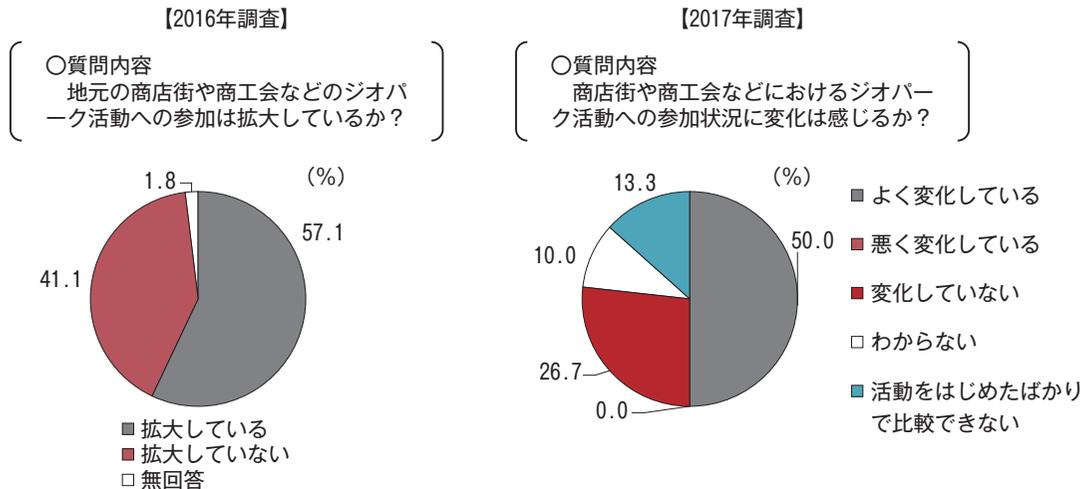
第二に、商店街や商工会などのジオパーク活動への参加状況については、参加の拡大の有無を直接聞いているのは2016年調査のみである。そこでは、6割近くのジオパークが地元の商店街や商工会による活動への参加の拡大を感じている。また、2017年調査では、商店街や商工会などのジオパーク活動への参加状況について、よく変化しているかどうかを聞いている。これに対して50%が「よく変化している」と回答しており、ジオパークの半数は地元の商店街や

商工会が参加を順調と感じている (図4)。

第三に、行政と住民或いは企業等との連携については、「行政が住民や企業等とコラボレーションしている取組の有無」を見ると、2015～2017年の3年間でいずれも半数以上が住民や企業等との連携を行っていることに加え、その割合も増加している (図5)。

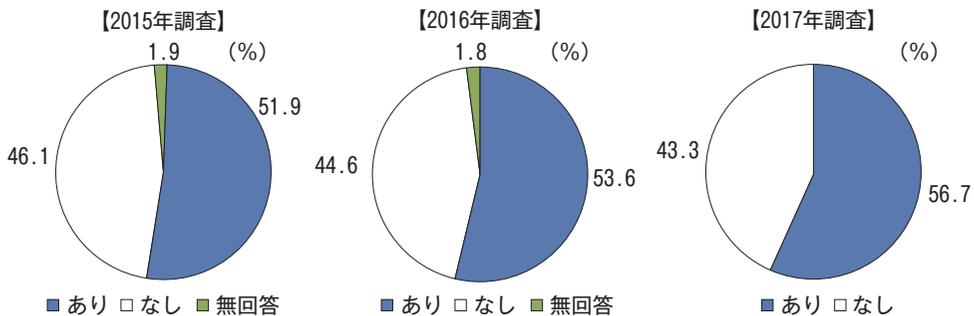
以上の3点から、全国のジオパークにおける住民の参加は、地元の商業関係者、企業等との連携が拡大傾向にある様子が窺える。

図4 商店街や商工会などのジオパーク活動への参加状況



出典：JGN [2015]、[2016]、[2017]

図5 行政が住民や企業等とコラボレーションしている取組の有無



出典：JGN [2015]、[2016]、[2017]

6. ジオツーリズムへのLCの参加に関する事例研究

このように、LCのジオパーク活動への参加はマクロでは拡大傾向にあるとはいえ、その実態は不明確である。このため、第4章で示したジオツーリズムの地域波及効果の枠組みに基づき、特定のジオパークを取り上げ、ジオツーリズムへのLCの参加の現状と課題を考察する必要がある。

本稿では以下の理由により、山陰海岸ジオパークを事例として選定した。

- ① 国内9つの世界ジオパークの一つである。
- ② 認定時期が2010年10月（国内4番目）と早く、認定後の活動実績が多い。
- ③ 9つの認定地域の中では複数の府県を含む唯一のジオパークであり、府県間連携についての分析が可能である。

1) 山陰海岸ジオパーク及びジオツーリズムの概要

山陰海岸ジオパークは、山陰海岸国立公園を中心に、京丹後市の経ヶ岬から鳥取市の青谷までの東西約120km、南北最大30kmのエリアに広がる（図6）。JGN及びGGNへの加盟はそれぞれ2008年、2010年であり、「日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らし」をテーマとした様々な活動を行っている。

ジオパークの推進組織として、関係の府県・市町、エリア内の商工会、観光協会、遊覧船業者等27の民間団体計36団体からなる「山陰海岸ジオパーク推進協議会（以下、推進協議会）」がある。

JGN、GGNに加盟したジオパークは4年に1度、それぞれの審査を受け、基準を満たさない場合は認定の取消、或いは改善すべき点が多い場合は、「条件付き再認定」を受ける。山陰海岸ジオパークは2017年9月のJGNの再認定審査で「条件付き再認定」となり、この場合には2年後に再審査を受ける必要があるため、現

図6 山陰海岸ジオパークの全体図



出典：山陰海岸ジオパークウェブサイト

在その指摘事項の改善に取り組んでいる。

本稿の分析対象であるジオツーリズムについては、推進協議会が市場調査に基づき、120kmのウォーキング、ロングウォーキングトレイルなどジオパークの特徴を生かしたツアーやイベントを企画している³⁾。また、民間では地元事業者が、ジオパークの特徴である海洋資源を生かした体験型ツーリズム（カヌー、SUP サーフ、シーカヤック、ダイビング、シュノーケリングなど）に力を入れている。

2) ジオツーリズムの地域波及効果に関する枠組みに基づく LC の関与の分析

第4章の枠組みに基づき、山陰海岸ジオパークのジオツーリズムについて分析する。

(1) 地域への帰属意識の向上

地元住民は、主にジオサイトを訪れる観光客向けガイドとしてジオツーリズムに関与している。ガイドの人数は2013年には106人だったが、年々増加し、2017年には約1.5倍（160人）に達している。

量的な増加に加え、質的な充実度も増している。第一に、推進協議会では、公認制をとり、期間3年での更新を義務付けることで、ガイドの質を維持している。更新には、推進協議会の設定した基準に基づき、各区分の実績に対する点数の合計が15点以上となる必要がある⁴⁾。

第二に、推進協議会登録のガイド団体がガイドの魅力・資質向上のために行う取組に対し、経費の一部を助成する「ジオパークガイド魅力向上支援事業」を見ると、23の登録ガイド団体中約半数の11団体がこの事業の支援を受け、外部講師による講義や各地の著名ガイドの視察など、ガイド能力の向上に積極的に取り組んでいる（表1）。

ガイド個人も、推進協議会による講義やグループ討議などを行う「ガイド交流会」への参加者が3回で合計124名にのぼるなど、個人レベルでのスキルアップに対する意識は高い（表2）。

このように、地域住民はガイドとして参

表1 ジオパークガイド魅力向上支援事業の内容及び2017年度実績

区分	2017年実績※	支援内容の例
①外部講師を招聘した研修	2	・実践的なガイドトレーニング ・講師を招聘した安全管理
②名物観光ガイド（カリスマ）視察	8	・恐竜渓谷ふくい勝山ジオパーク等の視察 ・岐阜県飛騨市の飛騨里山サイクリング視察
③通訳案内士・山岳ガイド資格等取得経費	2	・森林セラピーガイドの資格取得
④関係団体等と連携した広域的モデルコースによるガイド活動	0	
⑤その他ジオパークガイドの魅力向上を目的とした事業	0	
補助件数	12	

※ 2件の補助を受けた団体があるため、補助を受けた団体数は11。

出典：推進協議会定期総会資料に基づき筆者作成

プ・サービス」であり、マネジメントのイノベーションと考えられる。

② マネジメントに携わる主体の多様化

2017年のJGNの再認定審査において、「広大なエリア内でのジオサイトの効果的理解のためツーリズムの導線を整備すべき」との指摘を受けたため、推進協議会はこの指摘への対応として、ジオパークを横断する約120kmのロングトレイルコースの設定を検討している。

コース設定には専門家の知見が必要であるため、鳥取県を本拠地にエリア西部の観光団体、商工団体、ガイド団体、行政機関で構成される「山陰海岸ジオパークトレイル協議会」がコース検討のメンバーとなっている。これは、新規事業の企画段階からの民間団体の関与であり、マネジメントの主体の多様化を示している。

③ 複数府県にまたがる優位性を生かしたプロモーション

ツーリズム・マネジメントでは、2017年度、推進協議会を中心に「山陰海岸ジオパーク周遊促進プロモーション」を実施している。市場調査で得た「人気エリア」と「来訪意向の高いエリア」を結んだ周遊ルートを3つ設定し、これらを軸に、楽天トラベル内で周辺の温泉、グルメ、自然景観、アクティビティ等を紹介するものだが、市場調査の結果に基づく誘客層の絞り込みを行い、国内は来訪者上位3地域（関西、首都圏、中国地方）の在住者、海外は推進協議会のフェイスブックでフォロワー数が最も多い台湾をターゲットに、宿泊・アクティビティ・

レンタカー予約に関するプロモーションを展開した。

2018年度は、ジオパークの広域ガイドマップの作成、ガイドと巡る周遊バスの運行、情報発信の強化を行う「因幡・但馬・丹後広域観光キャンペーンの推進」及び、3府県の連携によるジオパークのプロモーションを行う「3府県広域連携等による誘客促進」に取り組んでいる⁵⁾。

山陰海岸のジオサイトは、3府県に広く賦存しているため、広域的なツーリズムに活用することが可能である。3府県もこの点を理解し、「山陰海岸ジオパーク圏域3府県周遊観光活性化計画」を3府県が共通の計画として策定し、各府県で重点施策として取り組んでいる。例えば、3府県でジオパークに関する拠点施設間のアクセス強化や拠点施設周辺の整備のため、3府県それぞれが社会資本総合整備計画の中において、関連の道路や公園などの社会資本に関する整備を予算化し、事業を推進している。

このように、3府県は、山陰海岸ジオパークがツーリズム振興の重要な地域資源との共通理解を持ち、自治体でしか行えない施策を協調して行っている。こうした3府県による連携は、協議会を中心としたツーリズム事業に対する側面支援という意味を持っており、「マネジメントのイノベーション」の一つと見ることができる。

(3) 経済的便益の増加

地元の企業や団体には、ジオツーリズムをビジネスチャンスと捉える動きが見られる。例えば、推進協議会が行う、ジオパー

クの地域資源を活用した「新商品・新サービスの開発・販路開拓・販売促進」「ビジネスプランの立案・具体化」「魅力的で持続性のある体験メニューの創出」等に対して経費を助成する「山陰海岸ジオパークビジネス創出支援事業」を見ると、過去2年間で、2016年は12事業中11事業、2017年は10事業すべてがジオツーリズム関連の事業が採択されていることから、ビジネスへの

ジオサイトの活用方策として、ジオツーリズムが大きな割合を占めていることが分かる（表3）。

特に、シーカヤック、カヌーなどの体験型のメニューの開発が半数以上（22事業中12件）を占めており、事業者は体験型ツーリズムを重視している。実際、カヌーへの参加者は2013年の4,222人から2015年には9,632人へ増加し、その後も7,500人～8,000

表3 山陰海岸ジオパークビジネス創出支援事業の実績

年度	分類【()内は件数】	事業内容
2016	体験型アクティビティ(8)	・修学旅行等の団体客に対応する大型カヌーの整備
		・アウトドアアクティビティとBBQを組み合わせたプログラムの提供
		・無人島に上陸し、磯遊びを行うジオカヌーツアー
		・源流から河口までのガイド付きサイクリングツアー
		・サップによる白砂と夕日を眺める体験ツアー
		・廃川でのカヌーツアー
		・ドライスーツによる水温の低い時期の体験ダイビング
		・半水面洞窟周辺でのダイビング体験メニュー等の造成
	旅行商品の企画・造成(1)	・民間旅行会社と共同でのバスツアーの企画
特産品開発(1)	・温泉の源泉を使用したプリンの開発	
PR推進(1)	・琴引浜の体験メニューや季節ごとの魅力を盛り込んだ中国語版ガイドマップの作成	
ジオツーリズム以外(1)	・円山川のヨシを使った木質ペレットの開発・販売	
2017	体験型アクティビティ(4)	・ガイド付きシーカヤックツアーの提供
		・食のプロジェクトと連携した弁当付きノルディックウォーキングイベント
		・子供用レンタルダイビング機材の整備
		・神鍋高原を巡るサイクリングツアーの提供
	旅行商品の企画・造成(2)	・欧米式BBQでのジオグルメのカヌーツアー後・宿泊プランでの提供
		・地元の歴史・文化・産物の紹介を入れた遊覧船ツアー商品の新設
	特産品開発(0)	
	PR推進(4)	・台湾の観光商談会への参加、オリジナルチラシの作成等
・オンラインホテル予約サイトとの提携等		
・SNSによる写真撮影用の可搬型顔出し看板の制作		
・旅行予約サイト内専用ページの整備による夏季限定体験型宿泊プランPR		

出典：山陰海岸ジオパーク資料に基づき筆者作成

表4 山陰海岸ジオパークにおけるカヌー参加者
(単位：人)

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
4,222	5,997	9,632	8,102	7,680

出典：山陰海岸ジオパーク資料に基づき筆者作成

人程度と安定的に推移している（表4）。
このように、企業等がジオツーリズムを活用して新たな事業を行うことで地域に新たな経済的便益がもたらされている。

3) 山陰海岸ジオパークの課題

前節で述べた成果の一方で、山陰海岸ジオパークにおけるジオツーリズムには課題もある。

(1) ツーリストの体験の質や満足度の向上につながる取組の不足

① ツーリズムの質的向上の不十分さ

ジオツーリズムは、ツーリストがジオサイトや持続可能な地域資源を理解するための手段でもある。2017年、鳥取砂丘が「Pokémon GO」のレアポケモンの出現場所となったため、多くの観光客が集まるという出来事があった⁶⁾。しかし、ジオサイトとしての観点からは、鳥取砂丘は希少な昆虫の生息地であり、訪問者の急増による生態系への悪影響が懸念される。

地域観光に携わる人々が、「資源の保全・維持を通じたツーリズムの質的向上」という目的を十分に理解すること、さらにはツーリストがジオサイトの自然遺産としての重要性を理解し、リピーターとなるような仕組みづくりを考えることが課題である。

② ガイドのスキル、広域的活動の不十分さ

JGNの審査において「ガイドの説明内容に学術的に正しくない部分がある」との指摘があったため、推進協議会は学術部会と連携し、ガイド内容の学術的正確性の向上の研修やガイド認定制度の見直しに取り組んでいる。

実際、表1のジオパーク魅力向上支援事業の補助内容を見ると、11件中8件が名物観光ガイドの視察である。ガイドの質の向上には積極的とはいえ、学術的正確性への関心が高いとは言えない。

また、同じく表1の「関係団体等と連携した広域的モデルコースによるガイド活動」は皆無であり、ガイド自ら広域的な活動を行う動きは活発ではない。特に深い知識を有し、他のガイドと調整し、広域的なツアーやイベントをコーディネートできる者は、推進協議会により「ガイドコーディネーター」として認定される。このガイドコーディネーターが中心となり、広域的なツーリズムを行うことが課題である。

③ ガイド以外での地域住民の参加が不十分

ガイド以外での地域住民のツーリズムへの参加は少ない。推進協議会では、地域団体等によるジオサイトの地形・地

質・動植物・自然環境の保全活動に対し、「山陰海岸ジオパーク保護保全活動支援事業」として、団体への経費補助を行っているが、支援を受けた団体は年平均20団体弱と多くはない。

地域住民がジオツーリズムに関わることで、LC自体がジオ遺産への愛着と地域への帰属意識を高め、さらにはジオパークにおける地質遺産の保全や持続可能な資源の活用に対する意欲が高まる(Halim et al. [2017]、Farsani et al. [2010])。

この結果、ジオサイトの貴重な自然遺産の維持保全がLCという地域全体の取組として浸透していくと考えられることから、ガイド活動にとどまらず、LCの住民一人ひとりがジオツーリズムに参加し、地質遺産の保全の重要性を理解することが必要である。

(2) ツーリズム・マネジメントに携わる主体の不足

前節では、広域性を生かしたツーリズムを「ツーリズム・マネジメントのイノベーション」と評価したが、その主な推進主体は行政や観光団体である。

確かに、導線づくりにおける山陰海岸ジオパークトレイル協議会の参加に見られるように、マネジメントへの参加主体は拡大の動きもある。しかしながら、ツーリズム・マネジメントのイノベーションには、LCの知識、伝統的な芸術やライフスタイル等の地元固有の伝統や文化の注入が不可欠であり、行政や観光協会だけでなく、住民個人レベルでのツーリズムへの参加は、今後

の課題である。

この点に関しては、地域への移住者も重要な役割を果たす。例えば、豊岡市では演劇や観光分野の専門家育成を目的とする県立の4年制専門職大学が開学予定であり、学長となる劇作家の平田オリザ氏と氏の劇団の団員及びその家族が豊岡市に居を移し、演劇活動を行う予定である⁷⁾。新たな地域資源となる可能性を持つこうした人々をツーリズム活動に巻き込み、新たな文化・芸術を注入することが必要である。

(3) 地元の経済的便益の増加の不足

① 企業の参加の不足

「山陰海岸ジオパークビジネス創出支援事業」では、2016、2017の2年で助成を受けた団体は実質18団体であり(表3参照)、ジオツーリズム・ビジネスへの参入は一部の企業にとどまっている⁸⁾。また、体験型アクティビティ以外の事業、特に「旅行商品の企画・造成」や「特産品開発」は少ない。今後、例えば、現行のビジネス創出支援事業の中で、アクティビティ以外のビジネスを企画している企業を発掘し、それらの企業に優先的に助成を行うことにより、特産品開発等の多様な事業が展開され、地域の経済的便益の増加に資すると思われる。

ビジネスの地域経済への影響も不明確なため、あわせて、収益力を持った事業への成長を促進することも課題である。

② ビジネスとしてのガイドが未成熟

ガイドがビジネスとして自立し、質と量を充実させることは、経済的便益を増すだけでなく、観光客のジオサイト

の理解促進にも有用である⁹⁾。

経営体として自立しているあるガイド団体は、訪問客が少ない点に着目し、東京から鳥取砂丘、城崎温泉を巡るツアー料金を調査した。この結果、自分たちのガイド料金が高いことを発見し、ガイド料の大幅な値下げにより利用者の増加を実現した。この他、事務所の入居施設の運営受託による受託料収入により、ガイド料以外の安定的な収入源を確保した。

コスト面では、スタッフはガイドに加え、受託業務にも従事しているため、給与を歩合ではなく定額制とし、コストを平準化している。このように、市場調査やガイド料以外の収入源確保等を通じ、収入と支出の安定化を図り、日本では困難と言われるガイドビジネスを実現している団体もある¹⁰⁾。

しかしながら、山陰海岸ジオパークにある23のガイド団体のうち、自立して経営しているものはこの1つに過ぎない。この事例を参考に、他のガイド団体も経営体として自立していくことが今後の課題である。

7. まとめと今後の展望

最後に、本稿の事例研究の分析結果に基づき、本研究で明らかにしたこと及び今後の研究課題を述べる。

(1) 本研究によって明らかにしたこと

LCのジオツーリズムへの参加が地域社会に及ぼす波及効果のうち、「地域への帰属意識の向上」については、地域住民がジオサイトの重

要性を理解し、地域への愛着を高めしていくためには、まずはガイドとしてツーリズムに関わることが有効であると考えられる。

「ツーリズム・マネジメントのイノベーション」については、道の駅を活用した「ワンストップ」での情報提供に見られる情報発信機能の充実や、ロングトレイルコース設定という事業企画段階への民間団体の巻き込みという形でマネジメントを発展させている。また、自治体は、複数の府県に跨るといふ山陰海岸ジオパークの特徴をそれぞれが理解し、道路など関連の基盤整備を協調して実施している。このように、ツーリズム・マネジメントにおいては、官民の役割分担を明確にし、自治体は行政でしかできないことに専念することにより、ジオツーリズムを側面から支援することが重要と思われる。

「経済的便益の増加」については、地元企業によるジオツーリズムを活用した体験型アクティビティ中心の新たなビジネスが創出されている。これは、ジオツーリズムが他の地域においても経済振興へと繋がる可能性を示唆している。

(2) 今後の研究課題

一方で、今後の研究課題は以下の通りである。

第一に、「地域への帰属意識の向上」については、地域住民がジオツーリズムに関わる場がガイド活動に限定されているが、先述のように、地域住民がジオツーリズムに関わることで、LC自体がジオ遺産に愛着を持ち、地域への帰属意識を高めしていくことが重要である。今後、ガイド活動以外での地元住民の関与がなされている事例を調査し、どのようにしてガイド以外での関与を実現したかの分析が必要である。

第二に、「ツーリズム・マネジメントのイノ

バージョン」については、現時点で主にマネジメントを担っているのは行政及び観光協会であることから、既存の地元住民と移住者に代表される新住民と一緒に「地域の伝統・文化」を注入し、ツーリズム・マネジメントのレベルアップを図るなど、ツーリズムに関与する主体の多様化が課題である。今後、他の事例の調査を行い、ツーリズム・マネジメントへの多様な主体の関与の実現に必要な条件を分析する必要がある。

第三に、「経済的便益の増加」については、ジオツーリズムをビジネスチャンスと見て積極的に参入する企業もあるものの、まだ一部に過ぎない。今後、地域企業がより積極的にジオツーリズムを活用したビジネスを行っている事例を調査し、そうしたツーリズムビジネスへの参入を促進する要因の分析が必要である。

また、ガイド団体をボランティアの集団から営利事業へと発展させることも重要である。山陰海岸ジオパークでは、自立して経営しているガイド団体は1つしかないことから、他のジオパークの事例も分析し、ガイドビジネスを成立させる条件を明らかにしていくことが必要である。

注

- 1) 日本ジオパーク委員会のウェブページ (<http://jgc.geopark.jp/whatsgeopark/index.html>) から引用した。
- 2) JGN では、毎年度全国のジオパークの推進主体に対するアンケートを行い、活動状況の調査を行っている。
- 3) 例えば、①ジオパークの普及啓発のため、実行委員会やエリア内で公認されたウォークイベントに参加し、2015～2017年の3年間で計120kmをめざす「山陰海岸ジオパーク120kmウォーク」や②空の駅エレベーター「余部クリスタルタワー」

を活用した、山陰海岸ジオパークの魅力を満喫する周遊ヘルスツーリズムバスツアーの試行的実施がある。

- 4) 更新要件は、3年間の実績として案内1点、JGNやGGNの主催する大会での発表3点など、ガイドとしての活動やスキルアップに関する項目を設定している。
- 5) 因幡・但馬・丹後観光キャンペーンの実施主体は、ジオパークに関わる8県市町15団体で構成する広域的な団体である「因幡・但馬・丹後観光協議会」である。
- 6) 「Pokémon GO」は、GPS機能により「ポケットモンスター(ポケモン)」の捕獲などを行うゲームであり、出現が稀なポケモンは「レアポケモン」と呼ばれる。
- 7) 専門職大学は、実習を通じて専門的な人材育成を目指す新たな形態の大学である。
- 8) 4団体は重複しているため。
- 9) 深見 [2013] は、中国のジオパークについて、有料ガイドに対する観光客の満足度が高いとの結果を示している。
- 10) 推進協議会によれば、日本にはガイドに料金を支払う文化がないため、ガイドビジネスは困難との見方が強い。

参考文献

- ・Neda Torabi Farsani, Celeste Coelho and Carlos Costa [2010], 「Geotourism and Geoparks as Novel Strategies for Socio-economic Development in Rural Areas」, 『INTERNATIONAL JOURNAL OF TOURISM RESEARCH』, Volume13, Issue1, pp.68-81
- ・Patrick J. McKeever and Nickolas Zouros [2005], 「Geoparks: Celebrating Earth heritage, sustaining local communities」, 『Episodes』, Vol.28, no.4, pp.274-278
- ・R. B. Powell, T. F. Green, P. J. Holladay, K. E. Krafte, M. Duda, M. T. Nguyen, J. H. Spencer & Priyam Das [2017], 「Examining Community Resilience to Assist in Sustainable Tourism Development Planning in Dong Van Karst Plateau

- Geopark, Vietnam], 『Tourism Planning & Development』, Volume 15, 2018 - Issue 4, pp.436-457
- ・ Ross K. Dowling, [2011], 「Geotourism's Global Growth」, 『Geoheritage』, March 2011, Volume 3, Issue 1, pp.1-13
 - ・ Shariana Abdul Halim and Nor Azizah Ishak [2017], 「Examining Community Engagement in Heritage Conservation through Geopark Experiences from the Asia Pacific Region」, 『Kajian Malaysia』, Vol.35, Supp.1, 2017, pp.11-38
 - ・ JGN [2015], 「JGN 活動状況調査2015」, 日本ジオパークネットワーク
 - ・ JGN [2016], 「JGN 活動状況調査2016」, 日本ジオパークネットワーク
 - ・ JGN [2017], 「JGN 活動状況調査2017」, 日本ジオパークネットワーク
 - ・ 天野一男・松原典孝・細井淳・本田尚正・小峯慎司・伊藤太久 [2011], 「茨城県北ジオパーク構想での茨城大学の活動—ジオパーク推進における大学の活動例—」, 『地学雑誌』, 120 (5), pp.786-802
 - ・ 大野希一 [2011], 「大地の遺産を用いた地域振興—島原半島ジオパークにおけるジオストーリーの例—」, 『地学雑誌』, 120 (5), pp.834-845
 - ・ 尾方隆幸 [2011], 「琉球諸島のジオダイバーシティとジオツーリズム」, 『地学雑誌』, 120 (5), pp.846-852
 - ・ 河本大地 [2011], 「ジオツーリズムと地理学発「地域多様性」概念—「ジオ」の視点を持続的地域社会づくりに生かすために」, 『地学雑誌』, 120 (5), pp.775-785
 - ・ 菊地俊夫、岩田修二、渡辺真人、松本淳、小出仁 [2011a], 「ジオパークと地域振興」, 『地学雑誌』, 120 (5), pp.729-732
 - ・ 菊地俊夫、有馬貴之 [2011b], 「オーストラリアにおけるジオツーリズムの諸相と地域振興への貢献」, 『地学雑誌』, 120 (5), pp.743-760
 - ・ 小泉武栄 [2011], 「ジオエコツーリズムの提唱とジオパークによる地域振興・人材育成」, 『地学雑誌』, 120 (5), pp.761-774
 - ・ 小寺倫明 [2011], 「地域資源活用による地域経済活性化の可能性—山陰海岸ジオパークを活用した地域づくりに関する一考察—」, 『商大論集』, 第63巻第1・2号, pp.121-142
 - ・ 先山徹、松原典孝、三田村宗樹 [2012], 「山陰海岸におけるジオパーク活動—大地と暮らしのかかわり—」, 『地質学雑誌』, 第118巻補遺, pp.1-20
 - ・ 澤田結基、武田一夫、川辺百樹、藤山広武 [2011], 「ジオツアーに求められる工夫—北海道の自然ガイドを対象にした試行的ジオツアーの実施結果からの提案—」, 『地学雑誌』, 120 (5), pp.853-863
 - ・ 竹之内耕 [2011], 「糸魚川ジオパークと地域振興」, 『地学雑誌』, 120 (5), pp.819-833
 - ・ 深見聡 [2013], 「ジオパークとジオツーリズムの展望—日本と中国の事例から—」, 『人文地理』, 65 (5), pp.58-70
 - ・ 目代邦康 [2011], 「地学的自然遺産の保護（ジオコンサベーション）のためのジオパーク」, 『地学雑誌』, 120 (5), pp.803-818
 - ・ 渡辺真人 [2014], 「ジオパークの現状と課題」, 『E-journal GEO』, Vol.9 (1), pp.4-12



Journal of Public and Private Management

Vol. 6, No. 1, March 2020, pp. 1-15

ISSN 2189-2490

Problems of Participation of Local Communities in Geotourism: The Case of San-in Coast Geopark

Masakazu Aoki

Faculty of Business Administration, Bunkyo University

✉ masa@shonan.bunkyo.ac.jp

Received. 15. January. 2020

Abstract

Geoparks are assets unique to each area, so they can be used for regional development. On the other hand, each region started emphasizing geoparks after the 2010s, and efforts using geoparks have just begun to take off in earnest. The purpose of this paper is to focus on "geotourism" among the regional developments by geoparks, and analyze the current situation and issues regarding the effect to the area by the case study about a particular geopark in Japan.

Keywords : Geopark, Geotourism, Local community, San-in Kaigan Geopark

Faculty of Business Administration, Bunkyo University

1100 Namegaya, Chigasaki, Kanagawa 253-8550, JAPAN

Tel +81-467-53-2111, Fax +81-467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>

経営論集 Vol.6, No.1

ISSN 2189-2490

2020年3月31日発行

発行者 文教大学経営学部 石塚 浩

編集 文教大学経営学部 研究推進委員会

編集長 森 一将

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

TEL : 0467-53-2111 FAX : 0467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>



東欧のコンパクトシティの現状と課題： プラハ・メトロポリタンプランを事例に

青木 勝一

概要

日本の地方都市は、中心市街地の衰退や東京一極集中、若者の流出による衰退からの再生に取り組んでいるが、再生に成功した地域は多くはない。

政府は、都市再生に向け「コンパクトシティ政策」を推進しており、様々な支援策により公共施設の中心部への集約を図っている。しかしながら、多くの自治体は既存の都市計画の焼き直しにより対応しているため、中心市街地から郊外への人口流出に歯止めをかけるには至っていない。

日本のこれまでの都市政策は、先進国での成功例に基づいて立案されてきたが、都市の再生に成功した例は殆どない。一方、先進国以外を見ると、東欧諸国の主要都市では、社会主義システムの崩壊後の1990年代に旧西ヨーロッパに人口が流出し、急速な人口減少が起こった。さらに、中心部から郊外へも人口が流出したため、多くの都市において都心の衰退が生じた。これは日本の地方都市の現在の状況に類似したものであった。

その後、東欧の主な都市は戦略的な都市計画を立て、都市の再生を実現しており、この成功の要因の一つに、都市の「縮小」へと方向転換を行ったことが挙げられている。

本稿では、東欧の主要都市であるチェコ共和国プラハの都市計画（プラハ・メトロポリタンプラン）を事例として、コンパクトシティ政策の現状と課題、日本との差異について考察を行う。

キーワード：コンパクトシティ、プラハ・メトロポリタンプラン

(投稿日 2020年1月15日)

文教大学経営学部

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

Tel 0467-53-2111(代表) Fax 0467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>

東欧のコンパクトシティの現状と課題： プラハ・メトロポリタンプランを事例に

青木 勝一*

1. はじめに

日本の地方都市は、長らく都市中心部の衰退（インナーシティ問題）の進行などにより衰退してきた。近年の東京一極集中による人口減少や若者の流出という構造的問題がこれに拍車をかける中、日本の地域の中で活性化に成功した事例は多くはない。

こうした状況に対し、国は、都市の再生に向け、都市中心部に公共施設や商業施設を再配置する「コンパクトシティ政策」を進めており、補助金などの各種支援策を用意し、都市中心部への施設誘導などを試みている。ところが、各自治体のコンパクトシティ推進計画である立地適正化計画を見ると、その殆どが既存の都市計画（都市マスタープラン）を焼き直したものに過ぎない。このため、都市中心部から人が郊外へ流れる「郊外化」の趨勢に歯止めがかからず、その結果、インナーシティ問題が一層拡大するという「負の連鎖」に陥っている。

コンパクトシティに限らず、日本の都市再生策については、先進国の成功事例に基づき、研究者による研究や実務家による政策立案が行われてきたが、成果を上げているとは言い難い。

一方で先進国以外の国々、とりわけ旧東欧諸

国では、社会主義体制崩壊後の1990年代に旧西ヨーロッパへの人口流出により、主要都市の人口が急速に減少し、同時に、都市中心部から郊外部への人口流出により中心市街地の衰退化にも直面することとなった。これは日本の地方都市が現在置かれている状況と類似している。

その後、この状況に対する危機感から、旧東欧諸都市の中には、戦略的な都市計画を策定し、それに基づくまちづくりや住宅供給などを行い、都市全体の再生やインナーシティ問題の解消を実現するものが多く出現している。

旧東欧主要都市が再生に成功した要因の一つとして、ヨーロッパの中でも先頭を切って都市を「縮小」させる方向へと舵を切ったことが挙げられる。東欧における都市再生の成功は、すでに海外では研究者及び実務家の注目を集めており、ヨーロッパの著名な都市研究者がその具体的な成功要因について精力的に研究を行っている。

以上の点を踏まえ、本稿は、旧東欧の主要都市の一つであるチェコ共和国のプラハ市の都市計画（プラハ・メトロポリタンプラン）を事例に、コンパクトシティの実現に向けた現状と課題、日本のコンパクトシティ政策との差異について考察を行う。

本稿の構成は以下の通りである。次の第2章において東欧諸国の人口減少の克服及びプラハ市の概要を述べる。第3章では、事例として取

* 文教大学経営学部

✉ masa@shonan.bunkyo.ac.jp

り上げるプラハ市の都市計画の内容と特徴を述べる。第4章において、次章で行う日本との比較のため、日本のコンパクトシティ政策の概要を述べる。第5章において、必要に応じ日本との比較を行いつつ、プラハにおけるコンパクトシティの実現に向けた取組の現状と課題を考察する。第6章では、前章までの議論をまとめ、最後に今後の展望を述べる。

また、本稿は、2019年3月18日及び19日にメトロポリタンプランを策定した Prague Institute of Planning and Development (IPR Prague) への聞き取り調査がベースとなっている。調査の相手方は以下の通りである。

Eva Červinková (Office of Metropolitan Plan)

Petr Bouchal (Department of Strategy and Policy Development)

Judita Eisenberger (Office of Management and Projects)

2. 東欧における人口減少の克服とプラハの概要

(1) 東欧諸国の人口減少からの反転

旧東欧諸国は、1990年から2000年の間に大きく出生率が低下したが、そこから2016年にかけて再び出生率を上昇させている。特に、注目すべきはEU圏の中で2010年から2016年にかけて出生率が増加しているのは、オーストリア以外はすべて旧東欧諸国（チェコ、ルーマニア、ハンガリー、スロバキア、ドイツ）であるという点である（図表1）。こうした出生率の上昇に各国の都市再生が寄与しているとの研究もある（Haase et al. (2017)）。

日本では都市の再生に関する手法を先進国か

図表1 EU各国における出生率の推移

国名	1990年	2000年	2010年	2016年
フランス	N.A.	1.89	2.03	1.92
スウェーデン	2.13	1.54	1.98	1.85
英国	1.83	1.64	1.92	1.8
デンマーク	1.67	1.77	1.87	1.79
ベルギー	1.62	1.67	1.86	1.68
オランダ	1.62	1.72	1.79	1.66
ルーマニア	1.83	1.31	1.59	1.64
チェコ	1.9	1.15	1.51	1.63
ドイツ	N.A.	1.38	1.39	1.60
フィンランド	1.78	1.73	1.87	1.57
ブルガリア	1.82	1.26	1.57	1.54
ハンガリー	1.87	1.32	1.25	1.53
オーストリア	1.46	1.36	1.44	1.53
スロバキア	2.09	1.3	1.43	1.48
ポーランド	2.06	1.37	1.41	1.39
スペイン	1.36	1.22	1.37	1.34
イタリア	1.33	1.26	1.46	1.34

※網掛けは2010年から2016年にかけて、出生率が上昇している国である。

出典：eurostat “Total fertility rate, 1960–2016 (live births per woman)” を基に筆者作成¹⁾

ら学ぼうと研究者・実務家とも努力を重ねてきた。しかしながら、今や新興国でも同様の問題が生じており、特に旧東欧圏の諸都市は、郊外化を抑制するとともに、中心部に居住地を集め、商業や生活サービス提供関連の施設を再配置し、景観にも配慮した都市計画を策定し、その具体的なプログラムをつくり、実行していくという、大胆な「再都市化」を進めている。

この根底には、都市は拡大し続けるものではなく、状況や将来像に合わせて「縮小させるべきもの」という、「拡大」から「縮小」へのパラダイム転換が存在している。そして、このパラダイム転換を政治家、行政機関に加え、市民

レベルまで共有することにより、この大胆な政策の立案と実行が可能となっている。

(2) プラハの概要

前節で述べた通り、東欧各国は都市再生に関して成果を上げつつある。中でも、プラハは1995年から1998年の間0.68%の人口減少を記録していたが、2000年以降、人口増加へと転じている。特に2005年から2009年の間、0.85%と

いう比較的高い人口増加を示している（図表2）。また、こうした2000年以降の人口増加の流れにより、都市の再生が実現しているとの指摘もある（Haase et al. (2017)）。

以下では、人口と市内総生産に着目し、プラハ市の概要を述べる。

① 人口

2017年時点のプラハの人口は1,294,513人であり、ここ15年以上人口は増加し続けてい

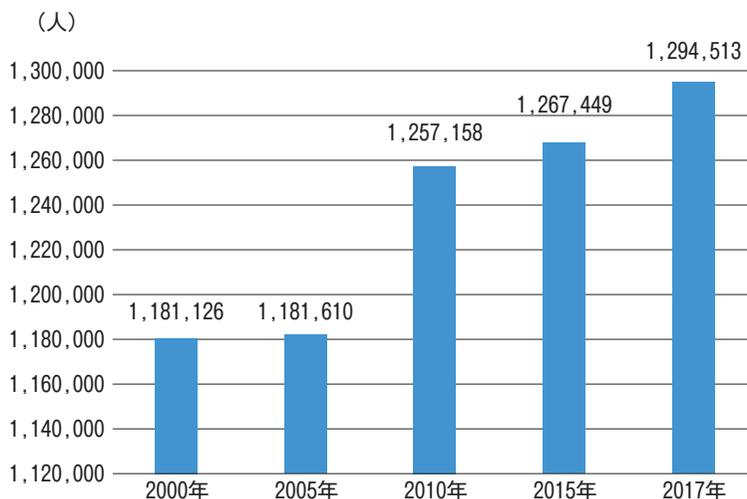
図表2 東欧都市の年間平均の人口増減率

(単位：%)

国	都市名	1990-1995	1995-1998	2000-2005	2005-2009	2010-2015
旧東独	ベルリン	0.15	-0.40	0.05	0.39	1.73
	ドレスデン	-0.42	-0.56	0.86	1.13	1.26
	ライプツィヒ	-1.06	-0.85	0.49	0.81	2.47
チェコ	プラハ	-0.15	-0.68	0.46	0.85	0.42
	ブルノ	0.03	-0.67	-0.44	0.55	-0.10
ポーランド	ワルシャワ	-0.29	0.37	0.08	0.08	0.51
	ブロツワフ	-0.06	-0.03	-0.19	-0.12	0.18

出典：Haase et al. (2017) に基づき筆者作成

図表3 プラハの人口推移（2000年以降）



出典：Statistical Yearbook of Prague 2018に基づき筆者作成

る（図表3）。

市内の人口は2005年から2010年にかけて約6.4%と大きく伸びた後、120万人台まで増加し、130万人に迫ろうとしている。国内の主要都市と比較してもプラハの人口規模は極めて大きい（図表4）。

プラハは独自に市の将来人口推計を行い、

公表している。日本と同様、出生率等について低位、中位、高位の3つのパターンを設定し、各パターンについて推計を行っている。2050年時点での推計人口は、低位、中位、高位の場合で、それぞれ、+0.3%（約129万人）、+20%（約150万人）、+36%（約170万人）と推計されている（図表5）。

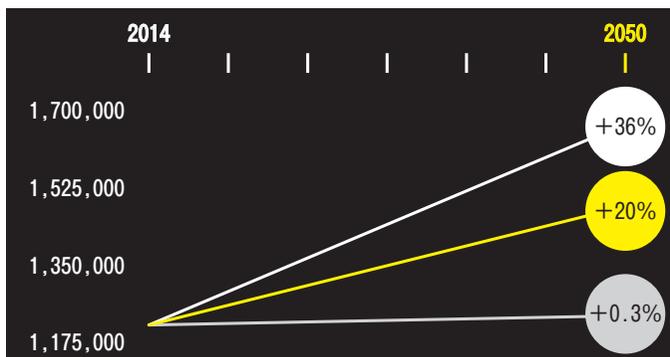
図表4 チェコ主要都市の人口比較（2017年）

（単位：人）

プラハ	ブルノ	オストラヴァ	ブルゼニ	リベレツ
1,294,513	379,527	290,450	170,936	103,979

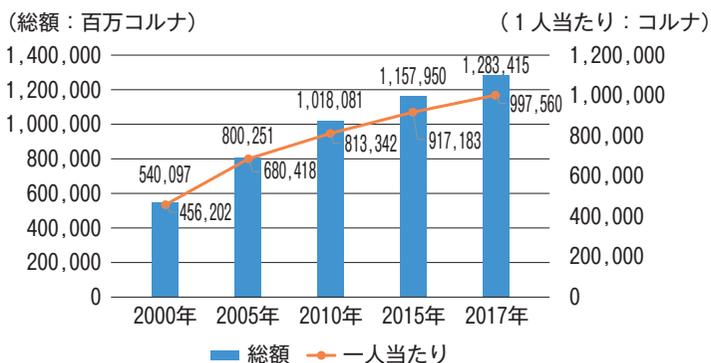
出典：Statistical Yearbook of Prague 2018に基づき筆者作成

図表5 プラハの人口推計



出典：Prague Institute of Planning and Development（2015b）

図表6 プラハ市の総生産額（総額及び一人当たり）（2000年以降）



出典：Statistical Yearbook of Prague 2018に基づき筆者作成

② 総生産

市内総生産は、総生産全体及び一人当たり総生産両方とも増加を継続している(図表6)。

3. プラハの都市計画の概要と特徴

プラハでは、2012年1月に都市計画の策定を行う担当課を設置し、5年近く検討を重ね、2016年12月に「メトロポリタンプラン (Metropolitan Plan:以下MPPという)」を策定した。本章では、このMPPの概要及び特徴を述べる。

(1) 市の郊外部への拡大の制限

プラハは、歴史的に古い都市であるため、開発、居住等に適した土地が他の都市に比べて限定的である。このため、MPPは、郊外部への居住地の拡大に歯止めをかけ、都市中心部を活性化することが必要であると表明している(図

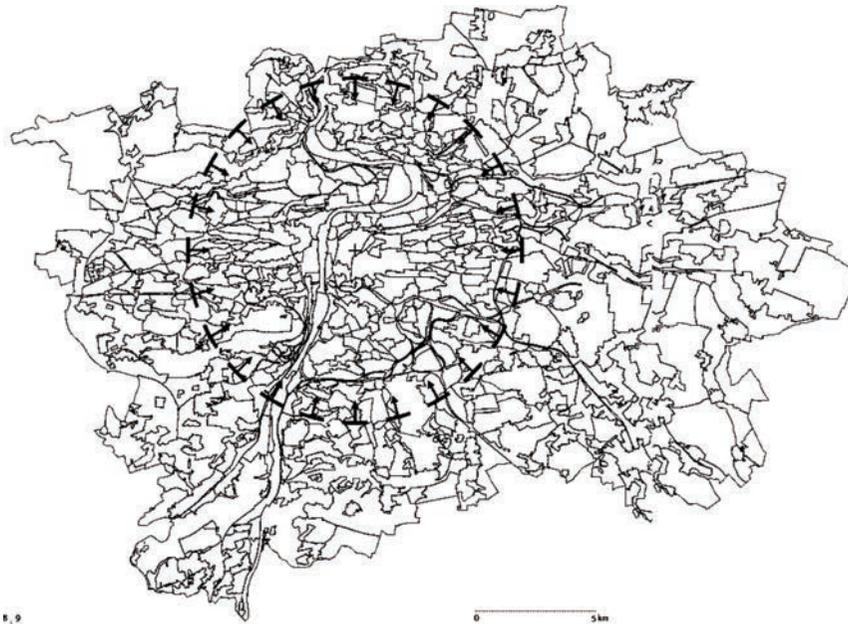
表7)。また、プラハでは、社会主義時代に無計画な開発が行われていた。この中には、体制崩壊によって開発中のまま放置された土地が多くある。MPPは、計画の目的の一つとして、開発途上のままとなっている土地の有効活用をあげている。

MPPは、開発・活用に際して基本となる単位を「ローカリティ (locality)」と名付け、必要な要件を定めている(図表8)。各ローカリティにおいて開発を行う場合、他のローカリティとの相乗効果が生み出されるように、調整を行うことが要求されている。

ローカリティは市内に470設定されており、それぞれに固有の名前が付けられている。面積は、最大のものが11km² (Klanovickyles)、最小のものが0.02km² (Safranka) となっている。

また、特定のローカリティについては基本要件に加えて、以下の要件も追加されている。

図表7 MPPが活性化に取り組む中心部の範囲(円内)



出典：Prague Institute of Planning and Development (2015a)

- 開発可能な用地の割合（床面積の割合）
- 建物の高さ
- 転換用土地、開発用土地それぞれに関し、転換・開発の認められる内容
- 建設が除外される施設
- その他の要件

(2) 公共空間と街区の区分

MPP は、公共空間として、通り (street)、広場 (square)、公園 (park) の3つの空間構造に着目し、このネットワークを明示することで、それを住宅建設専用の市街区 (city block) と区別している。公共空間のネットワークは、市民生活の基礎的ネットワークであり、これを格子状のパターンで視覚的に明らかにしている (図表9)。

(3) 建物の高さに関する規制

MPP は、プラハに初めて建物の高さに関する

規制を導入した。市内の建物の82%がこの高さ規制に従っており、プラハの景観が高層建築によって悪化することを防いでいる。

プラハは世界遺産に指定されている旧市街地を中心とした地区を「歴史的中核 (historical core)」とし、世界遺産としての景観を保全するため、歴史的中核を中心に半径5 km 以内において厳しく開発を規制している (図表10)。

(4) 開発により高付加価値化を図ることが可能な地区の選定

本章の(1)で述べた通り、ローカリティは「安定性」という視点で3つの種類に分類されている。3つのうち、「転換用土地」と「開発用土地」を明示し、6項目に基づくレーダーチャートを作成している (図表11)。

これは、開発の結果がプラハに与える便益など、どのエリアにどの程度の開発の余地があるかを分析するためのものである。

図表8 ローカリティの基本要件

分類	内容
建築の可否	建築可能または建築不可のいずれか
安定性	<ul style="list-style-type: none"> ①安定的土地：現状を維持すべきローカリティ ②転換用土地：以下の要件を満たすローカリティ <ul style="list-style-type: none"> ・既にインフラ整備が完了 ・他の場所へのアクセスが容易 ・用途を転換しても景観の価値を減少させない ③開発用土地：以下の要件を満たすローカリティ <ul style="list-style-type: none"> ・低密度な空間である。 ・インフラ整備が進んでいない。 ・他の場所へのアクセスが良くない。
構造的特徴	大きく、中心部 (inner-city-center)、都市部 (city-block)、郊外 (suburb)、周辺 (periphery)、自然景観 (landscape) の5つに分けた上で、さらに、コンパクトシティ、集落、近代都市、森林、公園などの分類を加え、20に分類されている。
利用可能率	自然 (nature)、レクリエーション (recreational)、住居 (residential)、生産 (productive) の4つのうちのいずれかに分類されている。

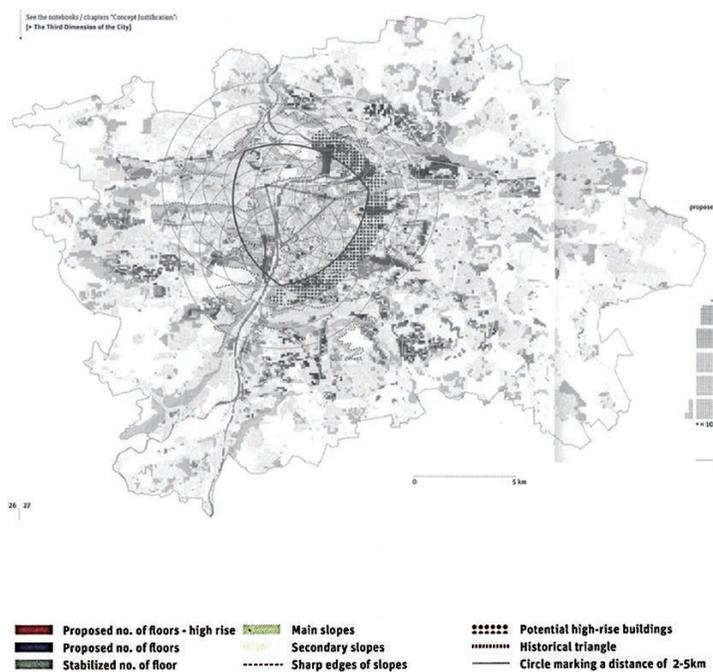
出典：Prague Institute of Planning and Development (2015a) に基づき筆者作成

図表9 MPPの示す公共空間



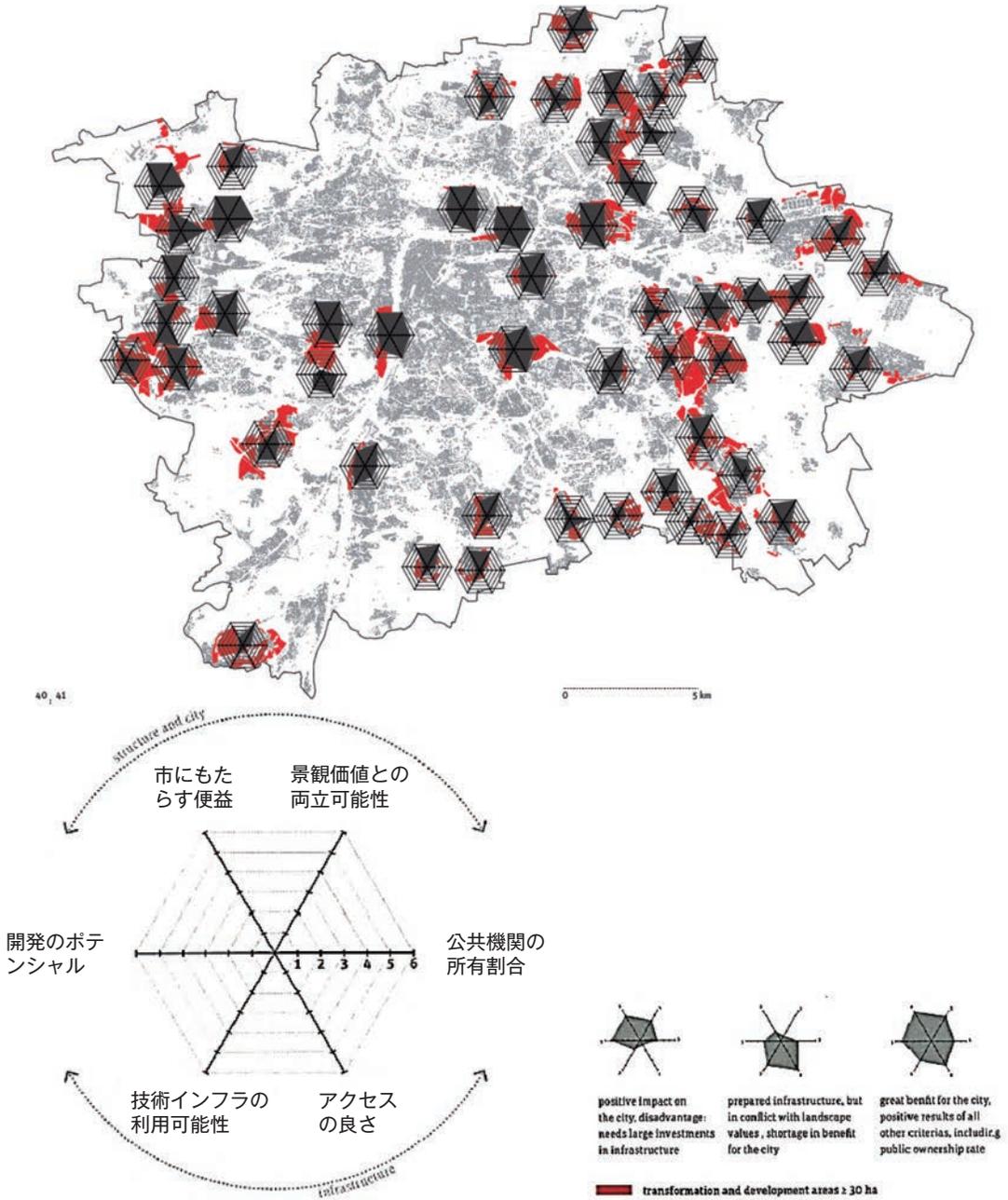
出典：Prague Institute of Planning and Development (2015a)

図表10 MPPの定める市内の高さ制限の概略図



出典：Prague Institute of Planning and Development (2015a)

図表11 転換用土地と開発用土地の評価



出典：Prague Institute of Planning and Development (2015a) を基に筆者作成

4. 日本におけるコンパクトシティ政策の概要

ここでは、次章において、日本との比較を行いつつ、プラハのコンパクトシティ政策の現状と課題を考察する前提として、日本のコンパクトシティ政策の概要を説明しておく。

日本におけるコンパクトシティ政策の特徴は、居住や都市の生活を支える機能の誘導による「コンパクトなまちづくり」に「地域交通の再編」を加えることにより、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを目標としている点にある。

この「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を実現するため、政府は2014年に都市再生特別措置法を改正し、住宅機能や都市機能の集約立地を推進する制度として立地適正化計画を創設した。

(1) 立地適正化計画の意義

立地適正化計画は市町村が作成するものであり、まちづくりの将来像を定めるマスタープランの高度化版である。居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めるという意義を有する。

(2) 計画の内容

計画には、居住を誘導し人口密度を維持するエリアである「居住誘導区域」と生活サービスを誘導するエリアである「都市機能誘導区域」の二つを設定することと、都市機能誘導区域に誘導する施設を設定することが必要である。

都市機能誘導区域においては、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与する施設を「都市機能増進施設」として区域内へ誘導する。

居住誘導区域への誘導に関しては、市町村が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するため、居住誘導区域外の区域で、一定の開発行為（3戸以上の住宅の建築目的の開発行為や1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のものなど）や一定の建築等行為（3戸以上の住宅を新築しようとする場合や人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合など）を行う場合には、原則として市町村長への届出が義務付けられている。

(3) 計画の実現に対する支援

計画に記載される誘導施設や事業の実施などに対しては、交付金などによる支援や税制措置・特例措置などの各種支援が行われる。

例えば、民間事業者の整備する一定の誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、商業）に対し、市町村が公的不動産の賃貸料減免等を行うことや国が補助金によって直接支援を行う。また、都市機能誘導区域内の一定の誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、商業）に対し、社会資本整備総合交付金による建設支援が措置されている。

5. プラハの現状と課題

(1) コンパクトシティについて

プラハは市の行政区域に基づき、開発可能なエリアを明確にし、それを「コンパクトシティ」

と定義している。これに対し、日本の立地適正化計画は、都市機能誘導区域や居住誘導区域を定め、そこへの施設等の誘導が主な内容となっている。目指す方向は、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現であるが、各市町村が計画の中でコンパクトシティを定義することまでは必須ではない。

ブラハでは、都市のコンパクト化を進めること、さらにはその目標、地理的範囲を明確にし、市民に示すことにより、行政と市民がともに、目指すべきコンパクト化の目標を共有することを可能としている。

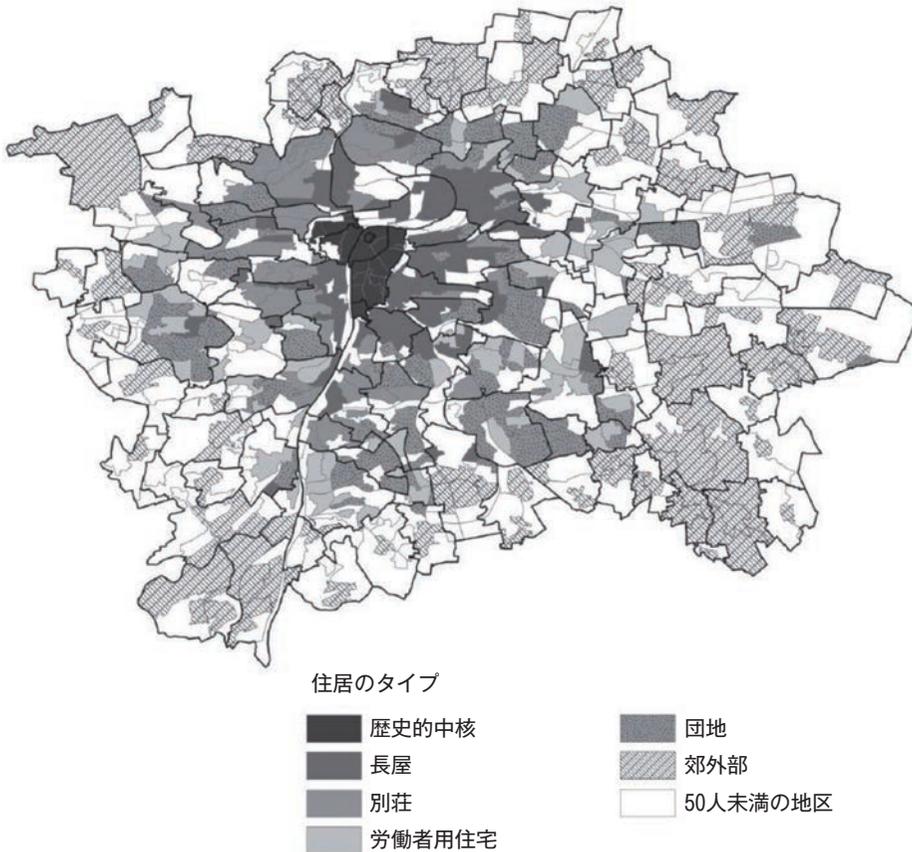
(2) インナーシティ問題とスプロール化に対する対策

MPPの意義の一つは、市内で開発すべき場所を明らかにし、それを公表したことである。その目的は、社会主義時代の集団工場の跡地(いわゆるブラウンフィールド)を住宅に変えていくことである²⁾。

これにはインナーシティ問題が関わっている。日本や他の国々と同じく、ブラハでもインナーシティ問題が顕在化しており、その克服が重要な政策課題となっている。

ブラハでは、市の最も中心地が「歴史的中核」であり、その周りに「長屋」「別荘」という種

図表12 住居のタイプ



出典：ŠPAČKOVÁ et al. (2016) を基に筆者作成

図表13 プラハ市におけるスプロール化の状況

住居のタイプ	1991		2011		2011-1991	
	住宅数	居住者 (人)	住宅数	居住者 (人)	住宅数	居住者 (人)
歴史的な核	24	63,629	23	46,939	-1	-16,690
長屋	110	359,408	141	341,392	31	-18,016
別荘	49	88,620	49	89,691	0	1,071
労働者用住宅	72	77,241	80	99,321	8	22,080
団地	123	524,811	155	540,091	32	15,280
郊外部	94	94,378	114	148,440	20	54,062
50人未満の地区	388	6,087	354	2,922	-34	-3,165
合計	860	1,214,174	916	1,268,796	56	54,622

出典：ŠPAČKOVÁ et al. (2016) を基に筆者作成

類の住居が多くある。このさらに外側には「団地」「労働者用住宅」が広がり、中心から最も遠いところが「郊外部」となっている（図表12）。

1991年から2011年の20年間で、市の中心（歴史的な核や長屋）に住む住民は大きく減少する一方で、郊外部の住民は著しく増加している（図表13）。

プラハでは、住宅の購入費用が中心市街地よりも郊外の方が安価であるため、市民は、市場原理に従い、郊外への居住を進めている³⁾。郊外へのスプロール化の進行に対し、プラハは現時点では有効な手を打ててはいない。

スプロール化に対する対策の一つとして、中心市街地での住宅建設や住宅購入に対して税の減免などの優遇措置を行い、インセンティブを与えるという方法がある。しかし、プラハはこうした税の優遇措置は行ってはいない。

日本では、立地適正化計画を策定した市町村には、都市機能誘導区域、居住誘導区域の目標を達成するため、各種の公的支援メニューが用意されている。各種都市機能の立地に対する支

援措置としては、例えば、新たに医療・福祉、教育・文化、商業等の生活サービス機能の立地・整備を助成する市町村に対し、国からの財政支援がある。また、生活サービス機能を都市機能誘導区域の外から区域の中へ移転させる場合、税制上の買換え特例措置が用意されている。併せて、都市機能誘導区域外への生活サービス機能の立地については、都市機能誘導区域外における一定規模以上の開発に関し、その開発を行う主体が民間の場合には、市町村への事前届出を義務付けている。これは、民間開発主体に対する都市機能誘導区域外への立地に対するディスインセンティブ条件である。

このように、日本では、開発・建設を行う民間主体に対して、インセンティブ、ディスインセンティブを与えることにより、都市機能の集約化を図ることとしている。

これに対し、プラハには税の優遇策がないため、ブラウンフィールドに投資を誘導することが困難となっている。中心部に比べ、郊外部の固定資産価格は低廉であるため、比例して固定資産税も郊外の方が低廉である。住宅の購入及

び維持管理の両方のコストについて、中心部よりも郊外部の方が低コストで済むため、プラハ市民の多くは、市場原理に従って、郊外部において低価格な住居を購入し、公共交通機関で通勤するという経済合理的な行動を選択している。この方向を変えることは容易なことではなく、中心部の広大なブラウンフィールドの活用はなかなか進んでいない。

市当局も税のインセンティブ効果を認識しているが、税制は中央政府（財務省）の所管であり、地方自治体が独自に行うことはできない。

日本も同様であり、立地適正化計画における都市機能誘導区域への各種インセンティブ施策は自治体独自のものではなく、国が全国統一の施策として用意したものである。

日本とプラハを比べると、コンパクトシティの実現に向けて、第一に自治体が計画を策定し、市民と共有することに加え、計画を実現するための公的支援が必要であることが分かる。第二に、支援メニューの整備に関して、自治体だけでなく、中央政府も一定の役割を有することが重要であることが分かる。

(3) 公共交通機関のネットワーク

プラハは公共交通機関が発達している都市である。市内には「統合交通システム (Integrated

Transport system : PID)」と呼ばれる公共交通システムが、地下鉄、路面電車、バス、鉄道、ケーブルカー、フェリーを運行し、市内全域の交通を網羅している。

2014年時点で、PIDの中で、最も利用者が多い手段は地下鉄であり、PID利用者の35.9%を占めている。運行速度は鉄道が最も速く、その速度は平均46.2km/時である（図表14）。

MPPは、コンパクトシティと交通ネットワークを一体として考える、ということの基本コンセプトとしている。これは、日本の「コンパクトシティ+ネットワーク」の考え方と同じである。

MPPの根底には、「理論上、施設を中心に集中させることが望ましいが、PIDは市内をほぼ網羅しており、市民はPIDがカバーしているエリア内であれば、どこであれ大体30分以内で移動が完了する。新たな住宅地の整備は重要だが、整備すれば、例えば学校は必ず建設しなければならない。一方で、病院は公共交通機関による移動が可能な範囲にあるはずなので、既存のものを利用の方がベター」という考え方が⁴⁾。

ところが、PIDがカバーしていないエリアでは、公共交通機関が脆弱であるため、殆どの市民は自家用車を利用している⁵⁾。自家用車の利

図表14 PIDの概要

	地下鉄	路面電車	バス	鉄道	ケーブルカー	フェリー
路線数	3	31	248	26	1	5
路線延長 (km)	59.1	142.7	810.4	160	0.51	1.68
平均速度 (時速)	35.6	18.8	24.5	46.2	6.12	15.5
年間利用者数 (百万人)	450.14	356.88	395.88	36.54	1.94	0.37
PID内の利用者割合 (%)	35.9	28.6	32.4	2.92	0.15	0.03

出典：Prague Institute of Planning and Development (2015b) に基づき筆者作成

用率は、PID がカバーしているエリアでは20%程度に過ぎないが、PID がカバーしていないエリアになると、60%にもものぼる。

プラハにおける交通面の大きな課題は、PID が整備されていない地域があること、そのことに起因する自動車依存体制の解消であると思われる。

(4) 建築物の高さに関する厳格な規制

歴史的な中核における歴史的景観を維持するため、プラハは建築物の高さを厳しく規制している。

この結果、市内の建物の56.5%は10m未満の高さに抑制され、全体の約6割の建物が2階建てとなっている。一方で、35m以上の建物は1.4%であり、これを面積で見ると市の面積の0.2%（97ヘクタール）に過ぎない（図表15）。

(5) ステークホルダーとの関係

プラハ市には57の区があり、各区に区長がいる。MPPに規定する取組を進めるには、57の区長との協議が必要となることが多く、その際、区長の影響力が取組を進める上で障害となることがある。区の規模に関わらず、57の区長の全員に同じだけの発言権が認められているため、規模の小さな区といえども無視はできず、調整の相手方が多くなるためである。

東京都特別区のように、プラハの区長は、選

挙で選ばれた公選区長である。区民への説明責任を果たす上で、市より自分の区の利益を優先する場合もあり、しばしば調整は難航する。このことを端的に表しているのが次の事例である⁶⁾。

プラハでは、中心市街地に近く、市が重要とみなすエリアについては、建物の建設が国の法律で規制されている。そうしたエリアの一つである、かつての鉄道駅跡地に市は住宅建設の意向を持っているが、法律による建設規制があるため、手付かずの状態となっている。住宅建設を進めるには、市が建設計画を作成した上で、国と協議し、建設許可を受ける必要がある。ただし、計画の作成には57の区長全員との議論が必要なうえ、駅跡地の所在する区の区長が、大きな影響力を持っている。当該区の居住者は300人程度であり、人口で見ると小規模だが、区長は所属政党が大きいということも手伝い、大きな発言権を有している。これは、区長との調整が難航することにより、MPPの趣旨に沿った事業を進めることが難しい例である。

この他にも、ステークホルダーとの調整は、現行のプランの執行だけでなく、新たな計画策定においても必要であり、煩雑なプロセスを経なければならない。

現行のMPPは2016年につくられたものだが、IPRは次期計画の策定に向けた検討を開始しており、2023年の公表を目指している。

プランの策定は、まず、将来構想を記載した

図表15 プラハ市内の建築物の高さ別割合

建築物の高さ (m)	0-5	5-10	10-15	15-20	20-25	25-30	30-35	35超
市内建築物の割合 (%)	21.5	35.0	17.5	10.0	9.6	4.0	1.0	1.4

出典：Prague Institute of Planning and Development (2015) 2に基づき筆者作成

計画案を市議会に提案するところから始まる。市議会での検討を経た後、プランの素案が市民に公表され、その後、より広範囲に意見を求めるため、公聴会（public hearing）に付される。公聴会に付されるプランの案には、将来の土地利用を示すすべての図面、計画の実現による経済効果の想定まで記載する必要がある。

したがって、公聴会に付す案の作成に数年、さらに公聴会での議論を数年かけて行うため次期 MPP が完成するまでにかなりの年月が予想されている。このため、IPR は次期プランが 2023 年に完成するかどうか、その見通しは不透明であると考えている⁷⁾。

他の政策の策定に比べ、計画の実行や策定に時間を要することはプラハだけでなく、日本でも同じだが、市の中の区長の影響力が強いため、現行プランの実現が難航しているのは大きなボトルネックである。

これに対し、日本では、通常の市町村には、区長はいないため、プラハと同様の問題が生じる可能性は低い。とはいえ、計画の円滑な実施に向け、ステークホルダー間の調整に必要以上のコストをかけないことを常に念頭に置いておく必要がある。

6. まとめと今後の展望

本稿では、旧東欧諸都市が戦略的な都市計画に基づいて、都市再生に取り組んでいることを踏まえ、都市の縮小に向けた現状と課題をチェコ共和国の首都であるプラハ市を事例に検討した。

本章では、前章までの考察をまとめるとともに、今後の展望を述べる。

コンパクトシティの実現を掲げながらも、プ

ラハは、無理な都市機能の集約を行うのではなく、公共交通機関を活用して居住地から生活利便施設や通勤先にスムーズに移動することが現実的だと考えている。この点は、日本のコンパクトシティ政策における「コンパクトシティ+ネットワーク」のコンセプトと同じと言える。

一方で、プラハと日本のコンパクトシティ政策とは多くの点で異なっている。

第一に、上述の通り、「コンパクトシティ+ネットワーク」というコンセプトは同じではあるが、プラハでは、公共交通機関の統合である PID が市内の交通ネットワークとして既に完備されている。PID がカバーしているエリアから中心部へは30分以内で到達可能であり、公共交通機関による移動の利便性は極めて高い。日本においてここまでの公共交通ネットワークが整備されている都市は東京都や一部の政令指定都市に限定されており、「コンパクトシティ+ネットワーク」という看板は掲げているが、実現できる都市がいくつあるのか疑問である。

第二に、日本では都市機能の集約と誘導を柱の一つにしているが、プラハは居住地を市内の中心部に集約していくことに主眼を置いている。プラハのこの考え方の背後には、かつて社会主義時代につくられ、今では廃墟となっている工場などのブラウンフィールドを有効活用するという狙いがある。

第三に、コンパクトシティを実現するための公的政策という点では、日本が中央政府主導で様々なコンパクトシティ化を促進・誘導するメニューを用意しているのに対し、プラハではそうした政策は手薄である。

第四に、政策の実現に向けた調整に関し、57の区長すべてとの調整が必要であることなど、プラハは多くの時間とコストが求められてい

る。日本では、通常の都市であればこうした調整は不要であり、コンパクトシティの実現に向けたコストという点ではプラハの手法にメリットがあるとは言い難い。

最後に、今後の展望を述べる。

今回、東欧の主要都市の一つとしてプラハを取り上げたが、今後は他の主要都市についてもコンパクトシティ政策を推進しているのかどうか、推進しているとすれば、どのような成果を上げ、どういった課題があるのかを調査することが必要である。その上で、旧東欧において共通の政策面での特徴やコンパクトシティの実現に対する貢献度合いを分析していきたい。

注

- 1) URL は以下の通りである。
[https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=File:Total_fertility_rate,_1960%E2%80%932016_\(live_births_per_woman\).png#file](https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=File:Total_fertility_rate,_1960%E2%80%932016_(live_births_per_woman).png#file)
- 2) IPR への聞き取りによる。
- 3) IPR への聞き取りによる。
- 4) IPR への聞き取りによる。
- 5) PID のカバーするエリアの中では30分程度でどこへでも移動できるが、それ以外のエリアから市内の中心部に行くには車で35分かかる (IPR への聞き取りによる)。
- 6) IPR への聞き取りによる。
- 7) IPR への聞き取りによる。

参考文献

- ・ Haase, A., Wolff, M., Spackova, P. & Radzimski, A. (2017) "Reurbanisation in Postsocialist Europe – A Comparative View of Eastern Germany, Poland and Czech Republic", *Comparative Population Studies* Vol.42 : 353-390
- ・ PETRA ŠPAČKOVÁ, LUCIE POSPÍŠILOVÁ, and MARTIN OUŘEDNÍČEK (2016) "The Long-term Development of Socio-spatial Differentiation in Socialist and Post-socialist Prague", *Sociologický časopis/Czech Sociological Review*, 2016, Vol. 52, No. 6 : 821-860
- ・ Prague Institute of Planning and Development (2015a) "Guide to the Metropolitan Plan of Prague", 2015
- ・ Prague Institute of Planning and Development (2015b) "The City in Maps, Graphs and Figures", 2015
- ・ 荒木俊之 (2017) 「地理的な視点からとらえた立地適正化計画に関する問題 —コンパクトシティ実現のための都市計画制度」、*E-journal GEO* Vol.12 (1) 1-11 2017 https://www.jstage.jst.go.jp/article/ejgeo/12/1/12_1/_pdf
- ・ 平修久 (2007) 「ライプツヒにおける都市再生について」、*聖学院論叢*第20巻第1号、1-16
- ・ 服部圭郎 (2013) 「旧東ドイツの縮小都市の研究—ブランデンブルク州コトブス市を事例として—」、*明治学院大学経済研究*第146号、127-166
- ・ 服部圭郎 (2015) 「旧東ドイツの縮小都市における、集合住宅の撤去政策の都市計画的プロセスの整理、および課題・成果の考察—アイゼンヒュッテンシュタットを事例として—」、*都市計画論文集* Vol.50 No.3、816-823
- ・ 服部圭郎 (2016a) 「ホイヤスヴェルダの縮小政策に関する研究」、*明治学院大学経済研究*第152号、1-31
- ・ 服部圭郎 (2016b) 「ツォーバーベルグ団地 (デッサウ) の撤去事業に関する研究」、*明治学院大学研究所年報*33号、17-32
- ・ 国土交通省 都市局 都市計画課 (2015) 「改正都市再生特別措置法等について」



Journal of Public and Private Management

Vol. 6, No. 2, March 2020, pp. 1-15

ISSN 2189-2490

Situation and issues of compact cities in Eastern Europe: the case of Prague Metropolitan Plan

Masakazu Aoki

Faculty of Business Administration, Bunkyo University

✉ masa@shonan.bunkyo.ac.jp

Received. 15. January. 2020

Abstract

Local cities in Japan are trying to regenerate from the decline of the center and the decline due to concentration of population to Tokyo and the outflow of young people, few cities succeed in regrowth. Central government is promoting a "compact city policy" to revive the city, preparing various supports, and trying to move facilities to the city center. However, many municipalities just refine existing urban plans, therefore can't stop the flow of people from the city center to the suburbs.

Government and city officials in Japan have made urban policy including compact cities based on successful cases in developed countries but it has hardly been said to be successful.

On the other hand, in non-developed countries, especially in the former Eastern European Countries (EEC), the population of major cities rapidly decreased due to the outflow of population to former Western Europe in the 1990s after the collapse of the socialist system, and at the same time, from city centers to suburban areas. Due to this outflow of population, many cities in EEC faced the problem of declining of the city centers. This is similar to the present situation in local cities in Japan.

Then, many cities in EEC built strategic urban plans and realized the regeneration of the cities. One of the factors behind this success was that it quickly turned to shrinking cities.

This paper takes the example of the urban planning of Prague (Prague Metropolitan Plan) , Czech Republic, one of the major cities in EEC as an example, discussing the current situation and issues for realizing a compact city, and differences from Japan.

Keywords : Compact city, Prague Metropolitan Plan

Faculty of Business Administration, Bunkyo University

1100 Namegaya, Chigasaki, Kanagawa 253-8550, JAPAN

Tel +81-467-53-2111, Fax +81-467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>

経営論集 Vol.6, No.2

ISSN 2189-2490

2020年3月31日発行

発行者 文教大学経営学部 石塚 浩

編集 文教大学経営学部 研究推進委員会

編集長 森 一将

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

TEL : 0467-53-2111 FAX : 0467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>



東北経済概況と東日本大震災の経済的影響

—経済学で行われた議論から—

櫻井 宏 明

概要

本稿では東北地方の経済概況を紹介するとともに、東日本大震災からの復旧・復興について先行研究を概観する。

東北地方の経済・産業構造は、新幹線や高速道路が開通し、首都圏に比して地価や賃金が安価であることから現在は第1次産業のみならず電子部品などの製造業も盛んになっており、宮城県や福島県のように1人あたり県民所得が全国平均並みとなっている県もある。この一方で、少子高齢化による過疎化や東日本大震災による被災などの問題も抱えている。

本稿では、こうした知識を前提に、東北経済の課題解決に資するために行われてきた先行研究を、経済学的な分析手法の違いから県別月次支出額の推計、マクロ経済モデル、産業連関分析という3つの観点からとりまとめる。これまでの先行研究からは総じて、東日本大震災により大きく毀損した資本ストックはその後の復興活動により経済的には大きく押し上げられたこと、サプライチェーンの破断は東日本大震災直後に一時的に発生した現象ながらその影響は直接的な被害よりも大きい可能性があること、などが窺える。

最後に、地域経済についてはデータの制約もあるが、全国的に進む少子高齢化の中で地域活性化を進展する中で必要ともいえる分野である。この分野に関する議論が進展し、対策がより進むことが望まれる。

キーワード：東北地方、東日本大震災

(投稿日 2020年1月15日)

文教大学経営学部

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

Tel 0467-53-2111(代表) Fax 0467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>

東北経済概況と東日本大震災の経済的影響

—経済学で行われた議論から—

櫻井 宏明*

1. はじめに

東北地方は東京からみればまだ意識は遠いといわれつつも東北自動車道や東北新幹線に代表されるように交通網が整備され、今や日本の中でも重要な生産拠点として位置づけられている。また、東北地方は東日本大震災からの復旧・復興という課題に直面し、解決してきている。

本稿では、議論の前提として東北経済¹⁾について簡単にとりまとめるとともに、東北経済のうち、特に東日本大震災の経済面に与えた影響に関する研究について、その分析手法から県別月次支出額の推計、マクロ経済モデル及び産業連関分析を活用した先行研究を簡単にとりまとめることで、現在学究的に語られている東北経済の現状についてその一端を紹介していく。

2. 東北経済について

本格的に議論を開始する前に、東北経済産業局(2019)をもとに、日本の中における東北経済の位置づけを、県民所得、人口、産業構造の観点から概観することにする。

(1) 県民所得からみた東北経済

まず、県民の豊かさを測る指標として1人あたり県民所得がある。これは、国民経済計算の県版である県民経済計算を使用すると、各県における県内総生産を確認することができる。ただし、県の場合、単身赴任や出稼ぎなどが多く、県内総生産が単純に県民所得とはいえない。ここから県外で得た県民の所得を加え、県外民が県内で得た所得を引くと県民所得となり、人口で割ると1人あたり県民所得が算出できる。こうして得た1人あたり県民所得は各県の生活水準をある程度反映したものとなっている。

図1は東北6県の1人あたり県民所得を示したものである。東北地方全体の1人あたり県民所得は全国よりも1割程度低い。このうち、青森県と秋田県は全国平均より約2割低いことがわかる。これに対し、宮城県、福島県の1人あたり県民所得はほぼ全国平均並みとなっており、東北地方の中でも高い。岩手県、山形県はこの中間的存在となっている。このように、東北地方の1人あたり県民所得は、東北新幹線や東北自動車道がある太平洋側かつ首都圏に相対的に近い県の所得が高く、日本海側ないし首都圏から遠い県の所得が低いことがわかる²⁾。

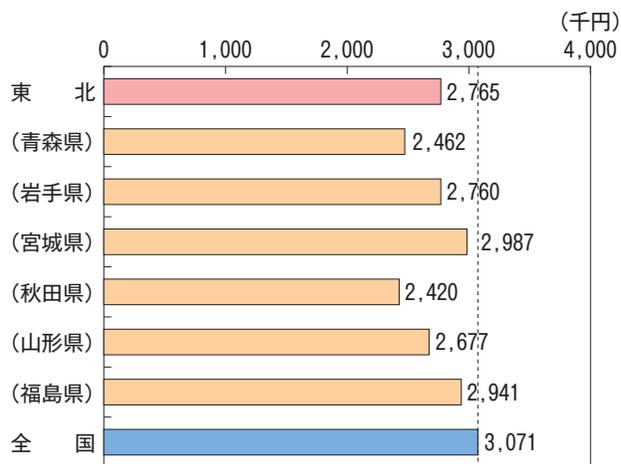
(2) 人口からみた東北地方

次に、東北地方の人口について確認する。現

* 文教大学経営学部

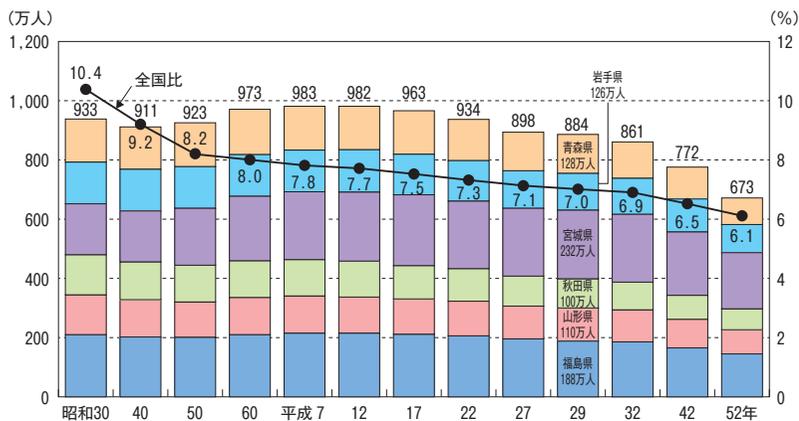
✉ hsakurai@shonan.bunkyo.ac.jp

図1 地域別1人あたり県民所得（名目、2015年度）



（備考）東北経済産業局（2019）より転載。

図2 東北地域の人口の推移



注) 推計方法は出生中位・死亡中位仮定

「資料：昭和30～平成27：総務省統計局 国勢調査

平成29年：総務省 人口推計

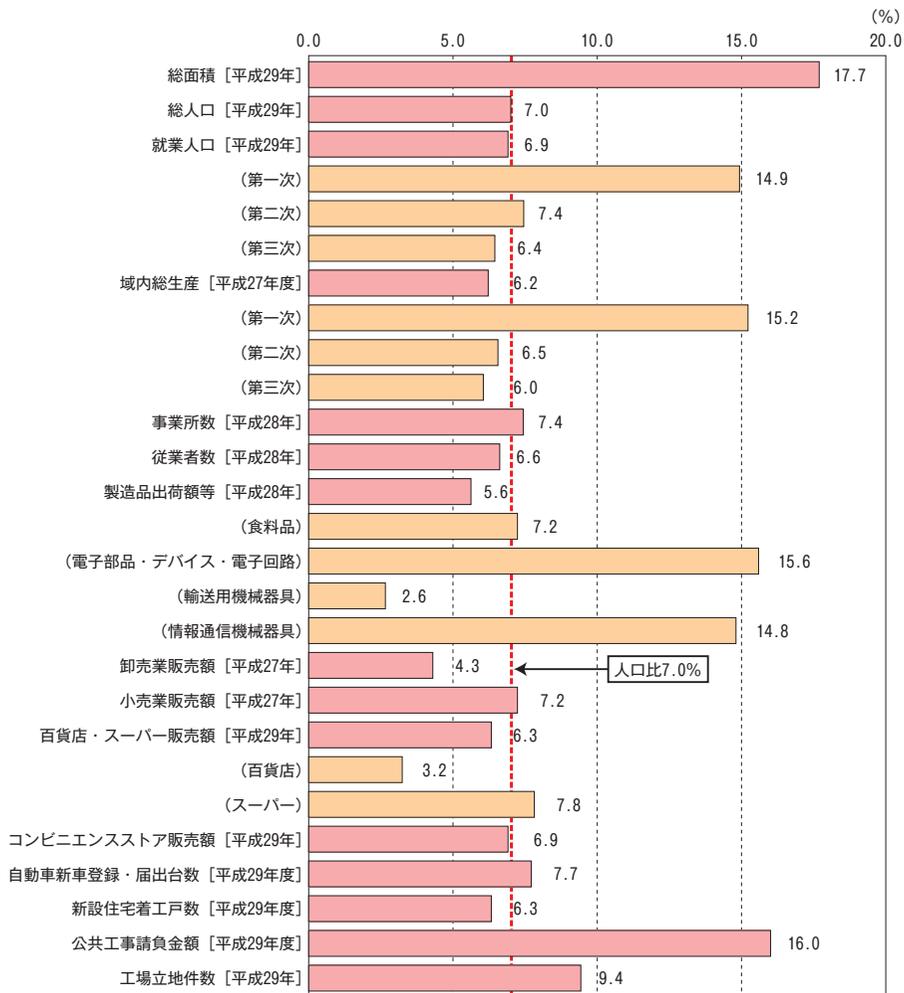
平成32以降：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」

（備考）東北経済産業局（2019）より転載。

在の日本では人口が減少するスピードが早い場合、地域の衰退などを招きやすい。日本における人口統計は5年に一度実施される国勢調査で全数を数えており、その間の年は住民票の出入りから人口推計を行っている。次の国勢調査の結果が確定した時点で人口推計も確報値として公表している。

東北地方の人口の長期的な推移は図2のとおり（平成32年（2020年）以降は推計値）である。まず、折れ線グラフとして示している東北地方が全国に占める人口比をみると、昭和30年（1955年）には約1割であったものが、近年は7%まで減少している。また、東北地方の人口をみると、2000年（平成12年）以降減少が明確

図3 東北地方の主要経済指標



注) 就業人口は、「労働力調査平成29年速報（総務省）」による。
 (備考) 東北経済産業局（2019）より転載。

になっている。全国の人口は平成27年(2015年)まで増加していたことを考えると、全国よりも減少への転換が早く、全体的に人口増加は伸び悩んでいたことがわかる。次に各県の人口の推移をみると、秋田県では人口の減少が進んでおり、今後さらなる人口減少が予想されているのに対し、宮城県は人口の減少がみられていない。このように、人口の推移についても東北地方の各県により異なる。

(3) 東北経済における主要産業の位置づけ

最後に、東北地方の主要産業の位置づけについてまとめたものが図3である。図3は、総人口比率である7%を基準として、全国における東北地方のウエイトがどの程度となっているかを示したものである。

まず、第1次産業における全国に対する東北地方の就業人口は15%弱と多くの人口が第1次産業に従事していることがわかる。これに対

し、全国に対する第2次産業の従事者は7%強と、総人口とほぼ同じ比率になっている。域内総生産は第1次産業も第2次産業も全国に対するウエイトがほぼ同じことから、平均並みの所得になっていることが想定される。

次に、製造品出荷額をみると、電子部品・デバイス・電子回路及び情報通信機械器具において大きいシェアを占めている。また、輸送用機械器具は主に自動車部品であるが、裾野が広く、景気変動に影響を与えることから注目されている。第2次産業のウエイトの高さは工場立地件数が全国の1割弱を占めていることにも表れている。東北地方におけるさらに詳しい産業立地は Appendix に掲載している。この地域は1982年に東北新幹線の開業、1987年の東北自動車道の全線開通により首都圏と至便となり、製造業を中心とする産業が立地するようになった。具体的には、国外に進出するには技術的に困難であるが、相対的に賃金が安価で首都圏に近接する東北地方に進出するというものである。最後に、公共工事請負金額は全国の16%を占めているが、これは東日本大震災からの復興が続いていることを反映したものであろう。

(4) まとめ

これまで東北地域経済について県民所得、人口、産業構造の面から概観してきた。以上からわかることは、同じ東北地方でも、相対的に交通網に恵まれ、首都圏にも近い福島、宮城と少し遠い青森、秋田の差が出てきていることである。山形、岩手は県全体ではその中間的位置づけとなっているが、県内の地域により大きく差が出てくることが想定される。

3. 東日本大震災が経済面に与えた影響

以下ではこうした知識を前提に、東日本大震災という日本を大きく揺るがした自然災害が経済的に与えた影響について概観していく。まず、地域経済についてなぜ自然災害の影響について分析を行うか、について、その社会的側面と技術的側面から考えておく必要がある。まず、社会的側面からは、いうまでもなく、巨大な自然災害は我々の生活や地域社会にも大きな影響を与える。このような影響については事前に予想できる点ばかりではなく、実際に発生したメカニズムを明らかにすることにより再発防止を図ることである。次に、技術的側面からは、経済状態がどうであるか、より、災害がなかった仮想的な場合と比較することによりその分析の正確性が増加するという観点がある。

また、東日本大震災の影響として特徴的なものとしてあげられるのはサプライチェーンの破断である。これは被災企業が生産不能となった際、取引先企業が部品や原材料などの提供が停止し、東北地域に立地していない企業の生産が低下・停止ないし他企業に変更するなど取引関係に影響が出たことを指している。

以下では、東日本大震災が引き起こした経済的影響について、サプライチェーンの破断なども想定に入れ込みつつ、その分析手法から月次GDPの推計、マクロ経済モデル、産業連関分析について各々概観していく。

(1) 県別月次GDPの推計

県別の経済状況を知る手法としては、県民経済計算があげられる。しかしながら、県民経済

計算は公表まで2年を要するため、速報性に欠けるという課題がある。このため、速報性を有する県別月次GDPを作成しようという試みがある。1つは田邊他(2012)に示される地域別支出総合指数(RDEI: Regional Domestic Expenditure Index)である。現在のところ、民間最終消費、民間住宅投資、民間設備投資、公的資本形成を公表している。他方、「推計上の困難さから政府最終消費と輸出入、移出入は推計されていない」(山澤2014)。このため、県別の月次GDPにはなっておらず、改良作業を続けつつ主に景気動向を把握するものとして活用されている。

山澤(2014)及びYamazawa(2015)では、不完全となっている政府最終消費と輸出入、移出入を推計することで被災3県のGDPを推計し、東北地方のうち東日本大震災の被災3県(岩手、宮城、福島)において東日本大震災が発生しなかった場合に考えられる経済状態(推計値をそのまま延長したベースライン)と実際の月次GDPの乖離幅を推計している。この結果、被災3県では毀損した資本ストックの復旧・復興によるGDP押し上げ効果が大きかったことを示している。

(2) マクロ経済モデル分析

次に、マクロ経済モデルを使用した分析を概観する。先行研究はいくつかあるが、たとえば佐藤、小黒(2015)では、マクロ経済モデルに震災ショックを加え、震災が発生した際の影響を試算している。

マクロ経済モデルは資本ストックと労働人口といった生産要素の代替性を想定した生産関数、各産業における投資行動、家計における消費行動を過去の傾向等から疑似的に想定し、各

年における定常的な行動を算出する。期間は長期的影響を考える場合には年データが多いが、より短期的な動きを把握したい場合やデータ制約が存在しない場合には四半期とすることもある。加えて、佐藤、小黒(2015)では、金融部門における信用制約及び政府部門における国債発行残高を加え、サプライチェーン破断及び企業が金融機関から借入が困難となる信用制約をモデル内に入れ込んでいる。これにより、震災によるショックが各地域、各産業にどのように波及していくかの推計を行っている。

2015年の関東圏で震災が発生した場合、モデル上は、①サプライチェーン破断による中間財の生産性パラメータ低下、②社会インフラ及び民間資本の毀損、③労働人口の減少、④金融機関の貸出比率低下、が発生したものと仮定して2050年までの影響を捉える。

推計結果からは、①震災後のサプライチェーンの途絶(中間財生産性の低下)は震災発生から数年間ではあるが大きく影響していること、②金融機関の貸し出し能力の低下による生産性低下の回復には数十年かかること、③公的債務の累積に伴う金利上昇は発散経路をたどっており、長期にわたる影響が想定されること、などが窺える。また、消費税増税や貸出緩和などの復興政策を実施した場合、民間資本ストック成長率低下が緩和されるなどの効果が示されている。

(3) 産業連関分析

最後に、産業ごとに中間財の投入と産出をとりまとめた産業連関表を使用した経済効果分析について概観する。

産業連関表は産業ごとの中間投入の連関構造を記録した統計表であり、オリンピックや万博

といったビッグイベントの経済波及効果の分析によく使用されている。これらは経済にプラスの影響を与えるインパクトとして与えられる一方、震災の被害想定など経済にマイナスの影響を与えるインパクトとしても活用できる。また、震災の被害想定に関しては、直接的な被害（物理的に壊れてしまったもの）に加え、間接的な被害として、震災発生後に停電や投入財の提供が停止した、といったことも算出できる。

産業連関表を用いた経済効果が先ほどのマクロモデルと異なる点は、投入財の比率は一定で代替性がないものとしていること、産業連関分析は基本的に衝撃が発生する以前と以後の均衡値を比較するものであり、経年変化をみることはできないこと、である。

震災直後には産業連関表を使用した被害推計についても複数の研究が存在するが、本稿では下田、藤川（2012）をもとにその手法を概観することにする³⁾。

ここでの間接被害は、生産額の減少額を産業ごとに計算し、地域間産業連関表にあてはめることにより算出される。ただし、産業連関表に単純にあてはめると、被災企業が購入してくれる部品を製造する企業（川上）への影響（後方関連効果）が計算されるが、東日本大震災で問題になった、被災企業が製造した部品を使用し完成品までの影響（前方関連効果）については計算されない。この点、下田、藤川（2012）では、前方関連効果を算入するため産業連関表を4パターンに分類した推計を行っている。

下田、藤川（2012）でも指摘しているとおおり、産業連関分析については以下のような課題が存在する。第1に、被災地域についてである。産業連関表は日本の地域毎に作成されており、東日本大震災の影響は東北6県に関する産業連関

表に対する分析となる。このため、東日本大震災の被災地域からは少し距離のある東北日本海側が対象地域となる一方、北関東が対象外となるといった課題がある。第2に毀損した産業をどのように特定するか、という問題がある。この点、下田、藤川（2012）では製造業の一定割合が毀損したという前提を使用しているが、実際には非製造業でも被災企業はみられる。第3に、既出のとおりではあるが、産業連関表は震災前の均衡と震災後の均衡の比較であり、新たな均衡への変更経路が不明であるという問題が生じる。第4に、震災からの復興需要や経済構造の変化などを勘案していない。

こうした問題を解決し、より精緻に間接被害を推計するため、Tokui et al（2017）では、産業連関表の対象地域を被災3県に細分化し、推計方法も前方関連効果を考慮し間接被害額の推計を行っている。また、この準備として各県における産業別の被害金額を推計している。推計結果によると、自動車部品工場などの影響があり、関東や中部地方で生産への影響が出ていることが示されている。また、東日本大震災の直接被害は日本のGDPの0.11%であるのに対し、間接被害は0.35%とより大きい影響を与えている。ただし、間接被害は複雑なサプライチェーンにより、35.7%程度和らいでいることも示している。

4. おわりに

これまで、東北地方の経済・産業構造と先行研究を概観してきた。まずは東北地方の経済構造が首都圏に近い県を中心に全国平均並みの所得を有し、製造業でも重要な拠点となっていることを確認した。次に、こうした前提の下で、

東北経済の課題解決に資するために行われてきた先行研究を、分析手法により県別月次支出額の推計、マクロ経済モデル及び産業連関分析という3つの観点からとりまとめた。この際、サプライチェーンが複雑につながっている東北地方を中心として、東日本大震災が与えた経済への影響を推計することで、今後の災害対策の一助とするのみならず、この地域の経済的重要性を浮き上がらせることに貢献している。

これまでの先行研究からは総じて、東日本大震災により大きく毀損した資本ストックはその後の復興活動により経済的には大きく押し上げられたこと、サプライチェーンの破断は東日本大震災直後に一時的に発生した現象ながらその影響は直接的な被害よりも大きい可能性があること、などが窺える。

東日本大震災はその規模の大きさのため、日本経済全体にも様々な形で影響を与えており、関連する研究は多方面にわたっている。また、本稿では経済に関係する分野を中心に簡単に最近の研究成果をとりまとめたが、多岐にわたる研究成果の一端にすぎないことをお断りしておく。

最後に、地域経済についてはデータの制約もあるが、全国的に進む少子高齢化の中で地域活性化を進展する中で必要ともいえる分野である。この分野に関する議論が進展し、対策がより進むことが望まれる。

注

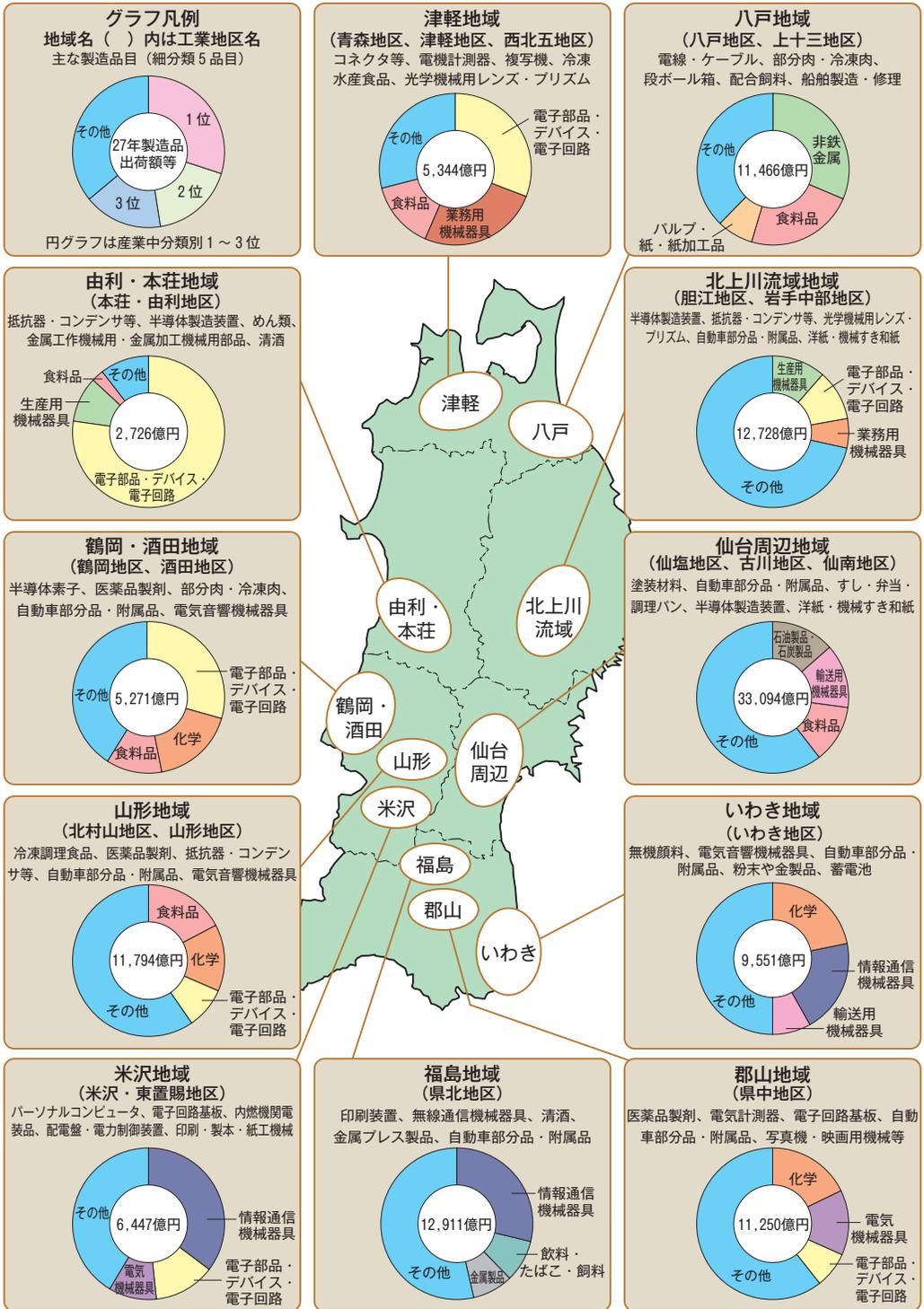
- 1) 本稿では東北地方は青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 の6県とする。分類によっては新潟を加えることもある。
- 2) 県民経済計算の1人あたり県民所得は東京都が他県よりも高く、平均値を引き上げている点に注意。

- 3) 東日本大震災直後の被害想定試算及びそれまでの主要な試算結果については、徳井他(2012)にまとめられている。

参考文献

- 佐藤主光、小黒一正(2015)「サプライチェーンと金融制約を織り込んだ震災モデルの構築及び分析」ESRI Discussion Paper Series No. 324。
- 下田充、藤川清史(2012)「産業連関分析モデルと東日本大震災による供給制約」産業連関20(2)、133-146。
- 田邊靖夫、榎本英之、今村慎一郎、成田浩之、松嶋慶祐(2012)「地域別支出総合指数(RDEI)の試算について」経済財政分析ディスカッション・ペーパー・シリーズ DP/12-3。
- 徳井丞次、荒井信幸、川崎一泰、宮川努、深尾京司、新井園枝、枝村一磨、児玉直美、野口尚洋(2012)「東日本大震災の経済的影響－過去の災害との比較、サプライチェーンの寸断効果、電力供給制約の影響－」RIETI Policy Discussion Paper Series 12-P-004。
- Tokui, J., Kawasaki, K., and Miyagawa, T. (2017) "The economic impact of supply chain disruptions from the Great East-Japan Earthquake." *Japan and the World Economy* 41, 59-70.
- 東北経済産業局(2019)「東北経済のポイント(平成30年版)」。
- 山澤成康(2014)「被災3県の月次GDPの作成－間接被害の大きさを測る－」日本経済学会発表論文(2014年6月15日)。
- Yamazawa, N. (2015) "The Impact of the Great East Japan Earthquake on Japan's Economic Growth" *International Journal of Economics and Finance* 7(8), 20-30.

(Appendix) 東北地方における工業集積の現状



(備考) 東北地方経済産業局 (2019) より転載。



Journal of Public and Private Management

Vol. 6, No. 3, March 2020, pp. 1-8

ISSN 2189-2490

Economic Structure in Northeast Region Japan and the Impact of the Great East Japan Earthquake in Economics

Hiroaki Sakurai

Faculty of Business Administration, Bunkyo University

✉ hsakurai@shonan.bunkyo.ac.jp

Received : 15 January 2020

Abstract

This paper introduces the economic structure in Northeastern (Tohoku) region of Japan and summarizes the previous studies about the impact of the Great East Earthquake occurred in 2011.

First, the economic structure in Northeastern region of Japan is not only agriculture but manufacture industry is bigger due to the bullet trains and highways are operated. As a result, some provinces such as Miyagi and Fukushima prefecture shows the average income is almost the same as the national average. In contrast, the low birthrate and an aging population society has been accelerated in this region.

Second, from previous studies about the impact of the Great East Earthquake, we see the aspects of the estimation of the Regional Domestic Expenditure Index (RDEI), the macroeconomic model, and the input-output table. Generally, we see that the capital damage has been compensated by the public capital accumulation and that the supply chain disruption was happened in the short term although the damage level was much bigger than that in the direct damage.

Finally, research about the declining birthrate and the aging population in this region is still remained. Since this is essential for fostering the regional economy in the near future, further discussion about this field is desired.

Faculty of Business Administration, Bunkyo University

1100 Namegaya, Chigasaki, Kanagawa 253-8550, JAPAN

Tel +81-467-53-2111, Fax +81-467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>

経営論集 Vol.6, No.3

ISSN 2189-2490

2020年3月31日発行

発行者 文教大学経営学部 石塚 浩

編集 文教大学経営学部 研究推進委員会

編集長 森 一将

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

TEL : 0467-53-2111 FAX : 0467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>



健康課税は必要か？

—健康課税・補助金の先行研究と砂糖税に関する諸外国の事例から—

櫻井 宏 明
地 引 力 也

概要

栄養過多の時代、ダイエットについては先進国共通の課題である。経済学の観点からは健康に被害を与える飲食料等による影響を軽減するために課税・補助金を活用した際、人々の行動変化に与える効果に関する研究がアメリカを中心に進展している。また、加糖飲料を中心に「砂糖税」として課税を行う動きが世界的に広がっている。

本稿では、以下3点から健康課税に関する先行研究をとりまとめることでその特徴について検討を行う。

第1に、健康課税を念頭に、健康に悪影響を及ぼす代表例としてわかりやすいたばこに関する課税とその影響に対する先行研究を確認する。たばこ課税はこの20年でも強化されている。たばこ課税の効果は新たな喫煙者の増加防止には貢献しているものの、需要の価格弾力性は低く、すでにたばこを吸っている愛煙者はより高い価格を支払ってたばこを購入し続けていることが示されている。

第2に、自然食品への補助金やジャンクフードに対する課税を行った場合における消費者の行動変化について先行研究をとりまとめた。これによると、近年は課税と補助金を一度に実施したほうがよいこと、課税や補助金は10%程度以上でないとならば消費者行動に変化がみられず15%以上になると体重まで影響がある可能性があることなどが示されている。

第3に、世界的に広がりを見せる加糖飲料への課税である「砂糖税」に関する近年の研究成果を紹介する。研究成果によると、教育・普及啓発活動が重要で、ある程度教育が普及しない場合には課税の併用が効果を発揮することなどが示されている。

全体的に、日本では相対的に栄養教育が普及していること、加糖飲料の消費量が多くないこと等からまだ健康課税に対する関心は高まっていないものの、今後の心疾患・糖尿病増加と単身者増加から当該分野への関心は高まることが考えられる。これまでみてきた先行研究からは、課税・補助金のみならず教育啓発活動の強化や業界ガイドラインの制定などを進めていくことが重要であるように考えられる。いずれにせよ、日本では本分野の研究は多くはなく、今後の研究の進展が期待される。

キーワード：健康課税、補助金、砂糖税

(投稿日 2019年12月1日)

文教大学経営学部

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

Tel 0467-53-2111(代表) Fax 0467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>

健康課税は必要か？

—健康課税・補助金の先行研究と砂糖税に関する諸外国の事例から—

櫻井 宏 明*
地 引 力 也

1. はじめに

いかにダイエットするか。先進国では共通化したこの問題をアメリカでは一定の観点から Obesity と呼び、大きな学問分野となっている。この対象は多岐にわたるが、本稿では、自然食品に対する補助金や健康を害する食品（いわゆるジャンクフード）に対する課税を通じて人々の行動を変化させる政策に関する先行研究や諸外国の動きについてとりまとめる。

経済学では悪行を取り締まる課税を Sin Tax（懲罰課税）などと呼び、古くから健康課税の考え方は存在した。代表例がたばこ税であり、21世紀に入ってからたばこ税の税率は増加している。しかしながら、この概念を自然食品やジャンクフードに対して広げる考え方はあまり古くはなく、平均余命の進展とともに、糖尿病など生活習慣病が大きくクローズアップされる中で新たな課題となってきているように感じられる。また、世界では近年健康被害を防止するため、加糖飲料への課税が広まっている。

本稿では、日本におけるたばこ税の経緯と効果に関する研究成果を確認することでまずは課税が人々の行動に与える影響について概観す

る。次に、ジャンクフードに対する課税や自然食品に対する補助金の与える効果について近年の研究成果を確認する。最後に、近年世界の潮流となっている砂糖税（加糖飲料に対する課税）の状況及びその効果に関する研究成果を最新の論文を要約することにより確認する。

2. たばこ税 —健康課税の代表—

健康課税、補助金に対する具体的な政策に入る前に、日本におけるたばこ税の概要及び先行研究について確認することで、健康課税のあるべき姿を確認することとする。

2.1 たばこ税の状況

たばこが健康に被害を及ぼすこと自体については広く知られ、喫煙率も低下している。また、健康被害に対する共通認識から、たばこに対する課税強化についても強硬な反対は少なくなってきた。

こうした状況を反映し、たばこには消費税の他、国税2種類（国たばこ税、たばこ特別税）、地方税2種類（都道府県たばこ税、区市町村たばこ税）の計5種類の税金が課されており、2019年10月現在、たばこ1箱490円のうち、309.42円（63.1%）が税で占められている（表1）。また、この20年超では消費税引上げを除き、1998年、

* 文教大学経営学部

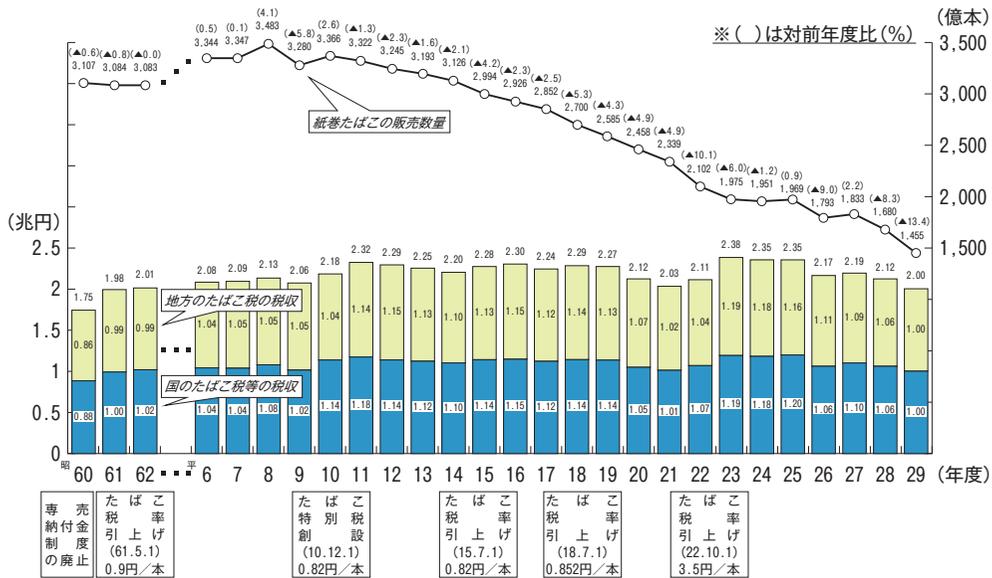
✉ hsakurai@shonan.bunkyo.ac.jp

表1 たばこ税の現状

小売定価	消費税額	国 税				地 方 税		たばこ税の 合計額	負担割合	合計税額 (たばこ税・ 消費税)	負担割合
		たばこ税		たばこ特別税		道府県たばこ税	市町村たばこ税				
		円	円	円	円	円	円				
490円(20本入り)	44.54	116.04	16.40	18.60	113.84	264.88	54.1	309.42	63.1		
		132.44		132.44							

(備考) 1. 財務省資料を引用。
2. 令和元年(2019年)10月現在の小売定価及びたばこ税等の税率による。

図2 たばこ税等の税収及び紙巻たばこの販売数量の推移



(備考) 1. 財務省資料を引用。
2. 国・地方のたばこ税等の税収は決算額。
3. 紙巻たばこの販売数量は日本たばこ協会調べによる販売実績。

2003年、2006年、2010年と税率が引き上げられている。紙巻たばこの販売数量は平成8年度の3,483億本をピークに年々減少しているものの、たばこ税等の税収の合計は2兆円前半まで推移している(図2)。

2.2 たばこ税の効果及び税収に対する影響

たばこ課税を強化すると、たばこの価格が上

昇する。しかしながら、価格が上昇すると直ちにたばこをやめる方向に人々の行動が変化するとは限らない。この点、需要の価格弾力性を確認し、価格が上昇した際にどの程度たばこ需要量が変化するかを計測しないとイケない。

この点、欧米での研究手法を踏襲して計測を行った既存研究としては上村(2014)、滝沢・嶋崎(2014)などがあげられる。いずれも、喫

煙者（特にたばこ愛好家）の価格弾性値は小さくたばこ課税強化を実施してもたばこ需要量の変化は小さいこと、結果として税収は増加していくことが報告されている。

事実、図2をみても、たばこ消費量は減少しているものの、たばこ税の税収はそれほど減少していない。この要因として、新規にたばこを吸い始める人が減少し、喫煙率が減少する一方、愛煙者は増税でも喫煙を続けていることが考えられる。また、たばこ販売側は重税化を機会に高価格帯のたばこへの乗り換えなどを勧めており、こうしたことが増税とたばこ販売量に影響しているものと考えられる。

以上から、たばこ税を健康課税、ないし、懲罰課税（Sin Tax）として取り扱う場合、課税という政策のみに頼ることなく禁煙区域の拡大や教育啓発活動などを組み合わせ、当初の意図した政策効果があがるようにする必要があるように思われる。

3. 健康課税・補助金に関する先行研究

以下では自然食品に対する補助金やジャンクフードに対する課税により生活習慣が変化するか、に関する海外の先行研究を概観する。

Epstein et al. (2010) では、ニューヨーク州バッファロー近辺に居住し6～18歳の子どもがいる家族の42人の母親を選択した。うち20人は年収5万ドル未満（低所得層）、全体の45%はBMI30以上の肥満であり、実験室に2時間滞在する前2時間は飲食料の消費を避けるよう依頼した。参加者は実験室で15ドルを渡され疑似的に食料品の買い物を行った。具体的には一定の手法により分類された30種類ずつの健康食品と非健康食品、4種類ずつの健康的飲料と非健康

的飲料を用意し、実験的に買い物を実施した。その際、①健康食品に対する10%の補助金、②非健康食品（ジャンクフード）に対する10%の課税、を行ったときに、買い物の中身が変化するかどうかについて調査を行った。この結果、ジャンクフードに対する課税によりジャンクフードに対する消費量が減少したことが確認された。他方で、健康食品に対する補助金を増加しても余裕のでた家計はその余裕のでたお金でジャンクフードを購入してしまい、効果は出なかったことが報告されている。

その後の研究を含めてとりまとめたNiebylski et al. (2015) の先行研究レビューによると、①健康食品に対する補助金とジャンクフードに対する課税は同時に行うことが望ましい、②課税や補助金による効果は数%では消費への影響は確認されず、効果を確実に導出するためには10%の課税・補助金があると消費への影響が確認され、15%の課税・補助金があると体重に貢献する、としている。一般的に欧米の研究結果では相対的に一定割合以上の課税や補助金を課さないと効果が発現しないとするものが多いようである。

4. 砂糖税の導入

たばこ税の経緯と比較しながら炭酸飲料などを対象とする砂糖税（Sugar Tax）の状況をみていくことにしよう。本節は近年の状況がまとめられているAllcott et al. (2019a) を要約する形で議論を展開していく。

2019年現在で砂糖税を課している国は39か国（表3）となっている。アメリカはこの対象外であるが、23州と首都があるコロンビア特別区では課税されている。砂糖税の課税内容は加糖

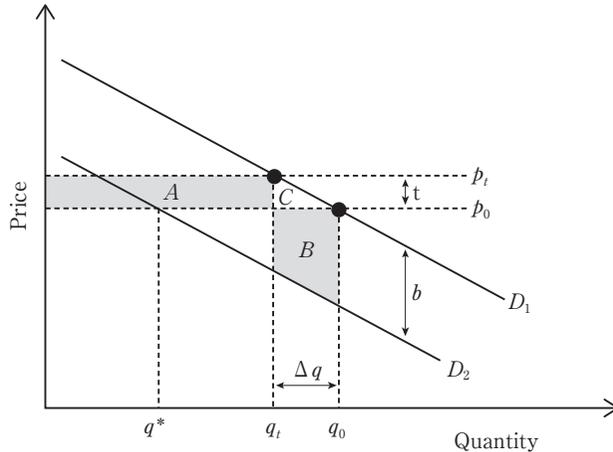
表3 砂糖税導入状況

<i>Europe</i>	<i>Western Pacific</i>	<i>Africa, Eastern Mediterranean, and Southeast Asia</i>	<i>Americas</i>
Estonia (2018)	Philippines (2018)	Morocco (2019)	Colombia (2019)
Ireland (2018)	Brunei (2017)	South Africa (2018)	Bermuda (2018)
United Kingdom (2018)	Vanuatu (2015)	Bahrain (2017)	Peru (2018)
Portugal (2017)	Kiribati (2014)	India (2017)	Barbados (2015)
Belgium (2016)	Cook Islands (2013)	Maldives (2017)	Dominica (2015)
France (2012)	Tonga (2013)	Sri Lanka (2017)	Chile (2014)
Hungary (2011)	Fiji (2007)	Saudi Arabia (2017)	Mexico (2014)
Latvia (2004)	Nauru (2007)	Thailand (2017)	
Norway (1981)	Palau (2003)	United Arab Emirates (2017)	
Finland (1940)	French Polynesia (2002)	St. Helena (2014)	
	Samoa (1984)	Mauritius (2013)	

(備考) 1. Allcott et al. (2019a), Table 2 を引用。

2. 地域毎に導入国をまとめ、カッコ内に導入年を記したもの。

図4 加糖飲料課税が消費に与える影響



(備考) Allcott et al. (2019a), Figure 2 を引用。

している飲料に対する課税であり、100%果汁ジュースや0カロリーのダイエット飲料は対象外である。

アメリカでの砂糖消費の現状は、1日あたり35~40グラム、約140キロカロリーとなっているが、1日あたり約2000キロカロリーを摂取する中では7%を占めている。低所得層ほど砂糖によるカロリー摂取が高く、年収15000ドル未満のカロリー摂取量は米国ダイエットガイドライン (US Dietary Guidelines) が推奨する1日あたり2000キロカロリー以内に収まっていない

のに対し、年収75000ドル以上の砂糖によるカロリー摂取量は117キロカロリーである。

砂糖による主要な健康被害は、①体重増加、②糖尿病の原因、③心疾患、にまとめられる(その他虫歯などの要因にもなるが、ここでは考えない)。

課税の効果について、負の外部性及び内部化の観点から考察する¹⁾。図4は、需要曲線を通じた課税の効果を示したものである。

図4において、 D_1 は個人における加糖飲料に対する需要曲線を示しており、 b は単位あた

り外部費用を示している。 D_2 は外部性を除いた社会的な限界便益を示している。課税 t により価格が p_0 から p_1 に上昇すると3つの効果が出現する。まず $A = t \times q_i$ は税収であり、消費者から政府に移転する。次に $C = \Delta q \times t/2$ は課税により減少する厚生を示している。最後に $B + C = \Delta q \times b$ は外部性により増加する厚生を示している。

砂糖税の課税理由は、①不完全情報のため加糖飲料が健康に与える害を消費者が知らないこと、②消費者が加糖飲料に対する自己抑制不足や将来の疾病に対する予想をしないこと、から最善の行動をとらないことが考えられる。

砂糖摂取への基本的な対策としては、こうした情報不足の埋め合わせや予想の修正を目的とした教育や普及啓発活動、それに対応した業界ガイドラインなどがあげられるが、情報不足を埋められないと考えられる際には課税が補完的な政策ツールとなる。

図4では、 $B + C$ の大きさは需要曲線の形状に依存し、従って消費者の嗜好に依存することになる。需要曲線の傾きが急になる（垂直に近くなる）と、需要の価格弾力性が低下し、価格が上昇しても消費量は大きくは変わらない。この場合、税収 A が増加する一方、個人の厚生減少幅 Δq は小さくなる。他方、需要曲線の傾きが緩やかになる（水平に近くなる）と、需要の価格弾力性が上昇し、価格が上昇すると消費量が大きく減少する。この場合、税収 A はあまり増加しない一方、個人の厚生減少幅 Δq は大きくなる。

次に、砂糖税に関する先行研究を分野毎に以下のとおりとりまとめる。

① 需要の弾力性

これまでみてきたとおり、砂糖税課税がそ

のまま需要量に影響を与えるわけではなく、需要の価格弾力性を計測することで影響が判断できる。

これまでの弾力性のレビューによると、Andreyava et al. (2010) では14の先行研究から需要の価格弾力性の範囲は -0.13 から -3.18 、メインは -0.79 としている。また、Powell et al. (2013) では12の先行研究から需要の価格弾力性の範囲は -0.13 から -3.87 、メインは -1.21 としている。同様に、Allcott et al. (2019b) では需要の価格弾力性を -1.4 と推計している。これらの推計結果からは、需要の価格弾力性はいずれも1付近ないし1以上となっており、課税により需要が減少し消費額も減少するため、砂糖課税の効果はあるように考えられる。

② 外部性

砂糖税により、健康コストの外部性、財政の外部性がみられる。アメリカの場合、Wang et al. (2012)、Long et al. (2015) では加糖飲料1オンス消費あたり1%程度の健康保険消費に相当するとしている。また、その他の財政に与える影響の極端な例として、飲食により健康被害がある個人は早死にする傾向があり、受給する社会保障金額が減少する傾向がある (Fontaine et al, 2003 ; Bhattacharya and Sood ; 2011)。

③ 内部性

個人の行動変化に関しては行動経済学も活用した様々な試みがなされている。また、不完全情報や自己抑制の欠如も研究対象となる。不完全情報についてはAllcott and Taubinsky (2015) に示された方法で、自己抑制については現在と将来の選択という方法 (Sadoff et al. (2015) で、研究が進んでいる。

Allcott et al. (2019b) では標準的消費者において不完全情報と自己抑制の効果について計測している。この結果、個人の嗜好や自己抑制を調整しても、栄養に関する情報が少ない場合には加糖飲料の摂取量が増加することを示した。ここからアメリカの家計が完全情報と自己抑制を行った場合には、31~37%の加糖飲料摂取量が減少する可能性を示した。

④ 逆進性

加糖飲料は貧困層ほど摂取量が多く、砂糖税課税により貧困層ほど税負担の大きい逆進性が発生することが考えられる。また、低所得層は栄養情報に関しても知らない可能性が高い。この点、Allcott et al. (2019b) では砂糖税課税により低所得層における加糖飲料摂取量は高所得層よりも多く減少することを示している。

⑤ 代替性と漏れ

加糖飲料が減少した際に他の代替的な飲食物への消費が進展することも考えられるが、この論文ではあまり進まないことが想定されている。Duffey et al. (2010) ではピザが加糖飲料の代替であることを示している。Finkelstein et al. (2013) ではピザではなく缶スープが代替財であることを示している。Aguilar et al. (2019) ではメキシコでは非課税品にシフトすることが示されている。Allcott et al. (2019b) では、ダイエット飲料などに緩やかにシフトすることが考えられる。

このほか、地方税の場合には、非課税となる地域に買いに行くことも考えられる。Roberto et al. (2019) や Seiler et al. (2019) ではフィラデルフィアでの課税に反応して周囲の消費量が増加していることが示されている。

⑥ 供給者による値引きあるいは生産者余剰

砂糖税を課税しても小売業者が課税を負担することで値引きをすることもある。これらも複数の研究が存在するが、産業構造と最適課税の関係については今後の研究課題として興味深い点である。

⑦ 課税量

Allcott et al. (2019b) では、最適砂糖税は1オンスあたり1~2.1セントと推計した。負の外部性(1オンス0.8セント)、内部性(1オンス1セント)、値引きや徴税コスト、逆進効果(1オンス0.5セント)も勘案し、最終的には1オンスあたり1.5セントの課税を提案している。

最後に、政策企画立案へのガイドとして、①加糖飲料の最小化ではなく、外部性に注目することの重要性、②消費量減少のため、普及啓発活動や教育の重要性、③飲料への課税ではなく砂糖への課税、④代替性のある飲料は健康被害を内部化できない際のみ課税、⑤逆進性に関しては課税の帰着を考慮、⑥すりぬけ防止のため地方税より国税、⑦課税の便益が費用を凌駕、をあげている。

5. 砂糖税に関する考察

前節でみてきたとおり、アメリカなどでは砂糖課税の効果が実証されつつあるところである。

日本では砂糖税に関し、生活習慣病の防止という観点から議論されることはあるが、炭酸飲料消費量が相対的に少なく、課税の代替効果により乳飲料の消費が増加するため飲料全体のカロリー摂取が増加、効果がないとの推計結果がある(高橋、高良2016)。

このように、砂糖課税を実施する際には、単純に加糖飲料に課税するのではなく、健康被害

の観点から考慮する必要があること、製品に課税するのはよいかどうかを本格的に検討しなければならない。加えて、単に税制を加えるだけではなく、普及啓発活動や業界団体ガイドラインなども検討する必要があるようである。

6. おわりに

本稿では、自然食品に対する補助金やジャンクフードに対する課税により人々の行動に与える影響に関する先行研究をとりまとめるとともに、たばこ税にみられる課税及び人々の行動変化について参考まで概観し、炭酸飲料などにみられる砂糖税に関する世界的な見解について紹介した。

日本ではこうした政策についてまだ大きな関心は得られていないが、心疾患や糖尿病が問題となる中で、対策については関心が高まることが考えられる。特に日本では高齢化や非婚化に伴う単身世帯の増加の中、自分では材料を調整できない総菜の消費量が増加することが想定されるが、その状況や対応策についてはまだ研究が始まっているとはいいがたい。

食品等への健康課税に関しては、これまでみてきたとおり、単純に課税や補助金といった政策を課すのではなく、健康被害の対象となる食品等の特定化や教育活動など普及啓発活動、業界団体ガイドラインなどによる対策などもよく考慮していくことが最終的に消費者、生産者にとってより有益であるようにも思われる。

いずれにせよ、特に日本ではこの分野の研究が進んでいるとは言いがたい。今後の研究の進展が望まれるところである。

注

1) 本件に関する厳密な数学的な展開は、Allcott et al. (2019b) で行われているが、本稿の範囲を超えるため割愛する。

参考文献

- Aguilar, A., Emilio, G., and Enrique, S. (2019) "The Effectiveness of Sin Food Taxes : Evidence from Mexico," Instituto Tecnológico Autónomo de México (ITAM) Working Paper.
- Allcott, H., Lockwood, B. B., and Taubinsky, D. (2019a) "Should We Tax Sugar-Sweetened Beverages? An Overview of Theory and Evidence," *Journal of Economic Perspectives*, 33 (3), 202-227.
- Allcott, H., Lockwood, B. B., and Taubinsky, D. (2019b) "Regressive Sin Taxes, with an Application to the Optimal Soda Tax," *Quarterly Journal of Economics*, 134 (3), 1557-1626.
- Allcott, H., and Taubinsky, D. (2015) "Evaluating Behaviorally Motivated Policy : Experimental Evidence from the Lightbulb Market," *American Economic Review*, 195 (8), 2501-38.
- Andreyava, T., Long, M. W., and Brownell, K. D. (2010) "The Impact of Food Prices on Consumption : A Systematic Review of Research on the Price Elasticity of Demand for Food," *American Journal of Public Health*, 199 (2), 216-222.
- Bhattacharya, J., and Sood, N. (2011) "Who Pays for Obesity?" *Journal of Economic Perspectives*, 25(1), 139-158.
- Duffey, K. J., Gordon-Larsen, P., Shikany, J. M., Guilkey, D., Jacobs, D. R. Jr., and Popkin, B. M. (2010) "Food Price and Diet and Health Outcomes : 20 Years of the CARDIA Study" *Archives of Internal Medicine*, 170 (5), 420-26.
- Epstein, L., H., Dearing, K. K., Roba, L. G., and FinkelStrin, E. (2010) "The Influence of Taxes and Subsidies on Energy Purchased in and Experimental Purchasing Study", *Psychological Science*, 21 (3), 406-414.
- Finkelstein, E. A., Zhen, C., Bilger, M., Nonnemaker,

- J., Farooqui, A. M., and Todd, J. E. (2010) "The Effects of Soft Drink Taxes on Child and Adolescent Consumption and Weight Outcomes," *Journal of Public Economics*, 94 (11-12), 967-74.
- Fontaine, K. R., Redden, D. T., Wang, C., Westfall, A. O., and Allison, D. B. (2003) "Years of Life Lost Due to Obesity," *JAMA*, 289 (2), 187-193.
- Long, M. W., Gortmaker, S. L., Ward, Z. J., Resch, S. C., Moodie, M. L., Sacks G., Swinburn, B. A., Carter, R. C., and Wang Y. C. (2015) "Cost Effectiveness of Sugar-Sweetened Beverage Excise Tax in the U.S.," *American Journal of Perspective Medicine*, 49 (1), 112-123.
- Niebylski, M., L., Redburn, K. A., Duhaney, T., and Campbell, N.R. (2015) "Healthy Food Subsidies and Unhealthy Food Taxation : A Systematic Review of the Evidence", *Nutrition*, 31 (6), 787-795.
- Powell, L. M., Chriqui, J. F., Khan, T., Wada, R., and Chaloupka, F. J. (2013) "Assessing the Potential Effectiveness of Food and Beverage Taxes and Subsidies for Improving Public Health : A Systematic Review of Prices, Demand and Body Weight Outcomes," *Obesity Review*, 14 (2), 110-128.
- Roberto, C. A., Lawman, H. G., LeVasseur, M. T., Mitra, N., Peterhaus, A., Herring, B., and Bleich, S. N. (2019) "Association of a Beverage Tax on Sugar-Switched and Artificially Sweetened Beverages with Chain Retailers in a Large Urban Setting," *JAMA*, 321 (18), 1799-810.
- Sadoff, S., Samek, A., and Sprenger, C. (2015) "Dynamic Inconsistency in Food Choice : Experimental Evidence from a Food Dessert," Becker Friedman Institute for Research in Economics Working Paper 2572821, Center for Economic and Social Research (CESR)-Schaeffer Working Paper 2015-027.
- Seiler, S., Tuchman, A., and Yao, S. (2019) "The Impact of Soda Taxes : Pass-Through, Tax Avoidance, and Nutritional Effects" *Stanford University Graduate School of Business Research Paper*, 19-12.
- 高橋元氣、高良真人 (2016) 「砂糖税は肥満対策として有効か？」『第43回中期経済予測』第8節、日本経済研究センター。
- 滝沢昌平、嶋崎善幸 (2014) 「たばこ需要の特殊性を考慮した税取への影響分析」『行動経済学』7、96-99。
- 上村一樹 (2014) 「たばこへの依存度と喫煙量の価格弾力性の関係についての分析」『生活経済学研究』39、55-67。
- Wang, Y. C., Coxson, P., Shen, Y., Goldman, L., Bibbins-Domingo, K. (2012) "A Penny-per-Ounce Tax on Sugar-Sweetened Beverages Would Cut Health and Cost Burdens of Diabetes," *Health Affairs*, 31 (1), 199-207.



Journal of Public and Private Management

Vol. 6, No. 4, March 2020, pp. 1-8

ISSN 2189-2490

Need the Health Tax?

—Previous Studies and Implications from the Sugar Tax in Abroad—

Hiroaki Sakurai*
Rikiya Jibiki

Faculty of Business Administration, Bunkyo University

✉ hsakurai@shonan.bunkyo.ac.jp

Received. 1. December. 2019

Abstract

This review paper summarizes previous studies about the big movement toward the health tax from the following three categories.

Firstly, the effect of the tabaco tax in Japan is summarized. Needless to say, tabaco is harmful for health. In Japan tabaco tax ratio has been higher and higher in recent 20 years. Previous studies show that the effect is valid only for young generations for preventing tabaco. In contrast, the low elasticity demand to tabaco shows that it is not necessarily useful for already smoking people.

Secondly, taxation and/or subsidy for the natural food and junk food may change the attitudes of consumers or not. Recent studies show that the taxation and subsidy at a time affects more effectively. In addition, they also show that ratio 10% and over affects to the consumption and that ratio 15% and over affects to the weight.

Thirdly, effects of the sugar tax, taxation to sugar added drinks, are introduced. This shows that the prevail is important basically and that the taxation is important effect if the education of the nutrition is not common.

As a whole, it is not interested in the taxation for food partly because it is considered that the education of the nutrition basically is prevailed in Japan. However it is also considered that this interest will be risen since diseases and senior single family is increased. It looks some guidelines and education are important from previous studies. In Japan it is expected to be extended since the research in this field is not necessarily much.

Keywords : health tax, subsidies, sugar tax

Faculty of Business Administration, Bunkyo University

1100 Namegaya, Chigasaki, Kanagawa 253-8550, JAPAN

Tel +81-467-53-2111, Fax +81-467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>

経営論集 Vol.6, No.4

ISSN 2189-2490

2020年3月31日発行

発行者 文教大学経営学部 石塚 浩

編集 文教大学経営学部 研究推進委員会

編集長 森 一将

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

TEL : 0467-53-2111 FAX : 0467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>



地域金融機関と地域性

田代 雅之

概要

地方銀行、信用金庫、信用組合などの日本の「地域金融機関」の苦境が報じられるが、その「地域金融機関」の定義は意外と漠然としている。

地域金融機関と一口で言っても、一般に地域金融機関に分類されるもの全てが地域金融を担い地域経済を支えているとは言い難い。地域金融機関も地域金融だけでなくそれ以外の要素も含めて事業を成り立たせている。地域性ということ念頭に置くならば、地域金融と言い得る事業については、地域経済が存続する限り、今後も保護され存続する意義を有する。しかし、そうではない金融事業については、ネット銀行が躍進し、地域金融も再編が既に進行している状況下では、規模と効率性を求めて統廃合に向かう趨勢を止め難いかもしれない。首都圏における大規模な地方銀行間の連携や、その他の地方銀行の連合構想が実現すれば、その地方銀行の事業は、地域金融としての性格は薄くなる。寡占度の上昇の弊害への懸念もあったが、地続きの金融市場が前提になると、様相は変わる。金融IT等の金融関連技術の発展は、金融機関の在り方を根底から変革する可能性がある。

「地域」「地域経済」そして「地域金融機関」の定義は、整理し直される必要がある。金融機関の様々な形態に応じて、個々の地域金融機関の将来像は、個別に描かれる必要があるだろう。

キーワード：地域、地域経済、地域金融、地域金融機関、コミュニティバンク

(投稿日 2020年1月15日)

文教大学経営学部

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

Tel 0467-53-2111(代表) Fax 0467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>

地域金融機関と地域性

田代 雅之*

はじめに

地方銀行、信用金庫、信用組合などに代表される日本の「地域金融機関」の経営は、深刻な人口減少と低金利により苦境が続き、回復への道筋は見えていない。しかし、「地域金融機関」は、ウォールストリートの巨大な金融機関がイメージされがちな米国においてでさえ、減少しつつも圧倒的な数の小規模な地域の商業銀行が現在も存続し地域経済において存在感を保っている。だが、日本の地域金融機関は、体感では一定の存在感を感じ取れるものの、その定義は漠然としており、統廃合の趨勢の中で独自性は薄まりつつある。法律の適用や業界団体の帰属などの制度面での定義は明確ではあるが、異なる制度下の金融機関であっても、規模や機能は変わらないこともある。

本稿は、地域金融機関の経営難が叫ばれる中で、唱えられる統廃合による生き残り政策等を踏まえた将来を展望するに先立って、地域金融機関の「地域性」について批判的に再確認し、地方に本店を置く金融機関が存続する意味を考察する試みである。

第1章 米国の地域金融機関

米国の金融組織は日本とは異なっているが、

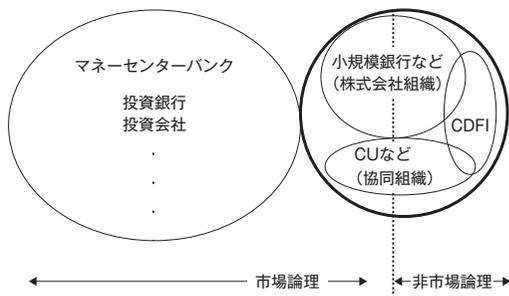
* 農林中金総合研究所

✉ tashiro.masayuki@nochuri.co.jp

日本の地域金融に相当する金融仲介の業態としては、大まかには小規模銀行のコミュニティ銀行、貯蓄貸付組合（S&L）や相互貯蓄銀行からなる貯蓄金融機関、協同組織のクレジットユニオン（CU）がある。ただし、商業銀行であるコミュニティ銀行に確定的な定義はなく、特定の法的根拠はない。

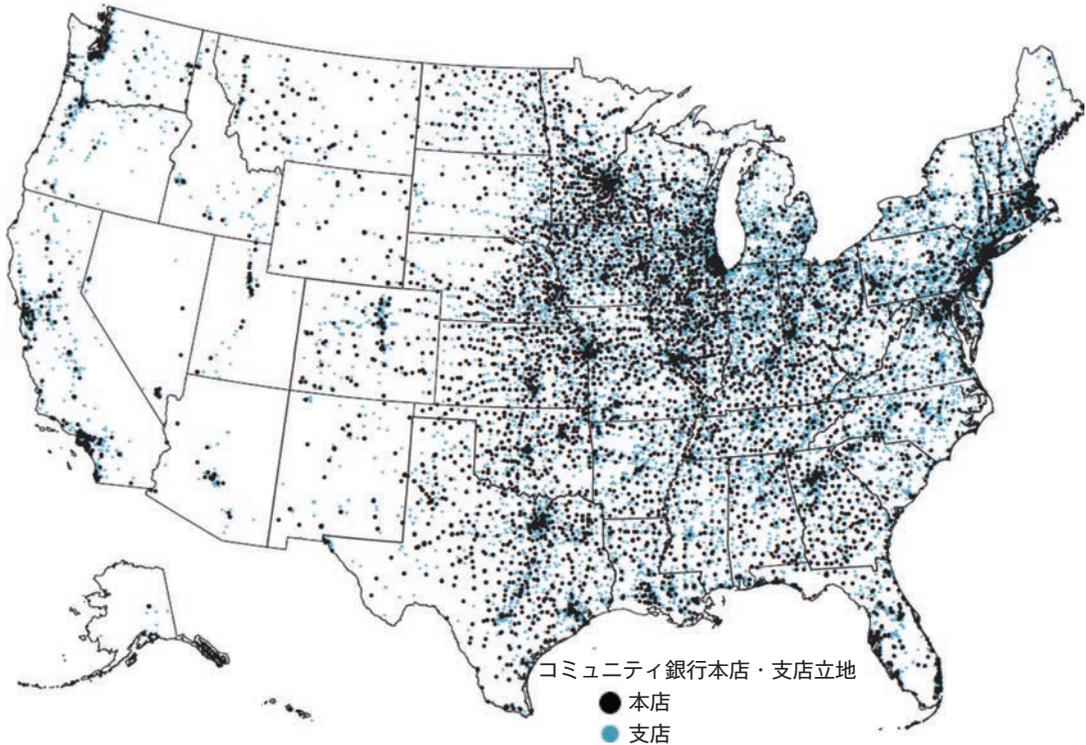
一般に米国の金融と言えばウォールストリートの巨大な金融機関がイメージされ、大きすぎて潰せないような金融機関が金融市場で熾烈な競争を繰り広げる姿が想起される。そうした巨大金融機関の保有資産は確かに莫大だが、国民生活の日常における小規模で地域に根差した地域密着型のコミュニティ銀行の存在感は健在であり、リーマンショック後に統廃合で減少したとはいえ、現在もなお5,000弱の金融機関が全米の津々浦々で営業を継続している¹⁾。クレジットユニオン等も含めれば米国の地域金融機関は膨大である。

図1.1 米国の金融システムの概観
ウォールストリート金融 メインストリート金融



出典：内田聡『アメリカ金融システムの再構築』(2009)、p1

図1.2 コミュニティ銀行の本店と支店の場所 (2011年末)



出典：“FDIC Community Banking Study” (2012) FDIC、3-1

表1.1 米国における貸付重点グループ別の税引前総資産利益率 (ROA) 1985-2011年

貸付重点 グループ	期 間						
	5年期間					2011年	全期間： 1985-2011年
	1986- 1990年	1991- 1995年	1996- 2000年	2001- 2005年	2006- 2010年		
農業貸付重点	0.98%	1.68%	1.65%	1.50%	1.25%	1.38%	1.40%
消費者貸付重点	0.85%	1.55%	1.55%	1.44%	0.89%	2.22%	1.27%
C&I 貸付重点	0.60%	1.09%	1.50%	1.45%	1.04%	0.89%	1.03%
住宅ローン重点	0.55%	1.24%	1.39%	1.33%	0.63%	0.69%	1.00%
CRE 貸付重点	-1.57%	0.75%	1.78%	1.68%	0.25%	0.37%	0.64%
貸付重点無し	0.88%	1.48%	1.62%	1.42%	1.05%	1.08%	1.28%
複数貸付重点	0.28%	1.15%	1.65%	1.52%	0.69%	0.72%	0.98%
合 計	0.47%	1.31%	1.56%	1.49%	0.60%	0.75%	1.02%

注) 連邦保険加入コミュニティ銀行が対象期間に報告したグループ毎の加重平均税引前総資産利益率

出典：“FDIC Community Banking Study” (2012) FDIC、表5.6

もちろん、米国と日本の金融制度や金融機関の来歴は異なり、米国における状況をそのまま

日本にあてはめることはできない。日本と異なり米国の地域金融は預貸金の本業で収益を得ら

表1.2 貸付重点グループ別コミュニティ銀行の破綻指数 1985-2011年

貸付重点 グループ	期 間						
	5年期間					2011年	全期間： 1985-2011年
	1986- 1990年	1991- 1995年	1996- 2000年	2001- 2005年	2006- 2010年		
CRE 貸付重点	3.34	4.62	0.00	0.72	2.30	3.42	2.25
C&I 貸付重点	1.87	1.58	3.02	6.27	0.53	0.51	2.19
消費者貸付重点	0.96	1.03	0.00	0.00	0.00	0.00	1.20
住宅ローン重点	1.11	1.57	0.45	1.24	0.45	0.00	1.03
農業貸付重点	0.76	0.07	1.31	0.00	0.16	0.08	0.53
複数貸付重点	2.02	2.34	2.54	2.24	1.27	0.42	1.71
貸付重点無し	0.42	0.39	0.80	0.19	0.19	0.09	0.41
合 計	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
破綻件数	1,328	441	20	17	270	88	2,284

注) 各グループの破綻指数は期間中における各グループの破綻件数の全破綻件数に対する比率を、各グループの金融機関の全金融機関に対する比率で除したものを、指標が1より大きい場合、同グループの金融機関はその全体に占める比率に比べ高い比率で破綻したことを、1より小さい場合、より低い頻度であったことを意味する。破綻指数は連邦保険加入コミュニティ銀行を対象に算出されている。

出典：“FDIC Community Banking Study” (2012) FDIC、表5.12

れている。しかし同時に、建国以来の地域主義の伝統や州際規制、単店銀行制度 (unit banking)、1977年の「地域再投資法」(Community Reinvestment Act : CRA) の影響といった要素もある。先行研究¹⁾では、小規模銀行などから法人税を免除するSコーポレーション制度もその要因として挙げられている。いずれも米国に固有の要素と言える。

それでも、苦境の中で一層の統廃合が進行するだろう日本の地域金融機関に備わった利点欠点を検討するにあたって、米国の状況から得られる示唆はある。例えば、米国においても「規模の経済」は求められており統廃合が進行しているが、地域性が強く業容も小さい、第一次産業に重点を置くコミュニティ銀行のグループは業績(表1.1)も良く、事業の破綻(表1.2)も相対的には小さい点については興味深い²⁾。

第2章 地域金融機関の制度

「地域金融機関」という用語は、銀行法等の日本の法文上に定義されているわけではない。「地域金融」という用語の認知は、金融制度調査会「地域金融のあり方について」(1990年7月)³⁾以降とされる。しかし、そこで用いられる「ある限られた圏域」「一定の地域」「営業」といった言葉が何を意味するのかが明示されていない。

地域金融機関の範囲は、設立の根拠法の相違によるならば、一般には地方銀行(第二地方銀行協会加盟行を含む)、信用金庫、及び信用組合等である⁴⁾。このうち、信用金庫と信用組合については、会員・組合員資格を定款記載の地区内に限定しており、貸出は会員・組合員向けを原則とするが、預金は信用組合に同様の制限

がかかるものの信用金庫においては制限がない。そしてそれぞれ、中央機関があり、地区内で運用できなかった資金は、中央機関で運用される。一方、地方銀行は、根拠法を銀行法等におく普通銀行であり、預金や貸出に地区内といった制限はなく、中央機関もなく⁵⁾、いわゆる都市銀行との違いは銀行法施行令上の本庁直轄銀行であるか否か地銀協あるいは第二地銀協の会員か否かの違いだけである。地銀協および第二地銀協の定款は会員資格を「営業基盤が地域的なもの」とするが、必ずしも厳密なものではない。

こうした根拠法上の区分は基準として明解であるが、そこで規定される「地域的なもの」の意味は明解ではなく、信用金庫や信用組合も定款で定めた地区は明解であるものの、運用は実質的には中央機関を通じて域外運用されている。「地域的なもの」が「地域金融機関」という用語とどのようにつながるのかは定かではない。

第3章 地域金融の概要

(1) 地域概念

財サービスと貨幣の流れは逆方向にあり、金融は本来は経済活動と表裏の関係にある。産業や生活の営みがないところに金融があるわけではない。しかし、地域金融が対峙しているはずの「地域 (region)」や「地域経済」の概念は捉え方が様々である。

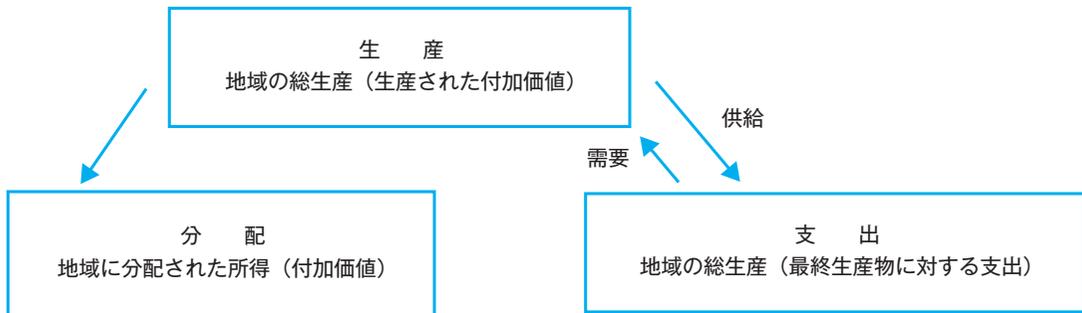
地域経済の前提となる「地域」については様々な捉え方がある⁶⁾。自然地理学的な地域の区分による捉え方がまずあるにしても、日常的には都道府県や市町村などの行政や統計的な地理概念によって捉えること（形式地域）が多いだろ

う。こうした区分は本質ではないとして、地域の中心（中心都市）と周辺の町といった機能面での一定の相互依存関係や商圈など流通を基礎にした捉え方もある（結節地域）が、中心都市がなくとも地域というのは成立し得るので、商工業や過密等の特定の要素に共通の特徴で捉える見方（同質地域）もある。しかし、いずれも程度問題であり、抽象的な概念は設定できても具体的な適用の段階では漠然としたものになる。陸地は地続きであり、海や川があったとしても地表は連続しているからである。地域と対をなす全国あるいは首都といえども、財サービスの移動に障害の程度はあっても世界規模では地域である。日本もまた米国の尺度では地域の規模であるし、その日本より小さな市町村レベルの規模の国も多い。連邦制も多義的だが国内国家のような構造を有する米国のような存在や主権国家を部分的にせよ統合したEUの成立とその存続に係る昨今の一連の困難は、国という概念さえも相対的であることを示唆している。

(2) 地域と地域経済

相対的で漠然とした「地域」を前提に、「地域経済」は更に定義し難い。「地域経済」もまた体感としては一定のイメージにおいて存在していると感じ取れるものの、それが地域における経済的な独自性や自立性を示すとすれば必ずしもその定義は明確ではない。地域経済というからには、「地域経済圏」のような結節地域が前提とされるのかもしれないが、経済活動は境界を越えて行われるのだから、地域の概念以上に境界はあいまいである。またそれは都市経済圏を想定するのか、人口も産業も希薄な地域でも地域経済圏と見做すのかといった前段階の整理も要する。そして、その「地域経済」の境界

図3.1 地域の経済活動の循環と三面等価



があいまいであることを前提に、国際経済のような開放経済のようなものを指すと認識するのか、あるいはその域内の循環経済のようなものを指すと認識するのかといった問題も出てくるだろうし、その地域経済の発展とはどういうことなのかという点も問題になる。

a. 地域経済の豊かさ

企業や家計および自治体等の地域の経済主体が財サービスの生産活動で地域が新たに生み出した価値（付加価値）は、出荷額や売上高といった産出額から原材料費や光熱水道費等の中間投入額を差し引いて求められる。地域経済のフローの規模である付加価値の総額を地域経済の豊かさとするれば、「生産」された付加価値は様々な形で所得（雇用者所得、財産所得、企業所得）として「分配」され、そこから消費や貯蓄（投資）に「支出」され、この三面は等しくなる（図3.1）。地域経済の発展というとき、通常は経済成長率を念頭に置く。経済成長とは、ある経済の活動規模が増大・拡張していくことであるが、要するに付加価値の生産が増大することである。そして経済成長の要因としては、労働力（人口増加）、機械・工場などの資本の蓄積、技術進歩、がある。この意味で経済の活動規模の増大・拡張を考えるのであれば、地域において結節地域的な地域の存在は必ずしも不可欠ではな

い。その地域に大規模な生産設備や必要な労働力があれば、地域人口が過密であれ過疎であれ、域外との開放経済的な経済活動において経済は成長や維持を得る。

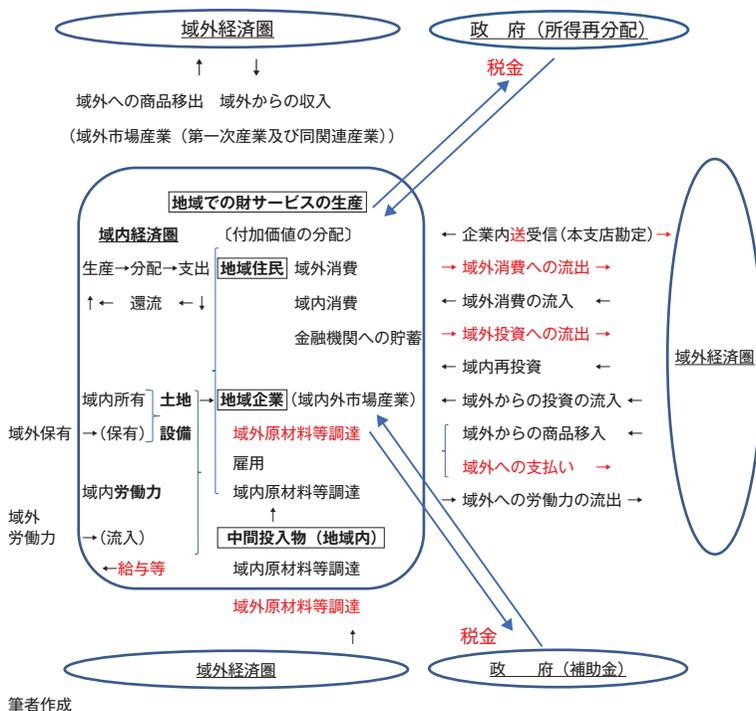
b. 市場による調節機能の重視

市場の調節機能を重視する立場から見た地域経済の発展は、資本や労働力といった生産要素の移動性が高く技術の伝播があるならば、地域経済の差異は長期的には是正されるので、地域経済の独自性をことさら考慮する必要はない。収穫一定の下でなら、資本が労働力の増加を上回る速度で増加すれば経済は成長するし、収穫逡減により労働の限界生産性が低下した場合は、技術進歩と労働人口の増加によって経済は成長する。しかしこれは、需要の要因、生産要素の移動や技術の伝播における摩擦的な障害については考慮されないので、恒常的に差異はあり続ける。

c. 地域の経済活動の循環と地域乗数効果

地域経済の循環構造を、地域内だけでなく地域外との関係も考慮して描くならば、地域内概念（属地主義）と地域住民概念（属人主義）で見え方はやや異なるかもしれないが、大筋で図3.2のような構図を描くことは可能だろう。地域経済とはこの構図のどこからどこまでを指すのか。全ては繋がっているのだから全て「地域

図3.2 地域の経済循環構造の概略



経済」なのだとみればその通りだが、生産物供給の輸送コスト上の優位性を除けば、地域経済を独自性のある地域経済として認識する必然性が薄まってしまふのであり、地域経済の実在感も背後に退いていくことになる。

域内の循環経済のようなものを地域経済の発展とみる立場からは、英国のニューエコノミクス・ファウンデーション (New Economics Foundation : NEF) の描いた「漏れバケツ理論」や「地域内乗数効果」の概念が興味深い⁷⁾。NEF は、地域の構造問題として「灌漑不足」「漏れバケツ」を示した。穴空きバケツから地域内の経済的富が外部流出し富が地域に残らない状況を改善するため、漏れをふさぐこと、すなわち富の流出を止めることを比喩によって勧めた(図3.3)。

そして、地域経済の活性化を地域内資金循環

の充実、「最終的に資金が地域から離れていく前に、何回地域内で使われているのか」の問題ととらえた。投資や売上など地域に資金を呼び込む力(移出力)も重要だが、地域への流入資金を域外に流出させずに地域内で数次にわたって(乗数的に)循環させることの地域経済の活性化での重要性を前面に出している(図3.4)。

同研究所は、この理論の提起にあたってケインズ (John Maynard Keynes, 1883~1946) の乗数理論を一國を念頭に置くものと批判しているが、地域を前提に構築したとの前置きはあるものの、波及効果の枠組みは類似している。非効率的な要素を埋め合わせようとする経済活動の一類型に止まるかもしれないが、後退的な経済局面において地域経済の衰退を緩和しようとする当事者の視点とはなり得るだろう。

この見方からすれば、地域の経済循環構造(図

図3.3 地域経済と漏れバケツの喩え

地域への流入（観光収入、福祉給付、民間投資、移出収益）

地域からの流出（遠隔地介護、資源流出、隔地持出、外部請負業者）



出典：NEF “Plugging the Leaks, 2002” p. 17

図3.4 地域乗数 The Multiplier

地域		漏れ	
80%が地域に滞留		20%が地域に滞留	
投入	滞留	投入	滞留
£ 10.00	£ 8.00	£ 10.00	£ 2.00
£ 8.00	£ 6.40	£ 2.00	£ 0.40
£ 6.40	£ 5.12	£ 0.40	£ 0.08
£ 5.12	£ 4.10	£ 0.08
£ 4.10	£ 3.28		
£ 3.28		
合計	£ 50.00	合計	£ 12.50

出典：NEF “The Money Trail, 2002” p. 16

3.2) のうち地域の外への消費支出や投資、地域外からの原材料等の調達や支出、地域外労働力への給与等は、活性化を望む地域経済の枠組

みとしては望ましくない展開なのかもしれない。

だが、比較優位の理論において、どのような位置づけが与え得るのかについては必ずしも明

示がない。「地域」の範囲についても具体的な整理が乏しく、本質的な違いが分かりにくい。視点としては活用の余地はあり、実際に、地方創生の様々な取り組みを情報面から支援するために経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）が提供している地域経済分析システム（RESAS）の簡便ツールである「地域経済循環マップ⁸⁾」も同様の見方に立っている。

しかし、この発想は、結局のところ、地域における「国産品愛用運動」、いわゆる「地産地消」と類似する。地域で産出し消費されるものが、「輸送費」や鮮度などの「品質」等何らかの点で他地域に全体として同等以上の優位性をもつものでないかぎり、論理的には地域を超えた経済全体の効率性は阻害されるかもしれない。各地域経済が同様の行動をとった場合、経済全体の非効率からくる需要の減退、本来は地域の経済に富をもたらすはずの地域の商品の地域外への移出と収入に及ぼす影響の推計は示されていない。この点は、「漏れバケツ理論」の論者にも意識されるところではあるようだが、小事と認識されているようである。

またこの議論は地域に外部から資金が注入されることが前提⁹⁾となっている。前述の地域乗数効果にしても、これまで効率的に活用できていたかはともかく、漏れることなく活用すべき「投入」は当該の地域への政府支出（公的なインフラ投資等）や域外からの投資（民間の設備投資等）なのであって、総量が変わらなければ当該地域に投下されれば地域外では減少する。他地域での負の乗数効果も踏まえた「地域乗数効果の合成の誤謬」も考慮しなければ、当該の地域における効果のみの議論には限界がある。

以上は、巨額の地域振興資金の有効性の是非にかかわる議論とも関係があり、見方によっては、米国のコミュニティ銀行の背後にある地域再投資法等もこうした文脈の中で捉えるべきだろう。極端なグローバリズム的発想は考慮の外に置くとしても、同じ法体系の下の一國経済圏において地域の自立性と分散を指向するならば、国土の均衡ある発展といったスローガンを越えて説得が可能な根拠の積み重ねが期待される。

(3) 地域経済と地域金融

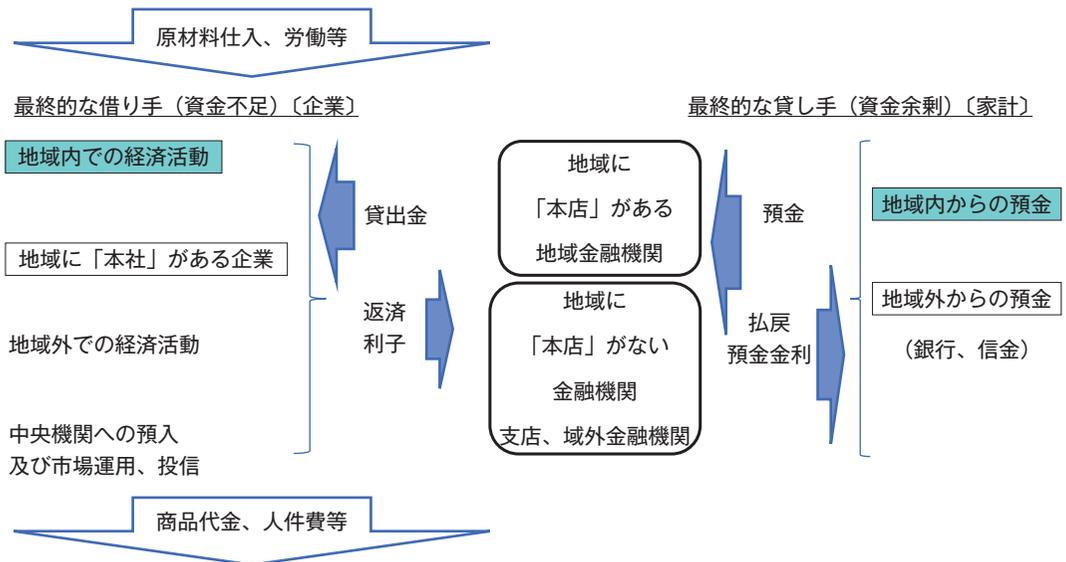
相対的で漠然とした地域を前提にした「地域経済」と対峙する「地域金融」という概念は、更に定義し難い。「地域金融」もまた体感としては一定のイメージにおいて存在していると感じ取れるものの、それが地域における経済的な独自性や自立性を示すとすれば必ずしもその定義は明確ではない。単純に地域金融機関の業績を向上させようとするならば、競争環境を確保できる範囲内で規模の経済を目的に統合していった方が良いことになる。

地域金融機関というものを従前の金融仲介の範囲とみるならば、その機能はいわゆる間接金融である。典型的な流れを改めて吟味するならば、憲法が前提とする市場取引主体の経済であれば、物々交換でもない限りその仲立ちとして決済機能を持つ貨幣が使用される。しかし、この貨幣には常に資金不足と資金超過の主体が存在しているので、その過不足の時差を埋める作用が必要となる。その機能を担うのが間接金融の担い手としての銀行等である。銀行等の金融機関は、そのために家計などの資金超過主体から預金を集め、企業などの資金不足主体に融資を行う。

図3.5 金融機関の要素と便益の帰属

金融機関	融資先 (運用)	密着	事業（仕入、生産、販売、生活 資金）への運用（融資）	地域 便益	事業上 の雇用	企業所得 帰属	金融機関 所得帰属
地域に 本店有	地域に 本社有	○	地域事業	○	地域	地域	地域
		○	地域外事業	-	地域外	地域	地域
		○	地域関連地域外事業	△	地域外	地域	地域
	地域に 本社無	-	地域事業	○	地域	地域外	地域
		-	地域外事業	-	地域外	地域外	地域
		-	地域関連地域外事業	△	地域外	地域外	地域
地域に 本店無 (支店有)	地域に 本社有	○	地域事業	○	地域	地域	他地域
		○	地域外事業	-	地域外	地域	他地域
		○	地域関連地域外事業	△	地域外	地域	他地域
	地域に 本社無	-	地域事業	○	地域	地域外	他地域
		-	地域外事業	-	地域外	地域外	他地域
		-	地域関連地域外事業	△	地域外	地域外	他地域
地域に 店舗無	地域に 本社有	-	地域事業	○	地域	地域	他地域
		-	地域外事業	-	地域外	地域	他地域
		-	地域関連地域外事業	△	地域外	地域	他地域
	地域に 本社無	-	地域事業	○	地域	地域外	他地域
		-	地域外事業	-	地域外	地域外	他地域
		-	地域関連地域外事業	△	地域外	地域外	他地域

図3.6 地域金融



地域には、地域に限定して店舗展開し地域に本店を置く信用金庫や信用組合などのコミュニティ銀行、地域と言っても都道府県のような広域に店舗展開し地域にも出店している地方銀行や第二地方銀行などのリージョナルバンク、全国的に店舗展開し地域にも出店しているメガ銀行やスーパーリージョナル銀行、そして店舗の有無に関係なく金融IT等を駆使しながら事業展開する金融機関、が割拠しながら金融サービスを提供している。

間接金融と言っても、地域で調達（預金等獲得）した資金を地域で運用（事業（仕入、生産、販売、生活資金）への融資等）することもあれば、地域外で調達した資金を地域で運用することもあり、逆に地域で調達した資金を地域外で運用することもあるだろう。そしてその調達も運用もそれぞれ、大手法人を対象とするホールセールと個人を対象とするリテールの比重の違いがあり得る。

それらの組み合わせの如何により、調達であれ運用であれ、地域内にてあれ地域外にてあれ、所得が分配（経済が活性化）される先は異なることになる。

前出の活性化した地域経済を前提とするならば、預金を集めるのは地域からであり、融資対象は地域の企業、地域内での経済活動に対してとなる。メガ銀行のように広域で預金を集め選択として地域に融資するものも地域金融だが、県を超える広域圏から預金を集める、あるいはその広域圏に融資を行うような金融機関は地域金融機関の範囲を超える。あるいは地域の中で完結する経済取引を超える事業への融資は地域金融の範疇を超えるのかもしれない。広域で選択的に代替可能な金融は地域金融とは言い難い。広域的に展開する、地域に「本社」がある

企業との金融取引も地域金融とは言えない。その範囲を超える金融は、地域に「本店」がある銀行なのであって、地域金融機関ではない。そうすると、本来のイメージとしての地域金融機関はかなり限定された姿にならざるを得ないだろう。そしてそうであってみれば、地域金融機関の統廃合の及ぼす地域経済への効果は異なることになる。

第4章 地域経済と地域金融機関の展望

(1) 地域金融の根拠

地域金融の本来のイメージに沿うかはともかく、地域金融機関が存在するならば地域経済の特性を反映した地域金融市場が存在するはずである。体感としては一定のイメージにおいて存在していると感じ取れる「地域金融市場」の実在性には、これまでも一定の検証があった。

市場経済に立脚する経済学や金融論から地域金融をみる場合、「地域」や「金融」を捉える枠組みに苦慮する。地域金融市場の実在を根拠に地域に金融機関が存在する意味もまたあるのだとすれば、地域金融市場の存在をまず把握しなければならない。

貸出市場に地域分断がなく全国统一の貸出市場があるなら金利は地域により異ならないと仮定すると、貸出金利の平均値に県ごとに差異があれば統一市場は存在しないことになる。金利が地域的に異ならないならば、地域金融の独自性は不確実となる。この観点から、地方銀行と信用金庫の貸出市場が地域別（県別）に分断されているかを探る分析¹⁰⁾があった。少々古いデータではあるが分析結果は、信用金庫の貸出市場は県別に分断されているが、地方銀行では

分断されていないという結論だった。そして、いわゆる「集中度」の高い県ほど金利水準が高かった¹¹⁾。その後、借り手の自己資本比率と借り手企業の所属する産業といった借り手の質を調整した金利で同様の分析¹²⁾が行われたが、結論は同様だった。この限りでは、「地域別金融」は実在するものの、相互参入が進展すれば貸出金利は平準化して「地域金融」はなくなることもなる。地域金融市場は長期にわたる収束過程の一面でしかないともなる。

(2) リレーショナルシップバンキングと金融深化

地域金融機関における「地域密着型金融のビジネスモデル」とは金融審議会金融分科会第二部会報告(2003)にある「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル」を指し、このようなビジネスモデルが一般に「リレーショナルシップバンキング」であると考えられる。

つまり、リレーショナルシップバンキングにおいては、「貸し手は長期的に継続する関係に基づき借り手の経営能力や事業の成長性など定量化が困難な信用情報を蓄積することが可能であり、加えて、借り手は親密な信頼関係を有する貸し手に対しては一般に開示したくない情報についても提供しやすい」と考えられるため、「借り手の信用情報がより多く得られ、エージェンシーコストの軽減が可能」になる¹³⁾。

リレーショナルシップバンキングが情報の非対称性から生じる「エージェンシー・コストの軽減が可能」なのは、貸し手と借り手が「相対取引」を行い、借り手の特性・定性情報を活用できるからである。特に、大きな「情報の非対称

性」が存在する場合には、これらの情報を活用した貸出行動を行うことで、適切な情報生産やその後のモニタリングが可能である点で有力な手法と考えられる。

また、金融取引はそもそも異時点間取引であるため、将来生起する状況について全てをあらかじめ契約しておくことは難しい。しかし、リレーショナルシップバンキングなら、定期的に貸出を実行する場合、返済期限の期ごとに借り手と再交渉し、状態が悪ければ清算できるという利点もある。また、リレーショナルシップバンキングは相対取引であり借り手の情報が外部流出する危険は相対的には小さい。借り手は他の競争相手に知られたくない情報も開示しやすい。貸し手も借り手の信用リスクを把握しやすい。こうした利点ゆえに、リレーショナルシップバンキングは、特に地域金融機関において広く活用されてきた。

しかし、地域経済の創発的な勃興におけるリレーショナルシップバンキングの有効性にはやや議論もある。多少時期を遡る50年間を対象にした日本の都道府県における金融深化仮説と収束仮説の成立の検証¹⁴⁾がある。金融仲介機関のもつ審査機能が不確実性の軽減を通じてより効率的な資源やリスク配分をもたらすことで経済成長を促進する、という金融深化仮説を検証した。「初期時点の銀行部門が発達している県ほど、その後の経済成長率が高い」と金融深化仮説を定式化し、「初期時点の経済水準が高い県ほど、その後の経済成長率が低い」と収束仮説を定式化して検定したところ、二つの命題は始点を高度成長期にとったケースでは両仮説とも採択されるが、1975年以降の低成長期にとると有意度が低下し、始点を2000年にとったときは、両仮説とも成立しなかったとする。分析の前提

や結果の解釈の適否はともかく、金融の機能発揮は、金融外の経済活動に先立つものではないということなのかもしれない。

地域金融機関の経営改善については「目利き力」という言葉が語られる¹⁵⁾。不正融資の発覚などからも地方銀行の厳しい経営事情に焦点が当たっている。企業の有形無形の実力を適切に評価できる目利き力が、地域金融機関の効果的な地域密着金融による事業継続には不可欠との見方である。そうした力が地域金融機関に潜在しているのかは、それぞれの組織内でよく吟味が必要だろう。長引くデフレ下で資金需要も薄く直接金融も含め企業も調達が多様化が進んでいる。旺盛な資金需要を背景に金融機関は情報力においてかつては力量をもっていたとされるが、メインバンク制度も崩れ、優越的な地位を背景に営業もできなくなった今日において、企業の経営状況を見通し適切なコンサルタント的役割を発揮する余地があるかは、よくよく足下を観る必要があるかもしれない。

(3) 地域産業と地域金融機関

地域金融機関と言ってもその性格は様々であることが想定される。あえて分類するならば、地域に「本店」があり「地域」に根差した産業に深く結び付いた金融機関と、地域に「本店」はあるものの「地域」に根差した産業に限定せずに広く浅く展開する金融機関である。

地域に「本店」はあるものの「地域」に根差した産業に限定せずに広く浅く展開する金融機関は、豊富な資金量を背景に、卓越した金融技術や情報の収集加工技術、規模の経済性から得られる効率性を背景にした低コストの金融サービスや収益性の高い金融商品の提供が強みである。また、その組織力ゆえに企業金融以外の運

用技術にも長けている。しかし、そうであればあるほど、提供する金融サービスは画一的になり、顧客は取捨選択の対象ともなり、金融機関そのものもサービスの多寡をもって選別の対象となる。競争は、メガ銀行の支店も含めて広範なものとなり、生き残りをかけて更に統廃合が進行して大規模化する。いわばリージョナルバンク、スーパーリージョナルバンクへの道であり、その本店が「地域」にあったとしても、地域との結びつきや依存関係は弱くなり、地域金融機関の名前を冠して存続させる必然性はない。今後、金融ITが更に進行すれば、いわゆるメガ銀行や競合する地域に「本店」はあるものの「地域」に根差した産業に限定せずに広く浅く展開する金融機関との垣根は低くなって淘汰が進み、上場会社であったりもする地方銀行は規模による収益性の向上や維持を求めて更に統廃合が進むだろう。

地域に「本店」があるだけでない「地域」に根差した産業に深く結び付いた地域金融は、当然に地域にとって貴重であり「地域金融機関」として存続する必然性がある。例えば、地域を離れられない第一次産業の生産・販売・流通等の経済事業と不可分に深く結び付いた金融や、地域の風土に根差した地場産業事業などと密接にリレーションシップを組んだ金融である。そうした業務展開は、事業者の現場と背中合わせに業務を行える地域金融機関に情報力での優位性があると言えるだろう。そうした観点からは、地場製品の販売や販路開拓を手掛ける「地域商社」を地域金融機関が設立する最近の動き¹⁶⁾は興味深い。業法による出資規制の緩和を背景に始まった動きだが、もし地域金融機関に、金融庁の言う「顧客企業の価値向上」の力量があり、「地域商社」的な事業を起業し継続できる

だけの人材やノウハウを提供できる蓄積が本当にあるのならば、陰に陽に「地域金融機関」と地域との紐帯を強化する重要なルートとなる可能性はある。

先に紹介した米国のコミュニティ銀行を例に挙げるならば、米国においても苛烈な競争やリーマンショック後の統廃合が進行し、その金融機関数は減少したが、日本同様に問題視される過疎化が進行する農村部の農業貸出重点の金融機関の規模の経済性は大きなプレゼンスをもち、小規模な金融機関が林立する状況は変わらない。

ここからは、地域にとって貴重な「地域金融機関」として存続するためにこそ、統廃合による規模拡大を求めずむしろ業容を縮小する選択肢、金融規制や収益性のくびきを逃れるため上場を廃止する選択肢、あえて普通銀行から協同組織金融機関に転換する選択肢、もあり得るのではないかとも思われる。

デジタル化がどのような結果をもたらすかは現時点では予測ができない。統廃合が進む中でも米国のコミュニティ銀行は店舗数を維持しているがその店舗の在り方はデジタル化を含めて様変わりしているようである。遠隔化技術を用いたデジタル化を通じて利用者と金融機関の距離感が近くなる効果があり得るということだろう。その一方で、顧客との密着性が薄れる可能性もとりざたされる。リテール業務ではある程度は妥当するが、ホールセールではその存在感において必ずしも地域金融機関が劣位にあるとは言えない。メガ銀行であれコミュニティ銀行であれ、同様の効果があるのであればデジタル化は、地域金融機関にとって可能性や選択肢が広がる側面はあっても、朗報とは言い難いかもしれない。

(4) 地域金融機関の展望

本稿では、「地域金融機関」といっても、対になる「地域経済」も含めてその概念は明確ではなく、「地域」に本店があるものの、「地域」に根差した産業に深く結び付いた金融機関と、「地域」に根差した産業に限定せずに広く浅く展開する金融機関があることを再確認したうえで、前者については適正な規模を指向しつつ存続する必然性があるが、後者については状況が進行すればするほど地域性は弱まり一層の統廃合が余儀なくされる可能性を、これまでの先行研究などを踏まえながら述べた。そして、存続をかけて「地域金融機関」の本義に立ち返って存続を指向するならば、いたずらな業容の拡大ではなくむしろ縮退も視野に入れ、上場廃止や業態転換も可能性として提示した。

今後を展望するに、日本経済の成長力の回復や金融緩和政策の転換があればある程度は「地域金融機関」の危機も一時的に先送りが可能かもしれない。しかし、日本全体の人口減少と少子高齢化、そして地方経済の縮小は、緩和はされても構造的には変わらない。また、個別の地方経済を全て死守する論理性は薄い。日本経済のトータルな下支えを減じてでも地方経済の守りを固めるとするならば、それは経済プロパーの問題とは別種の、公共的な選択の問題となるが、地域金融機関が今のままで事業を継続できるとは考えにくい。

結 語

地域金融機関と一口で言っても、一般に地域金融機関に分類されるもの全てが地域金融を担い地域経済を支えているとは言い難い。地域金融機関も地域金融だけでなくそれ以外の要素も

含めて事業を成り立たせている。地域性ということ念頭に置くならば、地域金融と言い得る部分については、地域経済が存続する限り今後も地域金融として保護され存続する意義をもつ。しかしそうではない金融については、ネット銀行の躍進や再編への圧力を考えれば、金融機関における地域性の比重にもよるが規模と効率性を求めて統廃合に向かう趨勢は止め難いかもしれない。それは、昨今話題に上る首都圏における大規模な地方銀行間の連携やその他の地銀連合構想をみれば、地方銀行の名を冠してはいても地域金融をはるかに超える¹⁷⁾。寡占度の上昇の弊害を唱える懸念もあったが、地続きの金融市場が前提になれば様相は変わる¹⁸⁾。

なお、地域金融機関の帰趨をもう少し精度をもってとらえるには、地域金融機関の経営の効率性に係るこれまでの分析の前提の妥当性、金融ITの進展の影響の行方、地域金融機関のうち協同組織金融機関の経営を支えている中央機関の機能、についても検討が更に必要と思われるが、別の機会に譲る。

また、米国コミュニティ銀行の分析にあたり米国預金保険公社（FDIC）が採用しているような、地域への再投資等調達運用の構造に関する枠組みの整理も研究上のインフラとして必要かもしれない。根拠法の枠組みに囚われない分析の深化がないと、「地域金融機関」の行く末を見通すにあたり、思わぬ判断の誤りが発生する余地がでてくる。

注

1) 内田聡『アメリカ金融システムの再構築』（2009）、昭和堂及び“FDIC QUARTERLY”参照。2018年第4四半期現在で米国預金保険公社の預金保険加入のコミュニティ銀行は4,979機関。定義に差異はあるがリーマンショック（2008）前と比

べて4割強は減少したとみられる。

- 2) “FDIC Community Banking Study”（2012）FDIC、5-1以下
- 3) 中間報告には以下のような記述がある。「地域金融とは『地域（国内のある限られた圏域）の住民、地元企業及び地方公共団体等のニーズに対する金融サービス』…」「一定の地域を主たる営業基盤としていることから、その地域を離れては営業が成り立たない、いわば運命共同体的な関係にある金融機関」「このような地域金融機関としては、地方銀行（第二地方銀行協会加盟行を含む）及び協同組織金融機関があげられよう」。
- 4) 主要行等（9行）の総資産は約720兆円（占有率54.5%）、地域銀行（105行）約418兆円（31.7%）、信用金庫（259）約158兆円（11.9%）、信用組合（146）約24兆円（1.8%）。2019年3月末の総資産。
- 5) 長信銀等の金融債や私募投信の購入、資金運用会社への参加は、業界に存在しない中央機関の機能の一部を代替していた。最近では、地方銀行による資産運用会社の共同設立が与党から提起されている。
- 6) 「地域政策研究のための主要理論」（2001）、『地域政策調査 Vol 1』日本政策投資銀行地域政策研究センター
- 7) NEF “*The Money Trail*, 2002”、NEF “*Plugging the Leaks*, 2002”。和文文献では、福士正博『完全従事社会の可能性』（2009）日本経済評論社、枝廣淳子『地元経済を創りなおす』（2018）岩波新書を参照。
- 8) 地域経済循環マップ
<https://resas.go.jp/regioncycle/#/map/13/13100/1/2013>
- 9) 返済を要する政府債務を前提とする乗数効果には疑義も示されている。小野善康『景気と経済政策』（1998）岩波新書。
- 10) 加納正二・筒井義郎「地方の金融市場にビッグバンを」『経済セミナー2000年7月号』（2000年）、日本評論社、p30～34。“Geographical Segmentation in Japanese Bank Loan Markets”, *Regional Science and Urban Economics*, 33 (2), 157-174,

March 2003

- 11) 「市場構造－成果仮説」が成立。
- 12) Kano, M. and Tsutsui, Y. "Adjusted Interest Rates and Segmentation Hypothesis of Japanese Bank Loan Markets," *Osaka Economic Papers*, (『大阪大学経済学』) June, Vol.53, No.1, 2003, 1-15
- 13) 資金の借り手が事業や財務の内容の情報量を最も保有する点で、資金の貸し手と借り手の間には情報の非対称性が存在する。借り手の情報が内部化され、借り手が貸し手に判断材料を十分に提供しない場合、貸し手が損失を被る、貸し手が損失分を見越して金利を高く設定するなど、情報の非対称性から生じるエージェンシー・コストが発生する。金融仲介機関は、最終的な貸し手である預金者と最終的な借り手である企業等を結び付けるだけではなく、借り手をモニタリングすることにより、貸し手と借り手あるいは金融機関自身との間の情報の非対称性を補完し、エージェンシー・コストを低下させる情報生産機能を発揮できる。金融仲介機関が地域密着金融を主体とする地域金融機関ならば、リレーションシップバンキングを駆使しながら情報の非対称性に相対的に有効に対応できる可能性が出てくる。
- 14) 山根智沙子、筒井義郎「銀行部門と地域の経済発展：金融深化と収束仮説」(2007)、大阪大学社会経済研究所、DP No.696
- 15) 「地域金融の基本は地域に密着した金融機関かどうか。目利き力を発揮し、助言とセットで良いサービスを借り手に提供できていれば、本来はそれほど収益が落ちないはずだ」(佐藤隆文元金融庁長官、2019.7.19付日本経済新聞)。
- 16) 「地銀、相次ぎ「地域商社」～地場産品売り込み、活性化狙う」(2019.5.28)日本経済新聞。高田創、大木剛「戦後地域金融機関モデルの転換と進化－処方箋は地域商社化と信託機能の活用」(2019)『証券アナリストジャーナル』、2019年2月号、第57巻第2号、日本証券アナリスト協会。
- 17) 日本経済新聞2019.7.17、2019.7.19、2019.9.10各朝刊。
- 18) 地域金融市場における寡占度と貸出金利との関

係に係る実証研究として平賀一希、真鍋雅史、吉野直行「地域金融市場では、寡占度が高まると貸出金利は上がるのか」金融庁金融研究センターDP 2016-5 (2017.1)がある。寡占度が高まることで貸出金利が上がるという市場構造成果仮説と寡占度が高まることで貸出金利が下がるという効率性寡占仮説を検討し、後者の効果が相対的に大きいと報告した。



Journal of Public and Private Management

Vol. 6, No. 5, March 2020, pp. 1-15

ISSN 2189-2490

Regional financial institution and regionality

Masayuki Tashiro

Norinchukin Research Institute Co., Ltd.

✉ tashiro.masayuki@nochuri.co.jp

Received. 15. January. 2020

Abstract

Regional banks, second-tier regional banks, shinkin banks and credit union in Japan. The difficult situation of the Japanese “regional financial institutions” is often reported. The definition of “regional financial institutions” is vague unexpectedly.

The financial institution that bear regional finance is, a small portion of the regional financial institutions. The regional finance has significance to be protected in future, and to continue as far as regional economy continues. However, the net bank makes rapid progress, and the regional financial reorganization has already gone. Financial institutions that are not responsible for regional finance are moving toward consolidation in pursuit of size and efficiency. If the alliance design of the cooperation between the large-scale regional banks in the metropolitan area and other regional banks comes true, business of the regional bank is not regional finance. There was the concern to the evil of the rise in oligopoly degree, too, but the aspect changes when the money market without a geographical border becomes the premise. The development of finance-related techniques such as the finance IT has the possible nature to revolutionize the way of the financial institution fundamentally.

It is necessary for the definition of “region” “regional economy” and “the regional financial institutions” to be arranged again. Depending on various forms of the financial institution, it is necessary for the image to be drawn individually in the future of individual regional financial institutions.

Keywords : regional, regional economy, local finance, regional financial institution, community bank

Faculty of Business Administration, Bunkyo University

1100 Namegaya, Chigasaki, Kanagawa 253-8550, JAPAN

Tel +81-467-53-2111, Fax +81-467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>

経営論集 Vol.6, No.5

ISSN 2189-2490

2020年3月31日発行

発行者 文教大学経営学部 石塚 浩

編集 文教大学経営学部 研究推進委員会

編集長 森 一将

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

TEL : 0467-53-2111 FAX : 0467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>



地方財政における世代間負担の公平性について

—退職手当の会計的視点からの検証—

中 川 美 雪

概要

地方公共団体の退職手当については、基本的に民間企業のような発生主義の概念がなく、予算制度に基づく現金主義会計により、支出ベースでの会計処理がなされる。将来の退職手当の支出に備え、退職手当目的基金などへの積立てがなされるなら、世代間負担の公平性の問題は生じない。しかし、退職手当目的基金などへの積立てが行われず、あるいは不足するならば、退職手当について世代間負担の公平性が損なわれている可能性がある。また、退職時の退職手当支払いに充当するため退職手当債の発行がなされる場合もある。退職手当債の償還は後年度になされるため、この場合は明らかに世代間負担の公平性が損なわれていると考える必要があろう。

本稿の目的は、退職手当の世代間負担の公平性の検証と、地方財政健全化法や地方公会計の果たす役割について確認し、世代間負担の公平性を確保するための方策を明らかにすることである。

検討の結果、退職手当について後世代への多額の負担の先送りがなされていること、地方公共団体に於いて地方財政健全化法や地方公会計に一定の機能は設けられているものの、財政規律として有効に機能するまでは至っておらず、建設公債主義のような強力な財政規律が必要であることや、退職手当の世代間負担の公平性に着目した地方公会計の財務分析の必要性を提起している。

キーワード：退職手当 世代間負担の公平性 地方財政健全化法 地方公会計 建設公債主義

(投稿日 2020年1月15日)

文教大学経営学部

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

Tel 0467-53-2111(代表) Fax 0467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>

地方財政における世代間負担の公平性について

—退職手当の会計的視点からの検証—

中 川 美 雪*

1. はじめに

地方公共団体では、民間企業同様、職員が退職するにあたり退職手当が支給される。民間企業であれば、退職手当について厳密な発生主義により退職給付引当金を計上し、将来の支給に備えるところである。地方公共団体の退職手当については、基本的に民間企業のような発生主義の概念がなく、予算制度に基づく現金主義会計により、支出ベースでの会計処理がなされる。前もって将来の支出に備えるならば退職手当目的基金を積み立てるか、退職手当組合に加入し、退職手当組合への負担金を支払い、退職手当組合において退職手当支給のための積立てを行うといった処理がなされることになる。将来の退職手当の支給時に必要な積立てが過不足なくなされる場合、民間企業の発生主義会計による場合と同様、サービスの提供時期と退職手当目的基金または退職手当組合への積立てが同時になされることとなり、世代間負担の公平性の問題は生じない。しかし、このような財務規律がなく、退職手当目的基金または退職手当組合への積立てが行われない、あるいは不足するならば、退職手当について世代間負担の公平性が損なわれている可能性がある。また、退職手当目的基

金または退職手当組合への積立てを行わないばかりか、退職時の退職手当支払いに充当するため退職手当債の発行がなされる場合もある。退職手当債の償還は後年度になされるため、この場合は明らかに世代間負担の公平性が損なわれていると考える必要がある。

本稿では、地方公共団体における退職手当の世代間負担の公平性について検証するとともに、地方財政健全化や行財政運営強化のために導入されている地方財政健全化法ならびに地方公会計¹⁾の果たす役割について確認し、世代間負担の公平性を確保するための方策を明らかにする。

2. 地方公務員の退職手当制度の概要

2.1 地方公務員の退職手当制度の法的根拠

地方公共団体における退職手当の支給について、地方自治法第204条第2項において、退職手当が支給できる旨が明らかにされ、同第3項において、その額及び支給方法は条例で定めることとされている。したがって、退職手当の支給は各地方公共団体によりそれぞれの条例において定めることとなるが、一方で地方公務員の退職手当については地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第3項に基づき、国家公務

* 文教大学経営学部 非常勤講師

✉ miyuki.nakagawa@ms01.jicpa.or.jp

員の制度等に準じることとなっており、総務省より国家公務員の制度に準じた「職員の退職手当に関する条例案」が示されている。

2.2 退職手当の性格

国家公務員等退職手当制度基本問題研究会(1984)によると、国家公務員の退職手当の基本的性格について、「勤続報償的、生活保障的、賃金後払い的な性格をそれぞれ有し、これらの要素が不可分的に混合しているものであるが、基本的には、職員が長期間勤続して退職する場合の勤続報償としての要素が強いものと理解することが適当である。」とされ、勤続報償的な意味合いが強いものと考えられている。青山(2011、33)は、「地方公務員の退職手当の性格についてもこれと異に考える合理的な理由はなであろう」としている。したがって、地方公務員の退職手当の性格としては、勤続報償的な意味合いが強いものと理解される。

2.3 退職手当の算定方法

「職員の退職手当に関する条例案」では、退職手当は一般と特別に分類され、一般については次の算式で算定される。

退職手当額 = 基本額 + 調整額

基本額 = 退職日給料月額 × 支給率

調整額 = 属していた職員の区分に応じて定める調整月額のうちその額が多いものから60月分の額を合計した額

なお、支給率は自己都合、定年・勸奨、整理退職といった退職理由別、勤続年数別に率が定められている。

また、定年前早期退職特別措置として、定年

前10年以内に勤続5年以上の職員が勸奨により退職した場合、定年前の残年数1年につき、退職日の給料月額を2%（最大20%）割増しすることとされている。

2.4 退職手当の事務及び財源の確保

退職手当の処理については、地方公共団体によっては地方自治法第284条の規定に基づき一部事務組合を設置し、退職手当に関する事務の共同処理を実施している場合がある。

総務省自治行政局市町村課の「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」によると、平成30年7月1日現在、退職手当に関する一部事務組合は全国で48団体、処理団体数は2,171団体となっている。

退職手当にかかる一部事務組合では、組合を構成する団体の職員に対する退職手当の支給および負担金納入事務の共同処理等を行うほか、構成団体の財政基盤の安定化と退職手当の安定的な支給の確保を目的として設立されている経緯から、預かった負担金を運用し、基金として積立てを行っている。

退職手当にかかる一部事務組合に加入している団体は負担金を先に拠出することにより一定の財源確保を行うことになるが、自団体において退職手当目的基金を設けて、独自に財源確保する場合もある。また、一定の要件を満たす場合に限り、退職手当に充てる財源に対し地方債（以下、退職手当債と言う）の発行が認められている。この退職手当債は2005年度までは定年早期退職特別措置の適用を受ける勸奨退職者や条例の改正により退職手当支給率の引き下げ等に伴い退職者が急増した場合などの退職手当について発行が認められていた。2006年度以降は、団塊世代が大量に定年退職を迎える時期にな

り、退職手当の大幅な増加に対処するため、「定員管理・給与適正化計画」を策定し、将来の人員費の削減により償還財源が確保できると認められる範囲内において、許可制で退職手当債の発行が認められることとなった²⁾。なお、退職手当債の発行は、退職手当にかかる一部事務組合に加入している団体で、退職手当組合負担金が当該年度の退職手当に充当される場合においても可能となっている。

2.5 退職手当の会計処理

地方公共団体の法定決算書は歳入歳出決算書という現金ベースの会計によっているため、退職手当の会計処理は支払時に全額が歳出として計上されることとなる。なお、退職手当にかかる一部事務組合に加入している団体は退職手当の負担金を当該一部事務組合に支払い、実際の退職時の退職手当の支給は一部事務組合が行うため、職員の退職時期と退職手当の負担金の支払時期が必ずしも一致するわけではない。また、退職手当の財源として退職手当目的基金を積み立てている団体においては、当該基金を取り崩し、いったん歳入に計上することとなる。また、財源として退職手当債を発行する場合は歳入に退職手当債を計上することとなる。

地方公会計では発生主義による会計処理が行われるため、年度末における退職手当の発生見込額を算定し計上することとなるが、統一的な基準では、企業会計が採用する退職給付会計ではなく、従来の会計基準が採用していた自己都合要支給額の考え方が参考にされている。またその額は、基本的に地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、地方財政健全化法という）において算定する将来負担比率の算定のため把握する「全員が同日において自己の都合に

より退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額（地方財政健全化法第2条第4項ホ）」と同様の考え方で計上することとされている³⁾。

地方財政健全化法における退職手当の負担見込額の具体的な計算方法は、以下のとおりである（地方財政健全化法施行規則 第11条）。

一般職に属する職員

基本額(前年度末給料月額×支給率)+調整額

特別職に属する職員

自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額の合計額

退職手当の負担見込額

一般職及び特別職の合計額－退職手当組合積立額（積立不足の場合は積立不足額を加算）

上記のとおり、退職手当の負担見込額は、退職手当組合積立額（積立不足の場合は積立不足額を加算）を控除した金額となっており、統一的な基準においても当該考え方を踏襲している（財務書類作成要領125）。これについて、旧モデルである総務省方式改訂モデルでは、退職手当組合積立額と退職手当引当金を両建てとし、積立額を資産として計上する処理を行っていたが、統一的な基準において、地方財政健全化法との整合が図られることとなった。

3. 退職手当の支給額等

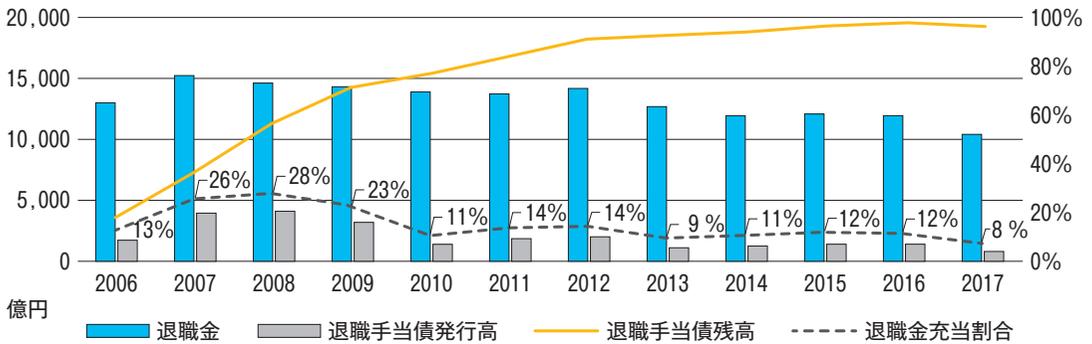
3.1 退職金、退職手当債等の推移

団塊世代が大量に定年退職を迎え、退職手当が定年退職の場合にも認められるようになった2006年度以降の退職金（退職手当及び退職手当組合負担金の合計。以下退職金と言う）及び退職手当債の発行高、退職手当債残高、また退

職金に対する退職手当債の充当割合の推移は図表1及び図表2のとおりである。

退職金の支払額は2007年度に都道府県で1兆5,199億円、市区町村で1兆1,138億円とピークに達し、その後徐々に低下している。退職手当債の発行高は退職金支払額の一番多かった2007年度ではなく、2008年度にピークとなっており、都道府県で4,121億円、市区町村で1,463億円である。その後徐々に発行高自体は減少している。しかし、退職手当債残高は年々増加している。

図表1 都道府県退職金、退職手当債発行高及び残高、退職金充当割合の推移

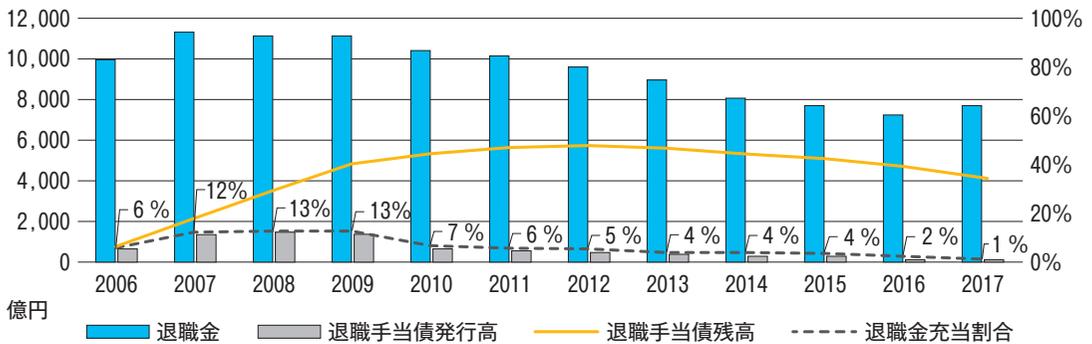


出典：退職金：「地方財政状況調査」及び「都道府県決算状況調」より集計⁴⁾

退職手当債発行高及び残高：「地方財政状況調査」及び「都道府県決算状況調」より集計⁵⁾

退職金充当割合：退職手当債が退職金に占める割合を退職金充当割合とし、筆者算定

図表2 市区町村退職金、退職手当債発行額及び残高、退職金充当割合の推移

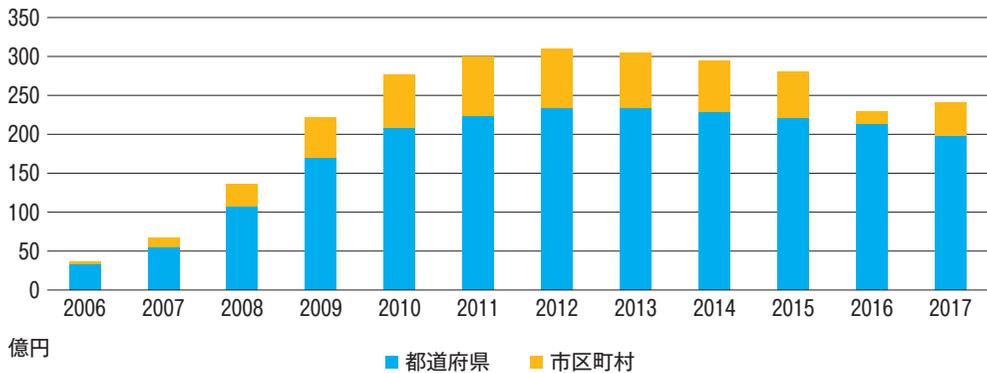


出典：退職金：「地方財政状況調査」より集計⁶⁾

退職手当債：「地方財政状況調査」及び「市町村別決算状況調」より集計⁷⁾

退職金充当割合：退職手当債が退職金に占める割合を退職金充当割合とし、筆者算定

図表3 都道府県及び市区町村の退職手当債利子額の推移



出典：「地方財政状況調査」及び「都道府県決算状況調」より集計⁸⁾

これは、元金償還額より発行高の方が多かったことが主な要因と考えられる。2017年度の退職手当債の残高は、都道府県で1兆9,318億円、市区町村で4,194億円となっている。

都道府県と市区町村を比較すると、退職金に対する退職手当債の充当割合は都道府県で最高28%、市区町村で13%と都道府県の方が退職手当債への依存度が高いことがわかる。また、退職手当債の発行が市区町村では大きく減少し、2017年度には充当割合が1%に低下したのに対し、都道府県の充当割合は2017年度で8%と、ピーク時に比べ減少はしているものの依然退職手当債への依存度が高いことがわかる。

なお、都道府県及び市区町村における退職手当債の利子額の推移は図表3のとおりである。

都道府県及び市区町村退職手当債利子額は、退職手当債残高の増加に比例するように増加し、ピーク時の2012年度には都道府県で235億円、市区町村で75億円の合計310億円となっている。また、2006年度から2017年度までの利子額の合計は都道府県で1,939億円、市区町村で523億円の合計2,462億円となっている。

3.2 退職手当の負担見込額

退職手当の負担見込額について、地方公会計数値はデータが一覧できるものの公表が2016年度決算までしかなく、かつすべての地方公共団体の数値が得られるわけではないため、ここでは地方財政健全化法における退職手当の負担見込額を示すものとする。

2017年度の地方財政健全化法における退職手当負担見込額は図表4に示すとおりである。都道府県で9兆9,917億円、市区町村で7兆5,155億円、合計17兆5,073億円となっている。

図表4 都道府県及び市区町村の退職手当負担見込額 (2017年度)

分類	団体数	金額
都道府県	47団体	9兆9,917億円
市区町村	1,741団体	7兆5,155億円
計	1,788団体	17兆5,073億円

出典：健全化判断比率の基礎数値（都道府県及び市区町村）より集計

3.3 財源確保の状況

地方財政健全化法では、将来負担比率の算定において将来負担額から充当可能な基金額を控

図表5 都道府県及び市区町村の退職手当目的基金
(2017年度)

分類	基金数	金額
都道府県	9基金	126億円
市区町村	261基金	1,243億円
計	270基金	1,369億円

出典：健全化判断比率の基礎数値（都道府県及び市区町村）より集計

除し、算定することとしている。充当可能基金のうち、退職の名称のついた2017年度における都道府県及び市区町村の基金額合計は図表5のとおりである。

4. 世代間負担の公平性の考え方

4.1 地方財政における世代間負担の公平性にかかる先行研究

地方財政における世代間負担の公平性にかかる先行研究として、佐藤（2013）がある。佐藤は、地方公会計を活用した分析を通じ、地方債が建物等の減価償却期間よりかなり短い期間で償還されることにより、後年度の世代より現役世代の負担が大きい可能性を指摘している。これは、建設事業費に係る地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない（地方財政法第5条の2）とされていることによるもので、小西（2009）も、「建設公債主義は世代間の公平どころか、負担の前倒しを示しており、企業会計的にいえば多くの純資産をもった健全財政」としている。小西の言う建設公債主義とは、公共事業等の財源とすることに限って地方債の発行を認めるというもので、先の償還年限の縛りと相まって、世代間

負担の前倒しと健全財政のための財務規律となっている。

建設公債主義は、公共施設の維持管理費や修繕費、撤去費等までも含めた負担が償還期限経過後に耐用年数にわたって過重に重くならず、負担する世代の人口が極端に変わることがなければ世代間負担の公平性において現世代の負担の方が大きくなるという効果が認められる。また、財政の健全性を担保する、非常に強力な財務規律でもある。地方債の発行が「建設」に限定される限りにおいては、地方債の発行に当たっては、後年度への先送りの問題が生じることはないであろう。

また、地方公会計の分析指標の一つに「社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）」がある。有形固定資産等の社会資本等について、形成された資産額に対して、財源のうち将来の償還等が必要な負債による調達割合を比較することにより、社会資本等形成に係る後年度の世代の負担の程度を把握することができる（総務省（2019）財務書類等活用の手引き P329）。地方公会計においても、建設にかかる資産の世代間負担の公平性が重視されていることがわかる。

退職手当における世代間負担の公平性についてはどうか。退職手当の世代間負担の公平性にかかる先行研究として、堀尾、前田（2010）がある。堀尾、前田は、退職給付債務に対応する基金を積み立てた場合と積み立てていない場合の貸借対照表を比較し、基金を積み立てない場合、純資産が同額マイナスとなることから、後年度の世代が純資産のマイナスに対応する額を負担しなければならないことを指摘している。

地方公会計の旧モデルである総務省方式改訂モデルにおいても、「今後数年間にわたり団塊

世代の職員が定年を迎え、次々と退職することが予想されているが、これらの職員に対する退職手当の支給財源の確保については、退職手当組合に加入して外部に積み立てを行っていたり、また特定目的基金として内部に積み立てている団体がある一方、まったく積み立てのない団体もある。資産債務の管理のためには、将来の負担を示す「退職手当引当金」に対する財源手当をどのように行っているかを明示することが重要であることから、退職手当組合積立金と並び、「退職手当目的基金」を明示することとされていた（総務省（2006）310項及び311項）。しかし、統一的な基準では、「退職手当組合積立金」ならびに「退職手当目的基金」のような区分がなくなっている。

4.2 退職手当における世代間負担の公平性

退職手当における世代間負担の公平性を考えるにあたり、職員の退職までと退職後に分けて議論を進めたい。

職員退職後の住民が負担するものとして退職手当債の償還元金及び利子がある。

退職手当債は、先の建設公債主義の原則から離れた赤字地方債である。地方交付税の充当もなく職員退職後の次の世代に負担が生じるものであり、受益と負担が一致せず、世代間負担の公平性は著しく損なわれていると言える。

図表6は退職手当債を発行した場合の世代間の負担（税）と受益（サービス）の関係を単純な例で示したものである。

世代Aは1,000を税として支払い、サービス①②③合計1,000のサービスを受けた。なお、退職手当目的基金の計上や退職手当組合負担金の支出はないものとする。世代Aの期間における職員が退職し、退職手当債を発行して退職金の支払いを行った。例を簡素化するため、退職手当債は100%退職金に充当されたものとし、翌世代以降の条件も同様とする。

世代Bは世代Aと同額の税1,000の支払いを行うが、世代Aと同額の1,000のサービスを受けることができない。退職手当債元利償還金を返済しなければならないためである。世代Bは世代Aに代わり退職手当債元利償還金の支払いを負担していることとなるが、言い換えれば、

図表6 世代間の負担（税）と受益（サービス）の関係（退職手当債発行）

		世代A	世代B	世代C
歳入	負担（税）	1,000	1,000	1,000
	退職手当債発行額	200	200	200
	計	1,200	1,200	1,200
歳出	サービス①	500	500	500
	サービス②	300	240	240
	サービス③	200	—	—
	退職手当	200	200	200
	退職手当債償還元金		200	200
	退職手当債償還利子		60	60
	計	1,200	1,200	1,200
差引		0	0	0

世代Aが受けたサービス③の負担をしているとも言える。世代Bがあたかも退職手当償元利償還金を負担しているようにも見えるが、実態は本来世代Aが負担を超えて受益したサービス③の負担を世代Bが行っているのである。また、退職手当債には利子負担が生じるため、世代Bの受けるサービスは利子分だけ少なくなることとなる。ただし、図表6の例では世代Bの期間における職員の退職金の負担を考慮していないため、世代Bにおける退職金の負担はさらに世代Cに繰り延べられることになり、どこかで負担と受益を一致させるような見直しがされない限り、延々と先送りが繰り返されることになる。

これについて、償還額と後年度の人口が一定であれば永久に先送りされるだけで、後年度の世代の負担が過重に重くなるわけではない、という見方もある。しかし、世代Aと世代Bは負担が同じであるにもかかわらず、サービスは260少ない。世代Aが本来負担すべきであった退職手当分（200）だけ過剰にサービスを受け取っており、ここで明らかな不公平が生じている。さらに世代B以降は退職手当債の利子額（60）も負担しなければならないため、世代Aが負担すべきであった退職金の額とさらに利子分だけ負担が重くなることとなる。また、後年度の世代人口が減少することが明らかである現代においては、一人当たりが負担する額が増加することが見込まれる。

次に、職員が退職するまでの期間における世代間負担の公平性について検討を行う。退職手当については、勤続報償的、生活保障的、賃金後払い的な性格を有するが、勤続報償としての要素が強いものと理解されているところである。勤続報償的なものと理解したとして退職手当支出時の世代が負担するべきであろうか。

退職手当は、定年退職まで勤続した場合にのみ支払われるものでなく、「2.3 退職手当の算定方法」で述べたように、勤続年数等に応じた支給率に従い算定し支払われるもので、職員の在職中に退職債務が発生していると考えられる。地方公会計ならびに地方財政健全化法で採用する自己都合要支給額を発生額と考えることについては議論の余地があるが、少なくとも退職金支給時に初めて発生するものではない。

退職手当の発生額に負担を対応させるためには、発生の期間に収受した税金を退職手当を目的とする基金として積み立てるか、退職手当にかかる一部事務組合に負担金として拠出し、一部事務組合において基金を積み立てておくこととなる。基金を運用することで、運用収益が基金に加算され、積立てまたは負担金支出額は退職金の支出額より低く抑えられることとなる。

図表7は退職手当負担見込額に対応する額の退職手当目的基金を積み立てた場合の世代間の負担（税）と受益（サービス）の関係を単純な例で示したものである。

世代Aは1,000を税として支払い、サービス①②③合計830のサービスを受けた。退職手当の支払いに備え、退職手当目的基金に170を積み立て、運用収入30を得ることができた。世代Aの期間において職員が退職し、これまでの退職手当目的基金（運用収入分を含む）を取り崩し、退職金の支払いを行った。例を簡素化するため、翌世代以降の条件も同様とする。

この事例の場合、退職手当債を発行した場合図表6の事例に比べ、世代Aが受けるサービスは170少なくなるが、世代Aから世代Cにかけてのサービスは一定であり、世代間負担の公平性が保たれる。さらに世代Bでは当該事例の方が90多くサービスを受けることができる。

図表7 世代間の負担(税)と受益(サービス)の関係(退職手当目的基金積立)

	項目	世代A	世代B	世代C
歳入	負担(税)	1,000	1,000	1,000
	退職手当目的基金繰入金(元金部分)	170	170	170
	退職手当目的基金繰入金(運用収入)	30	30	30
	計	1,200	1,200	1,200
歳出	サービス①	500	500	500
	サービス②	300	300	300
	サービス③	30	30	30
	退職手当目的基金積立金	170	170	170
	退職手当	200	200	200
	計	1,200	1,200	1,200
差引		0	0	0

図表8 世代間の負担(税)と受益(サービス)の関係(退職手当支出時全額負担)

	項目	世代A	世代B	世代C
歳入	負担(税)	1,000	1,000	1,000
	計	1,000	1,000	1,000
歳出	サービス①	500	500	500
	サービス②	300	300	300
	退職手当	200	200	200
	計	1,000	1,000	1,000
差引		0	0	0

なお、図表8は退職手当目的基金を積み立てず、全額を退職時の税収で支払った場合を例で示したものである。この事例の場合、一見、世代間負担の公平性が損なわれないように見える。しかし事例は世代ごとに職員が入れ替わるといったように単純化したもので、実際には職員の在職期間は超長期にわたり、世代は都度入れ替わる。その間において、負担と退職手当の支払いにずれが生じることになる。したがって、やはり図表7の事例のように、退職手当目的基金を積み立てること以外には、世代間負担の公平性が保たれないこととなる。

これら3つの事例より、世代間負担の公平性

を図るには、退職手当負担見込額に対応する退職手当目的基金の積立が必要であること、退職手当の財源を退職手当債に依存する場合には、後年度への負担の先送りがなされることが明らかとなった。

この後年度への負担先送りの影響は、貸借対照表を作成すれば、純資産額に示されることとなる。

図表9及び図表10は、2017年度の地方財政健全化法における退職手当負担見込額と充当可能基金のうち退職手当目的基金、退職手当債残高から作成した都道府県合計と市区町村合計の貸借対照表である。純資産が都道府県で△11兆

図表9 退職手当にのみ着目した2017年度貸借対照表（都道府県合計）

科目	金額	科目	金額
退職手当目的基金	126億円	退職手当債	1兆9,318億円
		退職手当引当金	9兆9,917億円
		負債	11兆9,235億円
		純資産	△11兆9,109億円
資産	126億円	負債及び純資産	126億円

図表10 退職手当にのみ着目した2017年度貸借対照表（市区町村合計）

科目	金額	科目	金額
退職手当目的基金	1,243億円	退職手当債	4,194億円
		退職手当引当金	7兆5,155億円
		負債	7兆9,349億円
		純資産	△7兆8,106億円
資産	1,243億円	負債及び純資産	1,243億円

9,109億円、市区町村で△7兆8,106億円のマイナスとなっており、当該金額が2018年度以降の負担となることがわかる。

5. 地方財政健全化法ならびに地方公会計の果たす役割

地方財政健全化法では、退職手当負担見込額を将来負担比率の分子の一つとしており、退職手当目的基金を充当可能財源として分子から控除している。将来負担比率は、都道府県では400%、市町村では350%が早期健全化基準となり、これに抵触する場合、財政再生計画を作成することとなる。早期健全化基準に抵触しないためには分子を増やさないことが必要となり、退職手当負担見込額を減少させ、退職手当目的基金を増加させるインセンティブが働く可能性はある。しかし、将来負担比率の算定における退職手当負担見込額から退職手当目的基金を控除した金額の分母に対する割合は、都道府県で

41%、市区町村で27%（いずれも2017年度）に過ぎない。将来負担比率の算定における分子の金額には地方債が含まれ、その金額が圧倒的に大きく、退職手当目的の充当可能基金を確保しようとする強いインセンティブが働くとは言い難い状況である。また各団体の将来負担比率算定の基礎となる退職手当負担見込額や退職手当目的基金の金額も、公表される資料を丹念に探せば把握が可能ではあるものの、入手が容易であるとは言い難く、情報開示による抑制機能は期待しづらいと考えられる。

では、地方公会計ではどうであろうか。

統一的な基準では、貸借対照表に退職手当引当金に見合いの退職手当目的基金が計上されないこと、さらには退職手当債が計上されることで純資産が悪化する。しかし、地方公共団体では一般に多額の公共施設等の資産を保有し、これに対する補助金の割合も高いため、多額の純資産が計上されるのが一般的である。そのため、退職手当引当金による純資産のマイナスの

影響が見えづらくなっている。さらに、旧基準である総務省方式改訂モデルで設けられていた退職手当目的基金の区分がなくなったことで、情報開示による抑制機能も働きづらくなった。

また、地方公会計は地方財政健全化法による財政健全化指標とは異なり法律上作成が義務付けられるものではない。貸借対照表の純資産が悪化したとしても、なんらペナルティがあるわけではなく、抑止力が期待しにくい。

6. 退職手当の世代間負担の公平性の確保に向けて

本稿では、退職手当債と退職手当が世代間負担の公平性に与える影響を明らかにし、現時点において、後年度への多額の負担の先送りがなされていることを明らかにした。

世代間負担の公平性を確保するには、退職手当目的基金を積み立てるか、退職手当にかかる一部事務組合に負担金として拠出し、一部事務組合において基金を積み立てることが必要となるが、目先に迫った財政需要に対応するため、支出が後年度となる退職手当はややもすると先送りになり、最悪の場合、退職手当債を発行し対応することになる。退職手当債を発行する場合、基金の運用によって収入が得られないばかりか、利息支払いが生じるため、後年度の負担が増加することになる。

したがって、退職手当債の発行は建設公債主義の原則に戻り厳密に適用される必要がある。さらには、退職手当目的基金等の積立てを強力に推進する必要があるが、これには建設公債主義のような強力な財務規律が待たれるところである。また、地方公会計の財務書類において、退職手当の世代間負担の公平性に着目した指標

の設定や分析を行うことも必要である。現在分析に用いられる指標は、団体全体を分析するものや、公共施設等の固定資産に着目したものに限定されている。固定資産が多額であるため、全体の分析指標では退職手当の状況が見えづらい。退職手当だけを対象とした分析を行い、世代間負担の公平性の状況を見えやすくし、議会や住民がこれを厳しく監視していくことが必要であろう。

注

- 1) 地方公会計とは、地方公共団体が、複式簿記や発生主義といった企業会計的な手法により財務諸表を作成する会計制度を言う。2014年に総務省より「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書（以下、総務省報告書と言う）」が公表され、すべての地方公共団体が2017年度までに固定資産台帳と複式簿記を前提とした「統一的な基準」による財務書類を作成することとされた。ただしその作成根拠は総務大臣通知（総財務第14号）による要請によっており、法律上必須のものとはなっていない。
- 2) 2005年度までは退職手当債は地方財政再建促進特別措置法に根拠規定が置かれていたが、2006年度以降は法改正により地方財政再建促進特別措置法ではなく、地方財政法に置かれることとなった。
- 3) 厳密には、統一的な基準財務書類作成要領126が示す退職手当引当金の算定式と地方財政健全化法施行規則第11条が示す退職手当負担見込額の計算式の記載は若干相違しているのであるが、総務省（2014b）P148「35 退職給付（手当）引当金」において、統一的な基準では地方財政健全化法と同様の考え方を採用することが記載されている。
- 4) 「地方財政状況調査」に掲載される「都道府県分調査表 歳出の状況 その2 人件費の状況 退職金」からE-statにて集計を行ったが、一部金額が得られないものについて、「都道府県決算状況調」における「第6表 性質別歳出内訳」より集計を行っている。

- 5) 「地方財政状況調査」に掲載される「都道府県分調査表 地方債の状況その1 37表 現在高の状況」から E-stat にて集計を行ったが、一部金額が得られないものについて、「都道府県決算状況調」における「第17表 地方債現在高の状況」より集計を行っている。
- 6) 「地方財政状況調査」に掲載される「市町村分調査表 人件費の内訳 市町村分」から E-stat にて集計を行っている。
- 7) 「地方財政状況調査」に掲載される「市町村分調査表 地方債現在高の状況」から E-stat にて集計を行ったが、一部金額が得られないものについて、「市町村別決算状況調」における「参考資料」より集計を行っている。
- 8) 都道府県については「地方財政状況調査」に掲載される「都道府県分調査表 地方債の状況その1 37表 現在高の状況」から E-stat にて集計を行ったが、一部金額が得られないものについて、「都道府県決算状況調」における「第17表 地方債現在高の状況」より集計を行っている。市町村については「地方財政状況調査」に掲載される「市町村分調査表 地方債現在高の状況」から E-stat にて集計を行っている。なお、2016年の市区町村の利子額が前年度と次年度と比較し極端に低く、異常値が生じていると考えられるが、「市町村別決算状況調」における「参考資料」に利子額の記載がなかったため、E-stat 集計数値のままとしている。
- 9) 厳密には、企業会計の退職給付会計基準が採用する年金数理の考え方により算定すべきであろう。

参考文献

- 国家公務員等退職手当制度基本問題研究会(1984)「国家公務員等退職手当制度基本問題研究会報告(昭和59年11月15日)」。
- 青山泰司(2011)「地方公務員の給与体系及び給与制度～退職手当」『地方公務員月報』平成23年12月号、29-42頁。
- 総務省自治行政局市町村課(2018)「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成30年7月1日現

在)」。

- 地方債制度研究会(2007)「新しい退職手当債制度について」『地方債月報』2007年2月、42-45頁。
- 総務省(2014)「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書(平成26年4月)」。
- 総務省(2014b)「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会報告書(参考資料)」平成26年3月。
- 総務省(2019)「統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年8月改訂)」財務書類作成要領、財務書類等活用の手引き。
- 佐藤俊治(2013)「地方自治体における会計情報と評価に関する研究—地方公会計を活用した世代間の公平性に関する実証的研究を中心に—」『日本評価研究』12巻3号、47-62頁。
- 小西砂千夫(2009)「わが国の地方財政制度の特徴と建設公債主義」『経済学論究』63巻3号、299-314頁。
- 浅羽隆史(2017)「地方債における建設公債の原則の位置付けと健全性に与える影響」『証券経済研究』97号、91-106頁。
- 浅羽隆史(2018)「地方債における世代間の負担受益の一致」『成蹊法学』88号、423-444頁。
- 堀尾博樹、前田高志(2010)「公会計改革と財政規律」『経済学論究』63巻4号、29-47頁。
- 総務省(2006)「新地方公会計制度研究会報告書(平成18年5月18日)」。
- 総務省(2019)「財務書類作成要領」『統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年8月改訂)』。



Journal of Public and Private Management

Vol. 6, No. 6, March 2020, pp. 1-12

ISSN 2189-2490

Fairness of Intergenerational Burden in Local Finance

—Verification of Retirement benefits from an Accounting Perspective—

Miyuki Nakagawa

Faculty of Business Administration, Bunkyo University Lecturer

✉ miyuki.nakagawa@ms01.jicpa.or.jp

Received. 15. January. 2020

Abstract

Retirement benefits of local governments do not have an accrual concept like private companies and are determined utilizing expenditure by cash-based accounting operating within a budget system. If funding for retirement benefit funds is made in preparation for future retirement benefit expenditures, the issue of equity in intergenerational burdens does not arise. However, if the funding of retirement benefits is not made, or is insufficient, the fairness of the intergenerational burden of retirement benefits may be impaired. In some cases, the bonds are issued to pay retirement benefits upon cessation of work. Since the bonds will be redeemed in a later year, it would be necessary to consider that in this case, the fairness of the intergenerational burden was clearly lacking in equity.

The purpose of this paper is to verify the fairness of the intergenerational burden of retirement benefits, confirm the role of the Local Finance Consolidation Act and Accrual based accounting, and to clarify methods for ensuring the fairness of the intergenerational burden.

As a result of the examination, a large proportion of retirement benefits were postponed to later generations. Although local governments have a certain function in the Local Public Finance Law and Local Public Accounts, but it is not working effectively in terms of retirement benefits. Strong financial discipline such as the Construction Bond Principle (that allow government bonds to be issued only for construction) and financial analysis of local public accounting focusing on the fairness of intergenerational burden of retirement benefits are required.

Keywords : Retirement benefits Intergenerational Burden Local Finance Consolidation Act
Accrual based accounting Construction Bond Principle

Faculty of Business Administration, Bunkyo University

1100 Namegaya, Chigasaki, Kanagawa 253-8550, JAPAN

Tel +81-467-53-2111, Fax +81-467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>

経営論集 Vol.6, No.6

ISSN 2189-2490

2020年3月31日発行

発行者 文教大学経営学部 石塚 浩

編集 文教大学経営学部 研究推進委員会

編集長 森 一将

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

TEL : 0467-53-2111 FAX : 0467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>



パス解析を用いた面接審査における影響分析

森 一 将
大江 朋 子
橋 本 貴 充

和文要旨

本研究では、AO入試における面接審査を想定して、パスモデル解析を用いて学生に対する直感評定と成績の間関係性を分析する。具体的には、ある統計科目における108名の学生（受講生）を対象に、学期の初めに学生に科目の志望理由や意気込みを聞き、それを教員が直感評定した。加えて当該学生の期末成績をとり、この関係性を分析した。また、調査においてはビッグファイブ理論に基づくパーソナリティ特性を日本語版 Ten Item Personality Inventory (TIPI-J) を用いて測定し、パーソナリティ特性と直感評定の関係性を調べた。その結果、面接審査でよく使われる志望理由と意気込みは直接的な関係性はない一方で、意気込みは期末成績と関係性を持つことが示唆された。また、パーソナリティ特性のうち勤勉性 (conscientiousness) は意気込みを通して期末成績に影響を及ぼすことも示唆された。

キーワード：直感評定、面接、入学試験、パス解析、ビッグファイブパーソナリティ尺度

(投稿日 2020年1月28日)

文教大学経営学部

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

Tel 0467-53-2111(代表) Fax 0467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>

An effect analysis of intuitive scoring in interview selections with path model

Kazumasa Mori*

Tomoko Oe**

Taka-Mitsu Hashimoto***

I. INTRODUCTION

In this study, we used path model analysis to evaluate the effects between intuitive scoring of students and their academic achievement. Intuitive scoring is a type of evaluation used in the interview selection process to assess candidates' abilities. Although intuitive scoring is often used for university entrance examinations in Japan, its validity has seldom been evaluated. Additionally, the relationship between intuitive scoring and other candidate characteristics, such as personality traits, is also rarely evaluated. In this study, we use path model analysis to evaluate the validity of intuitive scoring and how it relates to personality traits. Intuitive scoring is often used at entrance examination of university in Japan. For example, on the admission office (AO) examination, students are selected by an interview process which includes intuitive

evaluation.

In this study, we examined intuitive scoring for selection interviews (Kahneman, 2011; Gigerenzer & Gaissmaier, 2011) and term-end examination scores as academic achievements for 108 university students. We also measured the Big Five personality traits of these students using the Japanese Version of the Ten-Item Personality Inventory (Gosling et al., 2003; Oshio et al., 2012). Finally, we analyzed the relationship between intuitive scoring, academic achievement, and the Big Five personality traits.

As mentioned before, we examined the relationship between intuitive scoring and the Ten-Item Personality Inventory based on the Big Five personality theory (Tupes & Christal, 1961; John & Srivastava, 1999). The Big Five personality theory (BFPT) is a model based on common language descriptors of personality. The BFPT divides human personality into five traits: Openness to Experience (O), Conscientiousness (C), Extraversion (E), Agreeableness (A), and Neuroticism (N). These traits have been found to be stable across cultures (McCrae and Costa, 1997). A relationship between

* 文教大学経営学部

✉ morik@shonan.bunkyo.ac.jp

** 帝京大学文学部

***大学入試センター研究開発部

BFPT results and personality disorders (Clark, 2007), anxiety disorders (Kessler et al. 2005), and some other social activities has also been established. Although the best known BFPT scale is the Revised NEO Personality Inventory (NEO PI-R, Costa & McCrae, 1985), it is at times too long to measure when using it along with other psychological scales. To solve this problem, Gosling et al. (2003) developed a shorter scale for the BFPT, the Ten-Item Personality Inventory (TIPI). TIPI consists of ten questionnaires that are easy to use when examining the Big Five traits along with using other scales, such as the IRS tendency scale. For this reason, we chose to use the Japanese version of TIPI for our study.

In this study, we used path model analysis to evaluate the effects between using intuitive scoring for students and their academic achievement. Path models depict the causal relationships between characteristics of interest, and are used to describe quantitative analyses such as regressions, or more complex structural equation models. By using path model analysis, we show the relationship between intuitive scoring and academic achievement and examine if intuitive scoring is able to adequately predict academic achievement.

The remainder of the paper is organized as follows: The experiment design and basic results are presented in Section 2, the results of our analysis are presented in Section 3, and the conclusion and discussion are presented in Section 4.

II. EXPERIMENT DESIGN AND BASIC RESULTS

In this section, we provide a brief overview of our design and results.

A. Participants

A total of 108 undergraduate business majors at a university in Japan participated in this study. From that group, 88 completed this experiment. The participants ranged in age from 18-22 years old. All the participants were enrolled in a statistics course. All the participants were fluent in Japanese. They did not receive any compensation for their participation in this research study.

B. Experiment design

Questionnaires: At the beginning of the semester, we sent the participants two questionnaires. One questionnaire asked about their motivation in joining the statistics course while the other focused on their eagerness.

The Ten-Item Personality Inventory: We used the TIPI to measure the participants' personality traits. As all the participants were fluent in Japanese, we used the Japanese version of the Ten-Item Personality Inventory (TIPI-J) (Oshio et al., 2012). The TIPI-J was administered using a seven-point scale, in accordance with the original studies.

Intuitive scores: Two teachers used intuitive scoring on the two sets of questionnaires (motivation and eagerness). Evaluation criteria

for scoring was based on if the participants achieved good grades at the end of the semester. The intuitive score was administered using a five-point scale.

Term-end examinations: At the end of the semester, we evaluated the results of participants' final examinations. The final examination consisted of ten items focused on basic statistical knowledge.

C. Data analysis

We used a combination of quantitative and qualitative approaches in the data analysis, which was conducted with respect to the objective set for this study. All analysis was carried out using R statistical software, version 3.3.0.

D. Basic results

From the scales denoted in section II.B, we calculated scale sum scores by each element. The basic statistics for the scale sum scores received from the TIPI-J are shown in Table 1. As mentioned earlier, the table abbreviations represent scale sum scores for Openness to Experience (O), Conscientiousness (C), Extraversion (E), Agreeableness (A), and Neuroticism (N). We did not find specific or abnormal values in these statistics. The basic statistics for the intuitive scores and the term-end examination scores are shown in Table 2.

Table 1. Basic TIPI-J statistics

	O	C	E	A	N
Mean	8.236	6.551	7.966	10.191	8.382
SD	2.153	2.384	2.673	2.050	2.556

Table 2. Basic statistics for intuitive scores and term-end examination scores

	Intuitive scores		Term-end examinations
	Motivation	Eagerness	Score
Mean	3.034	3.056	74.438
SD	0.869	0.810	15.345

III. RESULTS OF ANALYSES

A. Analysis 1: Correlation analysis of intuitive scores and related measures

For Analysis 1, we evaluated the correlation between intuitive scores, personality traits, and term-end examination scores in order to analyze them using the path model.

First, we evaluated the correlations within the intuitive scores and the correlation between intuitive scores and term-end examination scores. These results are shown on Tables 3 and 4. Our findings show that motivation and eagerness, which are intuitive scores, have a strong correlation that is statistically significant. On the other hand, for intuitive scoring and term-end examination scores, we only found a mild correlation between eagerness and term-end examination scores. These results suggest that the intuitive score that most affects academic achievement is eagerness.

Table 3. Correlation within intuitive scores

	Eagerness
Motivation	0.813***

Table 4. Correlation between intuitive scores and term-end examination scores

	Eagerness	Motivation
Term-end examination Score	0.226*	0.133

Next, we analyzed the correlation between term-end examination scores and personality traits. These results are shown in Table 5. It is noteworthy that there is no significant correlation between term-end examination scores and personality traits. Although Komarraju et al. (2011) suggested a relationship between academic achievement and personality traits, our findings do not support this. Thus, we did not set a direct relationship between term-end examination scores and personality traits in our later path model analysis.

Table 5. Correlation between term-end examination scores and personality traits

	O	C	E	A	N
Term-end examination Score	0.0935	0.066	0.0037	0.0016	0.0417

Finally, we evaluated the correlation between intuitive scores and personality traits. Table 6 displays these results. Although we concluded that personality traits did not affect term-end examination scores, we found that some personality traits and intuitive scores have a mild correlation. More precisely, personality trait C and eagerness have a significant correlation, and personality trait E and motivation have a marginally significant

correlation. Thus, we established a direct relationship between such personality traits and intuitive scores.

Table 6. Correlation between intuitive scores and personality traits

	O	C	E	A	N
Eagerness	0.1083	0.2152*	0.0542	0.1345	-0.0031
Motivation	0.0656	0.1391	0.1962+	0.1431	0.0607

B. Analysis 2: Effect analysis of intuitive scoring using the path model

For Analysis 2, we evaluated the relationship between intuitive scores, personality traits, and term-end examination scores, using the path model based on results of Analysis 1, and clarified factors that affect academic achievement.

We proposed five models, as listed below:

- (Model A) Extended regression model without personality traits. This model describes how eagerness affects term-end examination scores and how motivation affects eagerness. Note that we set causality between motivation and eagerness in addition to causality between eagerness and term-end examination scores.
- (Model B) Extended regression model with personality traits (C). This model describes how eagerness affects term-end examination scores and how personality trait C affects eagerness.
- (Model C) Path analysis model with unidirectional causality. In this model, we set unidirectional causality between motivation and eagerness in addition to causality between eagerness effects and term-end

examination scores, with related personality traits (C, E).

- (Model D) Path analysis model with bidirectional causality. In this model, we set bidirectional causality between motivation and eagerness in addition to causality between eagerness effects and term-end examination scores, with related personality traits (C, E).
- (Model E) Path analysis model with correlating errors. In this model, we set correlating errors between motivation and eagerness in addition to causality between eagerness effects and term-end examination scores, with related personality traits (C, E).

As clearly demonstrated, we found that all of these models fit the path model analysis. Thus, we used path analysis with these models.

The results of estimation in models A-E are shown in Figures 1-5, and the goodness of fit indices of the proposed models are shown in Table 7. As we found that the basic goodness of fit index (GFI, AGFI, RMSEA, SRMR) exceed the required level, we compared proposed models based on the information criteria index (AIC, BIC). We found two conclusions. One, Model B is optimal based on the AIC index, and two, Model E is optimal based on the BIC index. The difference between Model B and Model E is the motivation factor of personality trait E. As we found a strong correlation between eagerness and motivation from Analysis 1, we chose Model E to include the motivation factor in our study.

Next, we focused on evaluating Model E.

The main characteristics of Models C, D and E are the motivation factor and personality trait E indirectly affecting term-end examination scores. We found unidirectional causality between eagerness and motivation on Model C, bidirectional causality between eagerness and motivation on Model D, and a correlating error between eagerness and motivation on Model E. As a result, we chose Model E. With these results, we suggest the two intuitive scores (eagerness and motivation) have no direct relationship to each other.

Fig. 1. Results of estimation in model A

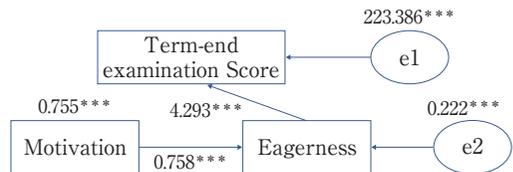


Fig. 2. Results of estimation in model B

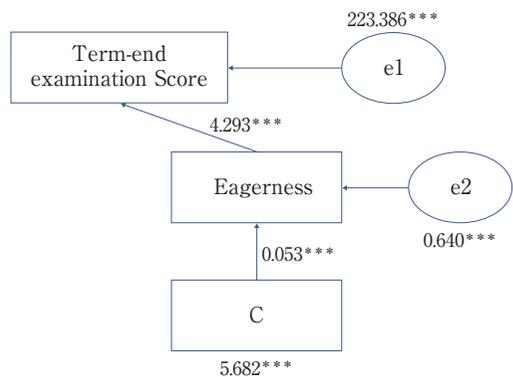


Fig. 3. Results of estimation in model C

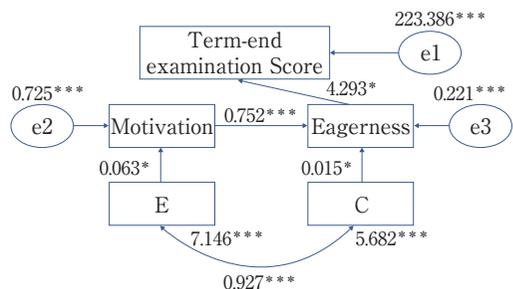


Fig. 4. Results of estimation in model D

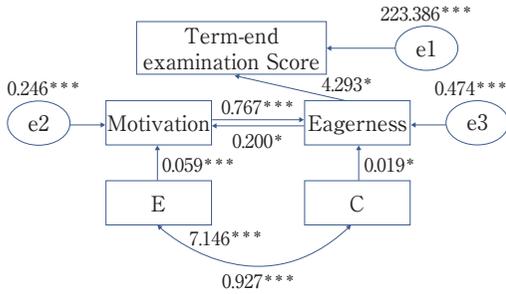


Fig. 5. Results of estimation in model E

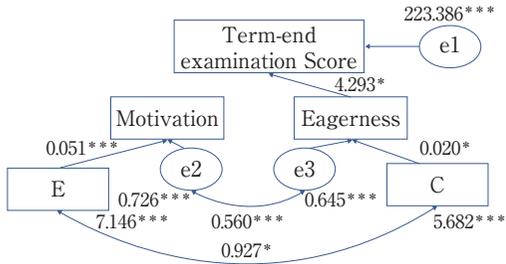


Table 7. Goodness of fit index of proposed models

	Model A	Model B	Model C	Model D	Model E
GFI	0.994	0.999	0.976	0.992	0.99
AGFI	0.968	0.996	0.93	0.97	0.971
RMSEA	0.000	0.000	0.0250	0.000	0.000
SRMR	0.02	0.021	0.05	0.035	0.046
AIC	10.705	10.087	25.293	23.769	22.161
BIC	-3.784	-4.4	-17.149	-16.185	-20.281

IV. CONCLUSION AND DISCUSSION

In this study, we used path model analysis to evaluate the relationship between intuitive scoring of students and their academic achievement. As a result, we concluded that eagerness and motivation, which are often used in selection interviews, do not have direct causality, and that eagerness affects academic achievement.

These results are very interesting in

relation to university entrance examinations. We often evaluate students by their sum scores of eagerness and motivation in the selection interview portion of entrance examinations. However, our conclusion suggests that this evaluation is not appropriate. In future entrance examinations, we should instead evaluate students by eagerness, while viewing motivation as a secondary factor.

We also concluded that the conscientiousness personality trait affects term-end examination scores through eagerness. This means that conscientiousness indirectly affects academic achievement. Conscientiousness is a dimension of getting through work with a certain purpose or intent. Thus, students with a high level of conscientiousness study in an organized, planned way, and these efforts may lead to better academic achievement.

It is interesting that intuitive scoring predicted academic achievement directly, although personality trait using TIPI-J affects academic achievement indirectly. We considered that intuitive scoring evaluated students' detailed characteristics that cannot be measured by TIPI-J.

We also propose two further studies. First, we suggest additional experiments in order to confirm our results for courses other than statistics. In our study, we evaluated intuitive scoring in statistics courses, so we cannot state for certain if intuitive scoring affects all academic achievement, beyond a mathematics-based subject. In the future, we should conduct additional studies with other

courses required for the general university entrance examination, such as foreign language, national language, social science, and science to learn if our results are supported with those courses as well. Additionally, further research is needed to confirm our results are consistent with actual entrance examinations, such as the admission office examination. In this case, we must pay attention to the effects on student selection. As we focus on and assist only successful candidates, we lose group homogeneity, and as such, may not acquire the same results as in this study. More precisely, we may not discern as clear of a relationship between intuitive scoring and academic achievement, as shown in Table 4. We also paid attention to personality traits. As Komarraju et al. (2011) suggested, the relationship between personality traits and academic achievement may reduce the goodness of fit index of a path model, such as in Table 7. In actual observations of entrance examinations, it is preferable to observe both rejected and accepted candidates. However, this experimental design may be hard to apply, as we do not typically follow rejected candidates.

References

- [1] Clark, L.A. (2007). Assessment and diagnosis of personality disorder: Perennial issues and an emerging reconceptualization. *Annual Review of Psychology*, 58: 227-257.
- [2] Costa, P.T., and McCrae, R.R. (1985). *The NEO personality inventory manual*. Odessa, FL: Psychological Assessment Resources.
- [3] Kessler, R., Chiu, W., Demler, O., Merikangas, K., and Walters, E. (2005). Prevalence, severity, and comorbidity of 12-month DSM-IV disorders in the National Comorbidity Survey Replication. *Archives of General Psychiatry*, 62: 617-627.
- [4] Gigerenzer, G., and Gaissmaier, W. (2011). Heuristic decision making. *Annual Review of Psychology*, 62: 451-482.
- [5] Gosling, S.D., Rentfrow, P.J., and Swann, W.B., Jr. (2003). A Very Brief Measure of the Big Five Personality Domains. *Journal of Research in Personality*, 37: 504-528.
- [6] John, O.P., and Srivastava, S. (1999). The Big Five trait taxonomy: History, measurement, and theoretical perspectives. In L.A. Pervin, and O.P. John (Eds.), *Handbook of Personality: Theory and Research* (pp.102-138). New York: Guilford Press.
- [7] Kahneman, D. (2011). *Thinking, Fast and Slow*. New York, NY: Farrar, Straus and Giroux.
- [8] Komarraju, M., Karau, S.J., Schmeck, R.R., and Avdic, A. (2011). The Big Five personality traits, learning styles, and academic achievement. *Personality and Individual Differences*, 51(4) : 472-477.
- [9] McCrae, R.R., and Costa, P.T. (1997). Personality trait structure as a human universal. *American Psychologist*, 52(2) : 509-516.
- [10] Oshio, A., Abe, S., and Pino, C. (2012). Development, Reliability, and Validity of the Japanese Version of the Ten-Item Personality Inventory (TIPI-J). *The Japanese Journal of Personality*, 21(1) : 40-52. (in Japanese)
- [11] Tupes, E.C., and Christal, R.E. (1961). Recurrent Personality Factors Based on Trait Ratings. Technical Report ASD-TR-61-97, Lackland Air Force Base, TX: Personnel Laboratory, Air Force Systems Command, 1961.

Acknowledgments

This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number 16K01058.



Journal of Public and Private Management

Vol. 6, No. 7, March 2020, pp. 1-7

ISSN 2189-2490

An effect analysis of intuitive scoring in interview selections with path model

**Kazumasa Mori
Tomoko Oe
Taka-Mitsu Hashimoto**

Faculty of Business Administration, Bunkyo University

✉ morik@shonan.bunkyo.ac.jp

Received. 28. January 2020

Abstract

In this study, we used a path model analysis to evaluate the effects between intuitive scoring of students and their academic achievement. More precisely, we examined intuitive scoring for interview selection and term-end examination scores as it relates to academic achievement for 108 university students. We also used the Japanese Version of the Ten-Item Personality Inventory to measure the Big Five personality traits of the students. Finally, we analyzed the relationship between intuitive scoring, academic achievement, and the Big Five personality traits. As a result, we concluded that eagerness and motivation, which are often used in interview selections, do not have direct causality, although eagerness does affect academic achievement. We also concluded that the conscientiousness personality trait affects term-end examinations through eagerness.

Keywords : intuitive selection, interview, entrance examination, path analysis, Big Five personality traits.

Faculty of Business Administration, Bunkyo University

1100 Namegaya, Chigasaki, Kanagawa 253-8550, JAPAN

Tel +81-467-53-2111, Fax +81-467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>

経営論集 Vol.6, No.7

ISSN 2189-2490

2020年3月31日発行

発行者 文教大学経営学部 石塚 浩

編集 文教大学経営学部 研究推進委員会

編集長 森 一将

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

TEL : 0467-53-2111 FAX : 0467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>

2019年度 経営学部セミナー 実施報告

経営学部研究推進委員会

2019年度経営学部セミナーでは下記の研究報告（4件）がなされたことを報告します。

1. 2019年度第1回経営学部セミナー

転職者の社会的ネットワークの利用が転職結果にもたらす効果

上智大学 経済学研究科 特別研究員 孫明超先生

日時：2019年6月26日(水) 15時30分～16時30分

場所：文教大学湘南校舎7号館4階7402教室

内容：「転職者の社会的ネットワークの利用が転職結果にもたらす効果」と題し、日本の労働市場における、個人的なネットワーク（家族や知人の紹介など）を利用した転職とそれ以外のフォーマルな経路（ハローワークや転職サイトなど）を利用した転職との利用した経路の違いが、転職後の賃金と仕事満足度にもたらす効果について統計的な分析とそこから得られる知見についてわかりやすくご講演いただきました。統計データを丁寧に分析し一つ一つの仮説を検証していくスタイルの下で、個人的なネットワークを利用した転職のほうが賃金も満足度も高い傾向があるなどが示され参加者を大いに刺激するご講演でした。その刺激が引き金となりその後のディスカッションでは、ネットワークの結びつきの強さの考慮や転職が多い業種に限った場合はどうなるかなど議論が大いに盛り上がりました。なお参加者は4名（教員3名、学生1名）で、講演会後も活発な意見交換がなされました。

2. 2019年度第2回経営学部セミナー

学習スタイルと教育スタイルの一致が及ぼす影響について

文教大学 経営学部 遠山道子先生、山崎佳孝先生

日時：2019年7月24日(水) 16時～17時10分

場所：文教大学湘南校舎7号館4階7402教室

内容：「学習スタイルと教育スタイルの一致が及ぼす影響について」と題し、4つの学習スタイルと4つの教育スタイルとの相性（マッチ、ミスマッチ）が学習者のモチベーションや習熟度にもたらす影響を計測した実証研究の結果をわかりやすくご講演いただきました。学習スタ

イルにマッチした教育スタイルは好ましいであろうと表面的に感じますが、スタイルの一致とは何か、その一致とはどのように判断するのか、それが学習に影響したことをどのように測定し示すのかなど、既存研究では不十分であった点をひとつひとつ解決し提案しながら、実証的に結果を示す研究で大変説得力があり、参加者を大いに刺激するご講演でした。その刺激が引き金となりその後のディスカッションでは、学習者が教育スタイルに合わせて学習スタイルを変更する影響はどのように考えるのかなど時間を超過し議論が大いに盛り上がりました。なお参加者は9名〈教員4名、学生5名〉で、講演会後も活発な意見交換がなされました。

3. 2019年度第3回経営学部セミナー

大学におけるパブリック・リレーションズ —3キャンパス制に向けて—

京都大学 経営管理大学院 特命教授／

日本パブリック・リレーションズ研究所所長 兼 代表取締役 井之上喬先生

日時：2019年11月27日(水) 15時30分～16時40分

場所：文教大学湘南校舎3号館2階3211教室

内容：「大学におけるパブリック・リレーションズ —3キャンパス制に向けて—」と題し、現代社会におけるパブリック・リレーションの考え方、そして、大学を取り巻くパブリック・リレーションについて分かりやすくご講演いただきました。日本独特のハイコンテクストカルチャー（以心伝心が可能な文化環境）から世界で見られるローコンテクストカルチャー（意思疎通の前提の共有が弱い環境）で生きる力が、つまり能動性をもって生きることが大切になっている。それにはコミュニケーションとは別次元で「リレーション・マネジメント」を身に着けることが大切でパブリック・リレーションが鍵になることを例と共に示していただいただけ参加者を大いに刺激するご講演でした。その刺激が引き金となりその後のディスカッションでは、能動的に生きる手法や、大学でのメディアリレーションズをどのように考えるのかなど時間を超過し議論が大いに盛り上がりました。なお参加者は12名〈教員3名、学生9名〉で、講演会後も活発な意見交換がなされました。

4. 2019年度第4回経営学部セミナー

「人間尊重の経営」の考え方について

文教大学 経営学部 教授（経営学部 初代 学部長）坪井順一先生

日時：2020年1月29日(水) 15時～16時

場所：文教大学湘南校舎3号館2階3211教室

内容：「人間尊重の経営」の考え方について」と題し、人間尊重は狭義では企業内での従業員との関係であるが、広義では一般の人間（消費者）との関係と意味を整理することから、社会の進展と人間尊重の経営の考え方について分かりやすくご講演いただきました。マックスウェバー、ガント、ドラッカーなどが示してきた人のための経営との理念から始まり、背景にある宗教、思想、社会、歴史の流れとそれを学ぶ意義を交え、重要な人間尊重の考え方の変化とそこから今後を考える重要性が提示され参加者を大いに刺激するご講演でした。その刺激が引き金となりその後のディスカッションでは、人間尊重と宗教との関係や、資本主義社会の次に来る社会での人間尊重のあり方、人間尊重を測る尺度はあるかなど様々な議論が交わされました。なお参加者は12名（教員9名、学生3名）で、講演会後も活発な意見交換がなされました。

■ 文教大学経営学部紀要発行規程 ■

(目的)

第1条 この規程は、文教大学経営学部紀要（以下、紀要という。）に関する基本事項を定めることを目的とする。

(責任)

第2条 紀要の編集及び発行については、経営学部研究推進委員会の下に編集委員会を設置し作業を担う。

- 2 編集責任者として編集長を編集委員の中から互選する。
- 3 発行責任者は学部長とする。

(誌名)

第3条 紀要の誌名は『経営論集』とする。その英語名称は、『Journal of Public and Private Management』とする。

(区分)

第4条 紀要に掲載する論文その他の文章（以下「論文等」という。）を次のとおり区分する。

- (1) 論文
 - (2) 研究ノート
 - (3) 解説
 - (4) その他
- 2 論文等の区分は、その論文の執筆者が投稿時に希望を提示する。
- 3 「その他」に区分する場合は、執筆者が講演録、書評など希望する具体的な名称を投稿時に提示する。
- 4 区分に関する決定は編集委員会が行う。

(投稿資格)

第5条 紀要へは経営学部専任教員および非常勤教員が投稿できる。また、経営学部専任教員の推薦を得た者が投稿できる。

(投稿要領)

第6条 論文等の投稿は、編集委員会が別に定める『経営論集』投稿要領に基づき行う。

- 2 『経営論集』投稿要領に基づかない論文等の投稿は、受理されないもしくは掲載されない場合がある。

(掲載論文等の選択)

第7条 紀要に掲載する論文等の選択は、編集委員会が行う。

- 2 選択に際して、編集委員会が適切な第三者にその審査を依頼する場合がある。

(発行回数)

第8条 紀要の発行は年1回とする。

(発行形態)

第9条 紀要は電子化されインターネット上で発行する。

- 2 インターネット上での発行とは別に、論文等を印刷し冊子形態にしたものを経営学部専任教員および執筆者の希望者に資料として提供する。ただし、編集委員会の判断によりその全部または一部を提供しない場合もある。

(抜き刷り)

第10条 論文等の執筆者には抜き刷りの電子データ（PDF ファイル）を提供する。抜き刷りの印刷を希望する場合は執筆者の負担により可能とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、経営学部研究推進委員会の議を経て、経営学部教授会が行う。

附則

この規程は、平成26年9月17日から施行する。

文教大学経営学部紀要『経営論集』投稿要領

1. 募集する論文内容と使用言語

- ① 未発表の論文、解説、及び、その他の文章（以下、論文等）。
- ② 日本語または英語の論文等を原則とします。

2. 投稿原稿書式

- ① A4サイズ横書きで表現された電子ファイル（Word ファイルまたは業者が扱うことができるファイル）での投稿を求めます。
- ② 特にページ数に制限は設けていません。
 1. ただし、ページ数やカラー面の多さによっては、執筆者への印刷資料の提供を委員会の判断で見送る場合があります。

3. 論文等形式

投稿する論文等には下記の内容を含むことを原則とします。

※ 英語を用いた論文等の場合は題名・著者情報・要約・キーワードを冒頭に英語にて表記し、最後に日本語での題名・著者情報・要約・キーワードを別ページで付すこと。

- | | |
|---|---------------|
| <ol style="list-style-type: none">① 題名② 著者情報（氏名、所属、問合せ先メールアドレス）③ 概要④ キーワード | } <以上までで1ページ> |
| | |

⑤ 本文

- a. 文章の区切りには読点「、」、句点「。」を用いる。
- b. 本文の章、節、項の見出しには、番号を付与する。番号はアラビア数字とコンマ「.」の組合せによって表し、3段階（章. 節. 項）までとする。
- c. フォント 和文 明朝体 10.5ポイント、英文 Times New Roman 10.5ポイント

(参考)

1. はじめに
2. 研究内容（既存研究の整理、本論文の位置づけ、意義、内容説明、結果、考察）
 - 2.1 先行研究
 - 2.1.1 わが国における研究
3. 結論

⑥ 参考文献

※必要に応じて図表・付録

----- (下記は別ページで付す)

<新たなページとして>

- | | | |
|---|---|-------------|
| <ul style="list-style-type: none">⑦ 英語題名⑧ 英語による著者情報⑨ 英語による概要⑩ 英語によるキーワード | } | <以上までで1ページ> |
|---|---|-------------|

4. 投稿資格

- ① 経営学専任教員および非常勤教員が投稿できます。
- ② また、経営学部専任教員の推薦を受けた者の投稿も可能です。

5. 投稿方法

- ① 次の印刷記入済み書類と電子ファイルを編集委員会に提出してください。
 - 記入済み書類：「投稿申込書」、「著作権使用許諾書」
 - 論文等印刷物：投稿論文等の印刷物1部（電子ファイルとの内容確認用）
 - 電子ファイル：「論文等ファイル」※メール添付またはUSBメモリ等にて※提出に必要な書類は経営学部事務室にて入手可能です。電子ファイルは本学 Shot フォルダにも提供しています。または、編集委員長にメールにて請求してください。
- ② 提出先： 『経営論集』編集委員長
- ③ 締切日時 別途案内を参照してください。

6. 掲載の通知とその後の作業

投稿された論文等の『経営論集』への掲載は編集委員会が投稿締切日後に選択します。選択結果は投稿者にメール等にて通知します。投稿締切後約半月以内に通知が届かない場合は編集委員長にお問い合わせください。

『経営論集』掲載に選択された論文等の整形は編集委員会が業者に委託し行います。整形後原稿の校正は投稿者が編集委員会から提示された期日までに行います。

7. 問合せ先：投稿に関する相談やお問い合わせは『経営論集』編集委員長まで。

8. その他

『経営論集』編集及び発行は、文教大学経営学部紀要発行規程に従います。また、本投稿要領は編集委員会の下で随時改訂されます。最新の要領に従い投稿をお願いします。

編集委員会

森 一将（委員長）

根本 俊男

経営論集 Vol.6

ISSN 2189-2490

2020年 3月31日発行

発行者 文教大学経営学部 石塚 浩

編集者 文教大学経営学部 研究推進委員会

編集長 森 一将

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

TEL : 0467-53-2111 FAX : 0467-54-3734

<http://www.bunkyo.ac.jp/faculty/business/>

印刷所 奥村印刷株式会社

Journal of Public and Private Management

 Vol. 6

 March 2020

Contents

Articles

- Problems of Participation of Local Communities in Geotourism:
 The Case of San-in Coast Geopark Masakazu Aoki No. 1
- Situation and issues of compact cities in Eastern Europe:
 the case of Prague Metropolitan Plan Masakazu Aoki No. 2
- Economic Structure in Northeast Region Japan and the
 Impact of the Great East Japan Earthquake in Economics Hiroaki Sakurai No. 3
- Need the Health Tax?
 —Previous Studies and Implications from the Sugar Tax in Abroad—
 Hiroaki Sakurai and Rikiya Jibiki No. 4
- Regional financial institution and regionality Masayuki Tashiro No. 5
- Fairness of Intergenerational Burden in Local Finance
 —Verification of Retirement benefits from an Accounting Perspective—
 Miyuki Nakagawa No. 6
- An effect analysis of intuitive scoring in interview selections with path model
 Kazumasa Mori, Tomoko Oe and Taka-Mitsu Hashimoto No. 7

 Published by

Faculty of Business Administration, Bunkyo University
 1100 Namegaya, Chigasaki, Kanagawa 253- 8550, JAPAN